

政策調整会議次第

日時 令和 2 年 2 月 4 日（火）

午前 9 時

場所 別館 3 階 市長公室

1 開会

2 議題

- （１）第 2 期朝霞市子ども・子育て支援事業計画（案）
- （２）朝霞市自殺対策計画（案）
- （３）朝霞市学校施設長寿命化基本方針（案）

第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

このまちで 育ってよかった 育ててよかった
子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞

1 計画の趣旨と目的

近年の少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間を計画期間とする「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童対策などの子育て支援施策を総合的に推進してきました。

しかし、保育ニーズの高まりにより待機児童や入所保留児童の解消には至っておらず、生まれ育った環境に左右されない子どもの健全な成長の支援、安心・安全な子育て環境の整備など継続して取り組むべき課題は山積しています。未来を担う本市の子どもたちが家庭・学校や教育・保育施設、地域の中で健やかに成長し、幸せに暮らしていくために、子どもと子育て家庭への支援施策をさらに充実していく必要があります。

本計画は、第1期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的に取りまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定します。

2 計画の性格と位置づけ

○本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づいて策定するものです。また、第1期計画で継承してきた次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐ計画として、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く検討するものです。

○本計画は、子どもの貧困対策計画を包含するものです。

○本計画は、本市の最上位計画である「第5次朝霞市総合計画」の分野別計画に位置付け、上位計画である「朝霞市地域福祉計画」、その他の関連する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。

○本計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。

3 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年を計画の期間とし、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
朝霞市子ども・子育て支援事業計画												
					第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)							
										次期計画 (令和8年度～)		

4 計画の対象

子ども・子育て支援法第6条では「子ども」とは、18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とされています。この計画の対象は、出生前から乳幼児期を経て、18歳までの子どもとその家庭とします。ただし、一部の施策については、年齢を拡大して対象としているものもあります。

5 現状と課題

(1) 経済的困難を抱える家庭の子どもへの支援

アンケート調査結果によると、小学生・中学生がいる子育て家庭のうち5～6％程度の家庭が経済的困難を抱えている可能性があることが分かりました。そのような家庭は相談先を知らないことや支援を求める声を上げにくいこと、家庭の状況が子どもの生活や学習にも影響を与えており、世代を超えて連鎖する恐れもあることから、生まれ育った家庭の環境によらず子どもが未来への希望を持ち、自信や自己肯定感を持って自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を用意する必要があります。

(2) 虐待の防止対策

アンケート調査結果によると、子育て家庭の多くが児童虐待に関心を持っており、通報先として児童相談所を上げる割合は過半数となっていますが、児童虐待が起こる原因として「保護者の精神的な不健康」や「家庭の経済的な問題等に伴う生活への不満やストレス」、「保護者の子育てに対する経験と知識の不足」などが挙げられており、どの家庭でも起こる可能性があります。児童相談所における本市の児童虐待相談件数は大幅に増加しており、社会的に子どもの命に係わる虐待も起きていることから、本市においても虐待の防止対策と適切な対応が必要になります。

(3) 外国につながるのある子どもへの支援

市内の公立小・中学校に通う児童のうち、外国籍児童数は5年間で2倍以上に増加しており、日本語指導が必要な児童も多くなっています。このような子どもの家庭では、保護者も日本語が理解できず地域の生活での戸惑いや就園・就学時の課題や学習の遅れなどが懸念されており、日本語指導、就園・就学の支援、円滑な受け入れなど支援が必要になります。

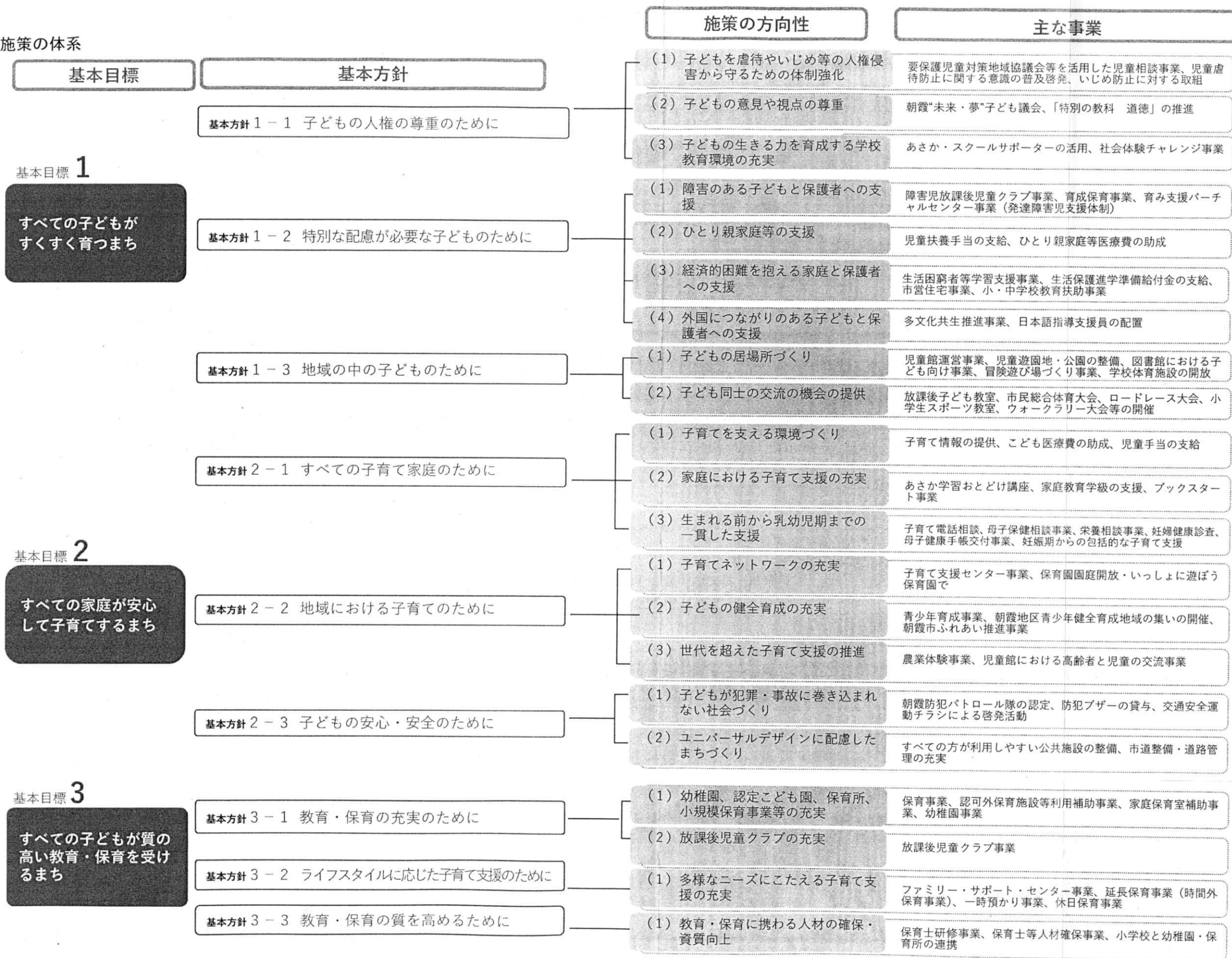
(4) 成長段階に応じた切れ目のない支援

インターネットなど便利な情報があふれる中で子育てを手伝ってもらえる人や相談相手がいらないなど子育て家庭の孤立化が問題になっています。また、本市では市外から転居して来て出産・子育てをする子育て世代が増えており、子育て支援施設や公園などの地域資源や相談窓口などの情報が届いていない世帯もいる可能性があります。妊娠中から出産を経て子育てをする中で、子どもの成長段階に応じて必要な支援を切れ目なく受けられるようにする必要があります。

(5) 安全に生活し、安心して子育てができる地域づくり

日本全国で交通事故や犯罪、虐待事案など子どもが被害を受けたり大切な命が犠牲になる痛ましい事件・事故が起きています。子育て家庭や子どもたちが安全に生活し、安心して活動し、健やかに成長できる地域をつくる必要があります。

6 施策の体系



幼児期の学校教育・保育の提供

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み
- ・施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）、
地域型保育給付（小規模保育など）の量の見込みと確保の内容

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育（保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育（子どもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育（事業所内の施設等において保育を行う。）

地域子ども・子育て支援事業の充実

- ・地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業（時間外保育事業）
- 放課後児童クラブ事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健康診査事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

第 2 期朝霞市子ども・子育て支援事業計画（案）

令和 2（2020）年 3 月

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の対象.....	2
第2章 朝霞市の子どもを取り巻く現状.....	3
1 人口の推移.....	3
2 出生数等の推移.....	4
3 女性の就業率の推移.....	5
4 就学前児童等の状況.....	6
5 小学校児童・放課後児童クラブ利用者の推移.....	7
6 障害のある子どもの状況.....	8
7 ひとり親家庭の状況.....	9
8 児童虐待に関する状況.....	10
9 外国につながりのある子どもに関する状況.....	11
10 アンケート調査結果の概要.....	12
(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査.....	12
(2) 子どもの生活に関するアンケート調査.....	24
(3) ヒアリング調査結果の概要.....	32
11 第1期計画の振り返り.....	36
12 現状と課題のまとめ.....	42
第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策.....	43
1 基本理念.....	43
2 大切にすべき視点.....	44
3 基本目標.....	45
4 施策の体系.....	46

第4章 次世代育成支援行動計画.....	49
基本目標1 すべての子どもがすくすく育つまち.....	49
基本目標2 すべての家庭が安心して子育てするまち.....	63
基本目標3 すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち.....	73
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	79
1 子ども・子育て支援新制度の概要.....	79
2 教育・保育提供区域の設定.....	80
3 子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み.....	80
4 計画の設定と進捗管理.....	81
5 幼児期の学校教育・保育の提供.....	82
6 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	83
第6章 計画の推進・進捗管理体制.....	97
1 計画の推進体制.....	97
2 情報提供・周知.....	97
3 計画の評価・検証・公表.....	97
資料編.....	98
1 策定の経過.....	98
2 朝霞市子ども・子育て会議条例.....	100
3 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿.....	102
4 関連事業の一覧.....	103
5 用語集.....	111

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て支援関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」と子育て支援施策を総合的に推進するための「朝霞市次世代育成支援行動計画」を包含した平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間の計画期間とする「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定しました。

平成27(2015)年度からの5年間に、待機児童解消に向け、教育・保育施設や放課後児童クラブの整備を進め、認可保育施設の定員数は約900人、放課後児童クラブの利用定員数は300人超と大幅に拡大しました。また、休日や時間外の保育、病児保育など多様なニーズに応えるサービスを充実しており、一定の成果をあげています。しかし、保育ニーズの高まりにより待機児童や入所保留児童の解消には至っておらず、教育・保育の質の向上や生まれ育った家庭の環境に左右されない子どもの健全な成長の支援、安心・安全な子育て環境の整備など継続して取り組むべき課題は山積しています。未来を担う本市の子どもたちが家庭・学校や教育・保育施設、地域の中で健やかに成長し、幸せに暮らしていくために、子どもと子育て家庭へ支援施策をさらに充実していく必要があります。

この「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

- この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づいて策定するものです。また、第1期計画で継承してきた次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐ計画として、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く検討するものです。
- この計画は、子どもの貧困対策計画を包含するものです。
- この計画は、本市の最上位計画である「第5次朝霞市総合計画」の分野別計画に位置付け、上位計画である「朝霞市地域福祉計画」、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。
- この計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。

3 計画の期間

この計画は、令和 2 (2020)年度から令和 6 (2024)年度までの 5 か年を計画の期間とし、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

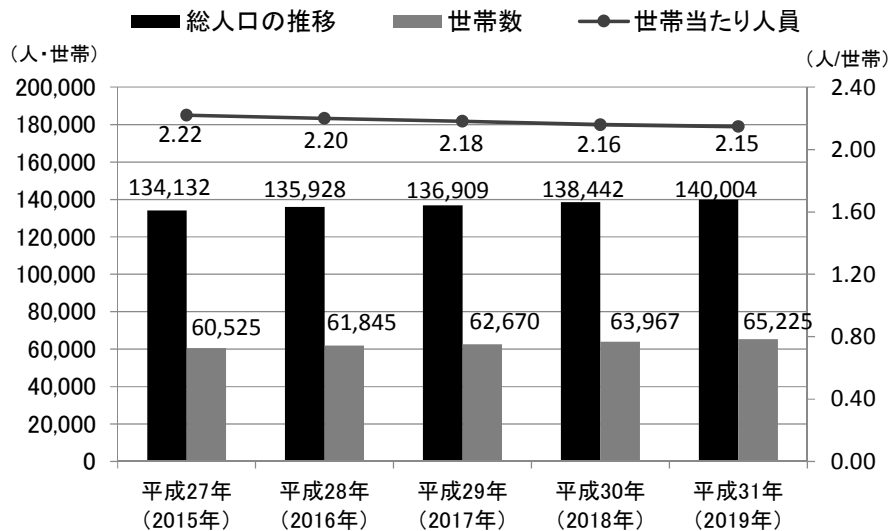
子ども・子育て支援法第 6 条では「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者とされています。この計画の対象は、出生前から乳幼児期を経て、18 歳までの子どもとその家庭とします。ただし、一部の施策については、年齢を拡大して対象としているものもあります。

第2章 朝霞市の子どもを取り巻く現状

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

【人口・世帯数・世帯当たり人員】



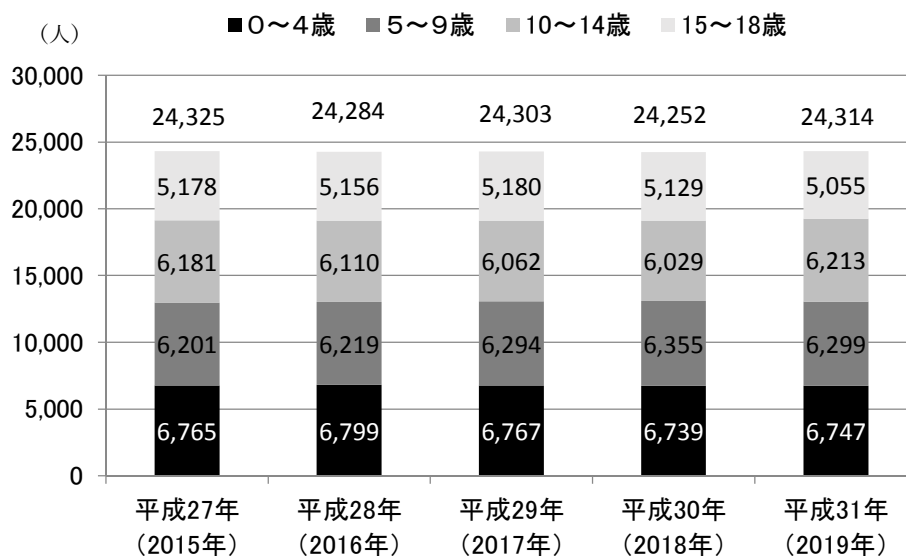
資料：朝霞市住民基本台帳（各年1月1日現在）

本市の総人口は増加傾向が続いており、平成31(2019)年には140,004人となっています。世帯数についても増加傾向にあり、平成31(2019)年には65,225世帯となっています。

世帯当たりの人員については、緩やかに減少しており、平成31(2019)年には2.15人となっています。

(2) 子どもの数（0～18歳人口）の推移

【子どもの数】

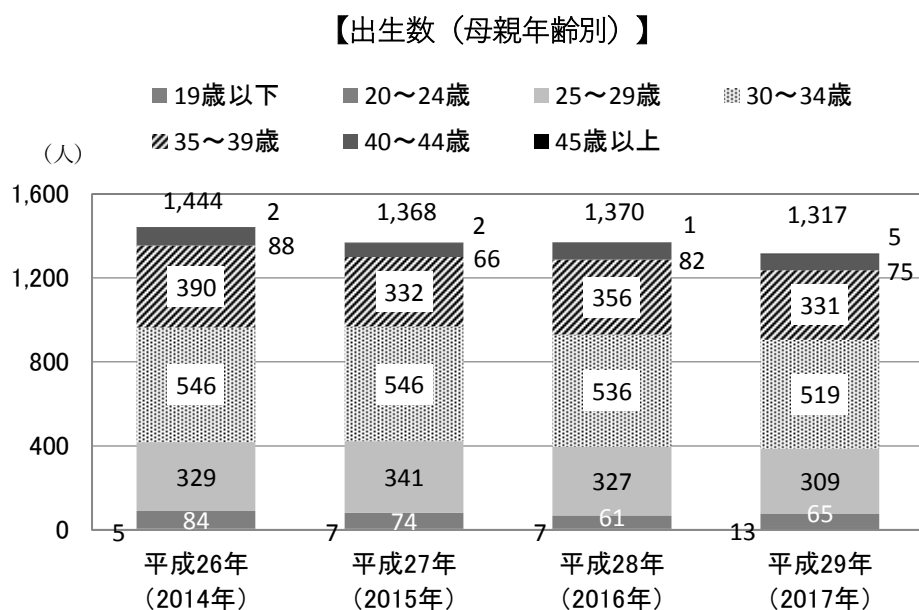


資料：朝霞市住民基本台帳（各年1月1日現在）

子どもの数（0～18歳人口）の推移をみると、平成31(2019)年で24,314人となっており、平成27(2015)年以降は24,000人台で概ね横ばいとなっています。

2 出生数等の推移

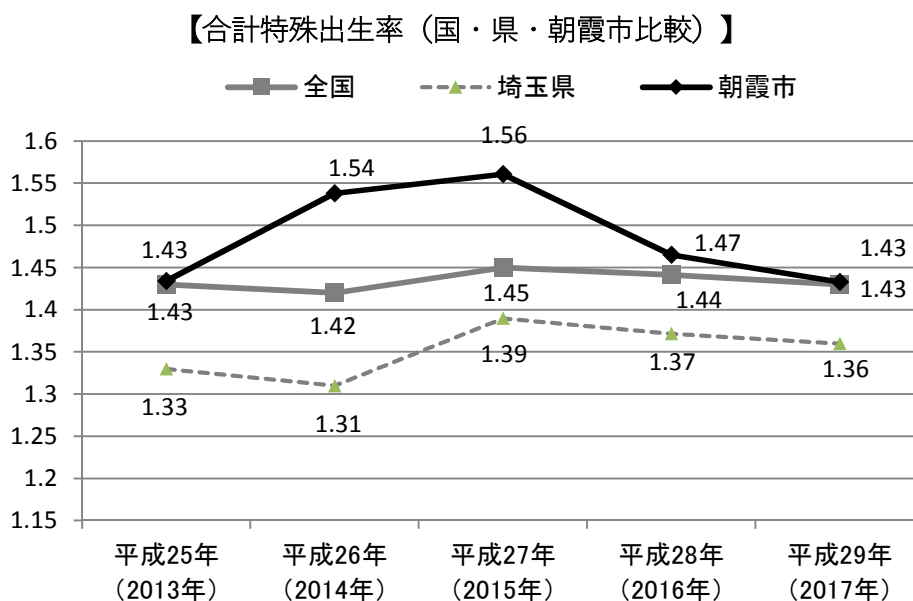
(1) 出生数の推移



資料：埼玉県保健統計

本市の出生数は減少傾向にあり、平成 29(2017)年には 1,317 人となっています。また、母親の年齢別出生数は 30～34 歳が最も多く、35～39 歳、25～29 歳の順となっています。

(2) 合計特殊出生率の推移



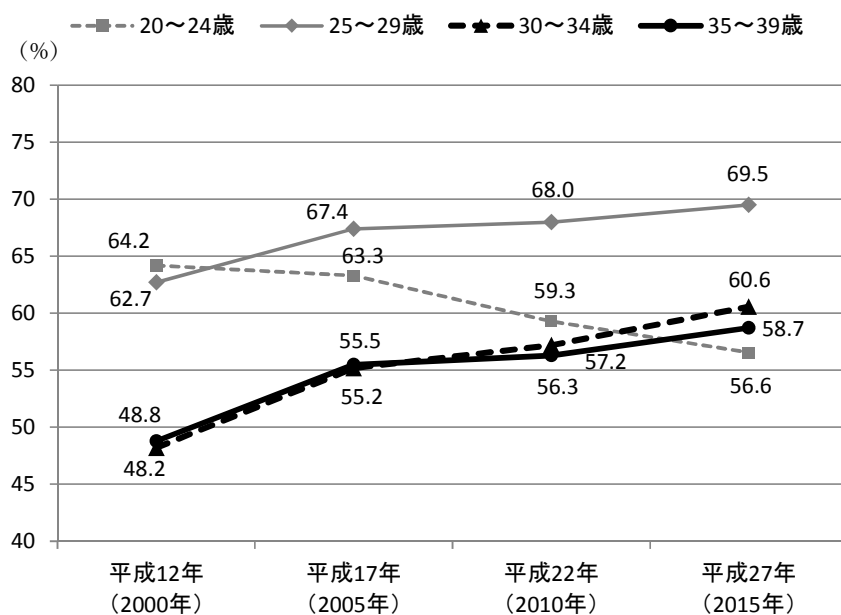
資料：埼玉県保健統計

合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率をすべて足した数字のことで、ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均の数を表す。

本市の合計特殊出生率は、平成 28(2016)年まで国、県よりも高い水準で推移してきましたが、平成 29(2017)年には 1.43 と全国と同じ水準となっています。

3 女性の就業率の推移

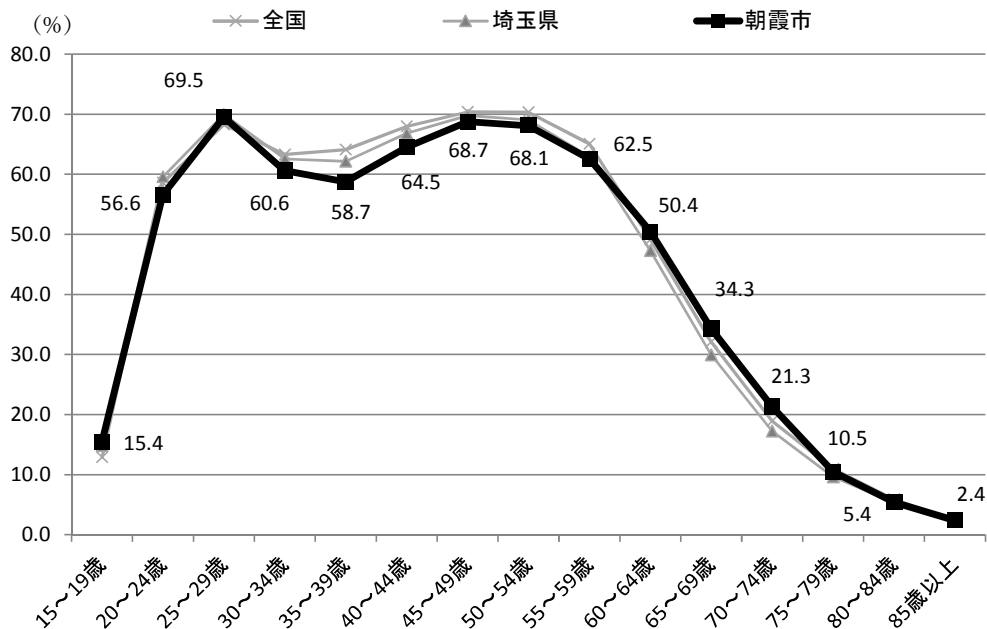
【朝霞市の女性就業率（年齢別）】



資料：国勢調査

就業率：15歳以上人口に占める就業者（従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていないが病気などのため休んでいるもの）を合わせたもの）の割合である。

【女性の年齢階層別就業率（平成27(2015)年）】



資料：国勢調査

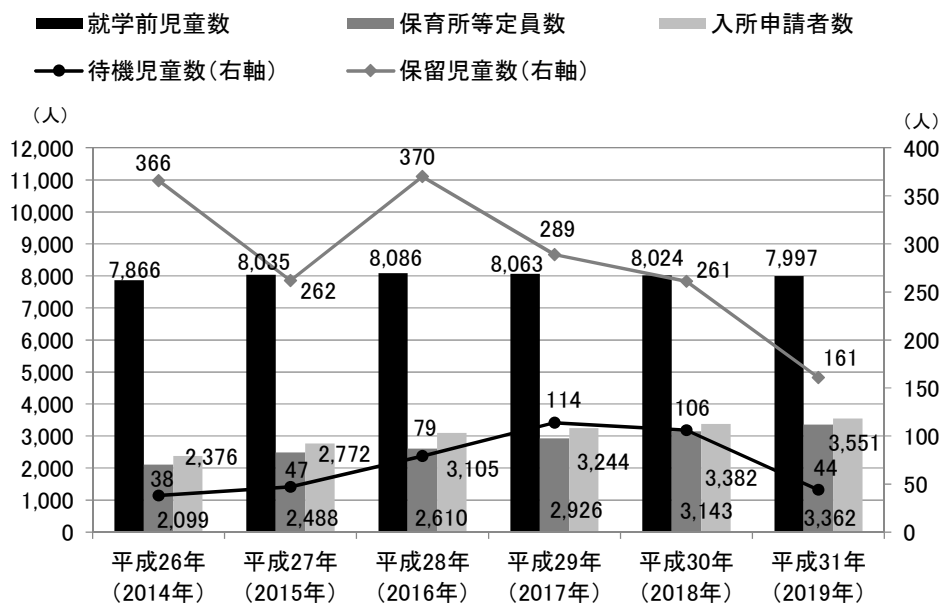
女性の就業率は、20歳代前半では、平成12(2000)年から平成27(2015)年にかけて7.6ポイント減少しています。一方、20歳代後半から30歳代の就業率は増加しています。

また、女性の年齢階層別就業率は、全国、埼玉県、朝霞市のいずれも30歳代で低下し40歳代以降に再び上昇する「M字カーブ」となっており、本市では30歳代、40歳代で全国、埼玉県を下回り、M字の底が深くなっています。

4 就学前児童等の状況

(1) 就学前児童・待機児童数等の推移

【就学前児童・待機児童数等】



資料：保育課（各年4月1日現在）

保留児童数：保育所等の利用を希望し、市へ入所申請をした者のうち、希望する施設の定員超過等のため、利用ができなかった児童の数をいいます。

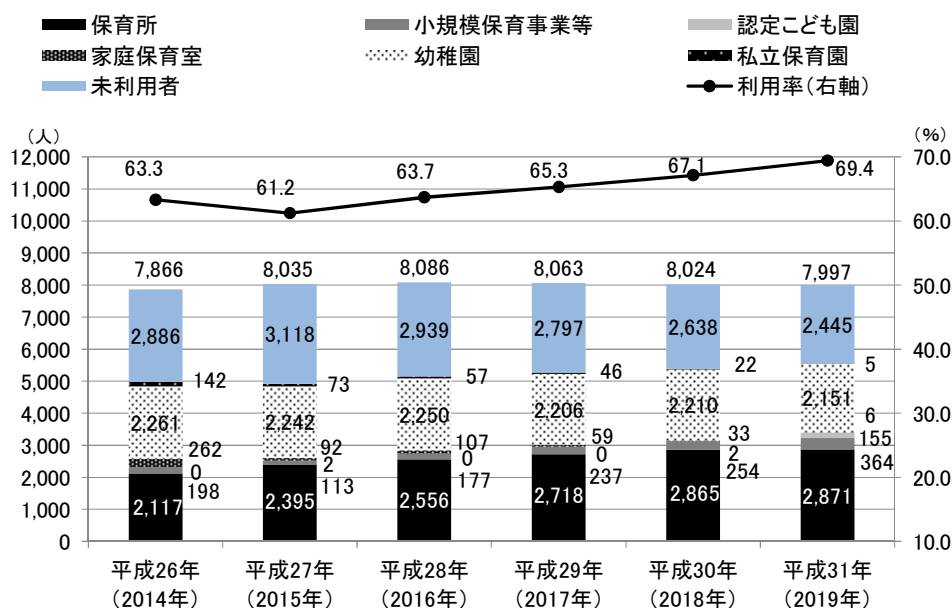
待機児童数：「保留児童数」から、国の定義※に従い、求職活動を休止している者や、特定の空いていない施設を希望しているために利用保留となっている者等を除いた数をいいます。

※平成29(2017)年度に定義の見直しが行われ、主に育児休業を取得している者を待機児童から除く条件が変更されました。これにより、平成28(2016)年度以前よりも平成29(2017)年度以降の方が、数が大きくなる傾向があります。

就学前児童数は、平成27(2015)年以降、8,000人前後で推移しており、平成31(2019)年には7,997人となっています。また、保育所等の整備が進み、保育所等定員数は平成30(2018)年に3,143人、平成31(2019)年に3,362人と増加しましたが、毎年定員数を上回る入所申請があり、保育所等の待機児童数は平成31(2019)年に44人となっています。なお、保留児童数は平成31(2019)年に161人となっています。

(2) 保育所・幼稚園・家庭保育室等の利用状況の推移

【保育所・幼稚園・家庭保育室等の利用状況】



資料：保育課（各年4月1日現在）

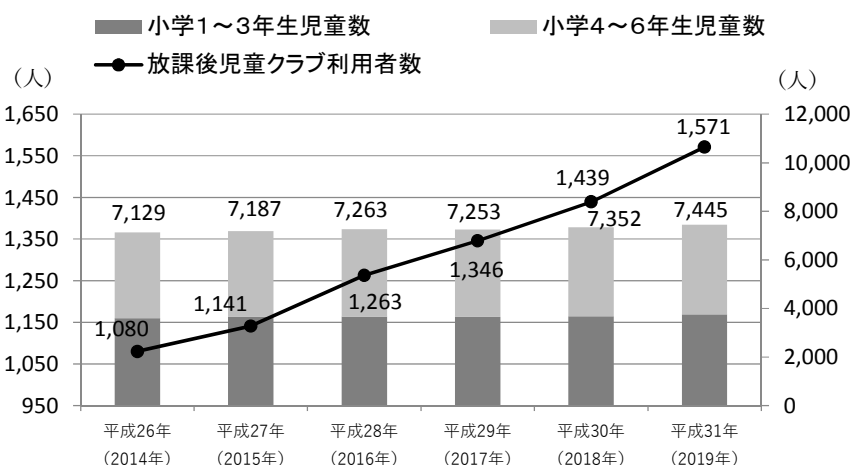
本市の就学前児童の数は横ばいで推移するなか、就学前児童で施設を利用しない者（未利用者）は減少傾向にあり、保育所・幼稚園・家庭保育室等の利用率は平成31(2019)年に69.4%と過去最高となりました。

保育所、小規模保育事業等の利用については、増加傾向にあります。一方で、幼稚園の利用者数は減少傾向にあります。

私立保育園：ここでの私立保育園とは、朝霞市が独自で助成を行っている3歳以上を対象とした認可外保育施設をいいます。

5 小学校児童・放課後児童クラブ利用者の推移

【小学校児童数・放課後児童クラブ利用者数】



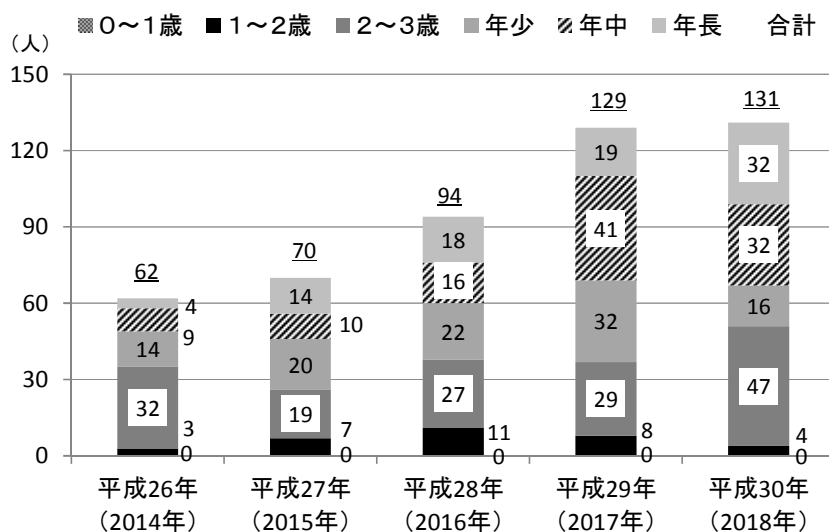
資料：保育課・教育管理課（児童数は各年5月1日現在、利用者数は各年4月1日現在）

小学校の児童数は、近年増加傾向にあり、平成31(2019)年では7,445人となっています。また、放課後児童クラブの利用者数は、1,500人を超えています。

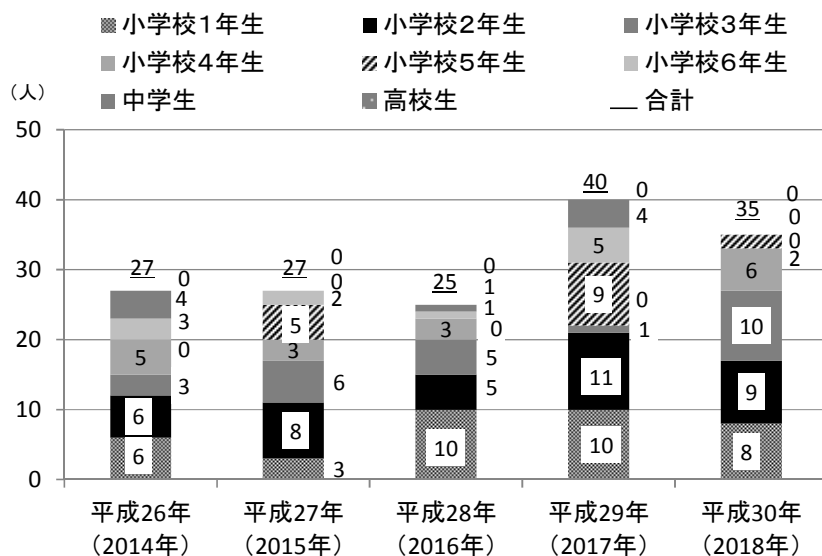
6 障害のある子どもの状況

【発育発達相談（精神・心理）相談者数】

■就学前児童



■小学生・中学生・高校生



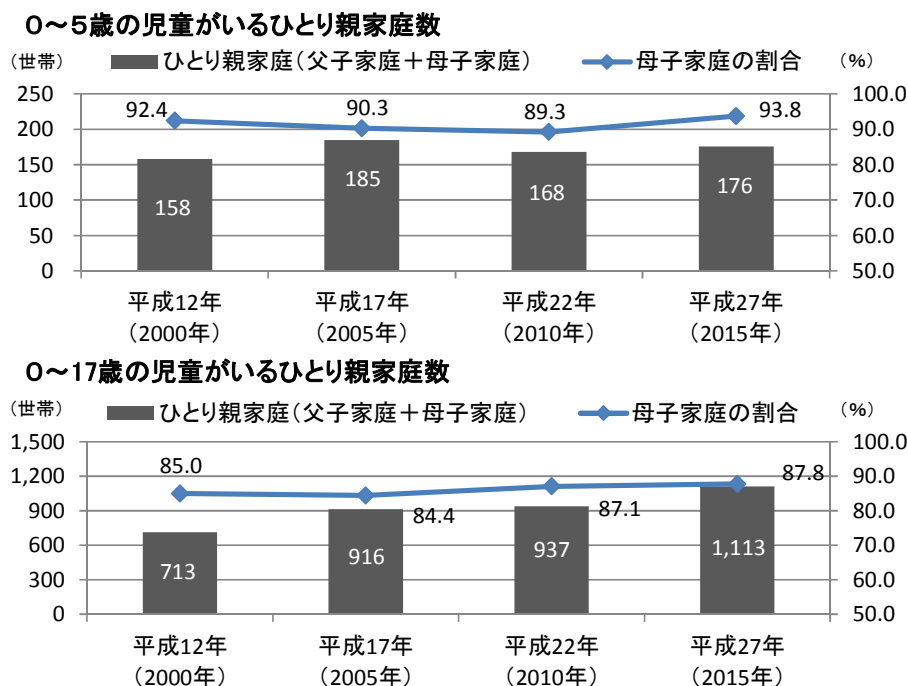
資料：健康づくり課（各年年度末）

本市の保健センターで発育発達相談（精神・心理）の相談を受けている就学前児童の人数は増加傾向にあり、特に「2～3歳」「年中児」「年長児」で多くなっています。小学生以上では、年により増減がありますが、「小学校1年生」「小学校2年生」で比較的多くなっています。

7 ひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭数の推移

【ひとり親家庭数の推移】

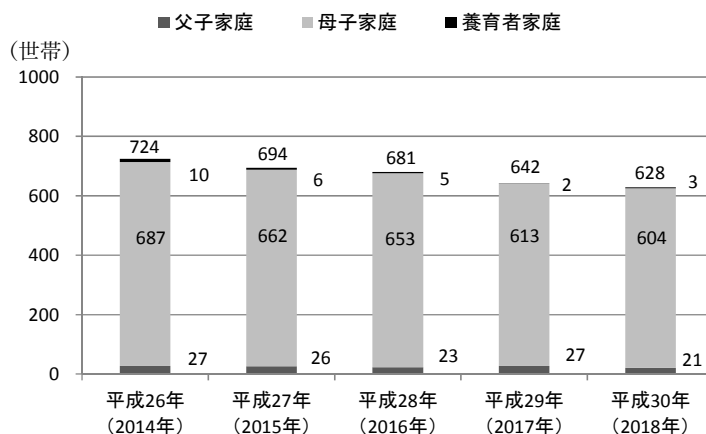


資料：国勢調査

0～5歳の児童がいるひとり親家庭数は、平成27(2015)年で176世帯となっており、平成17(2005)年からの10年間でほぼ横ばいでの推移となっています。0～17歳の児童がいるひとり親家庭数は、平成27(2015)年で1,113世帯となっており、平成12(2000)年以降増加し続けています。子育てを分担できる人や相談相手がいない、経済的な困難を抱えているなど支援が必要な家庭に情報やサービスが届くようにする必要があります。

(2) 児童扶養手当受給家庭数の推移

【児童扶養手当受給家庭数】



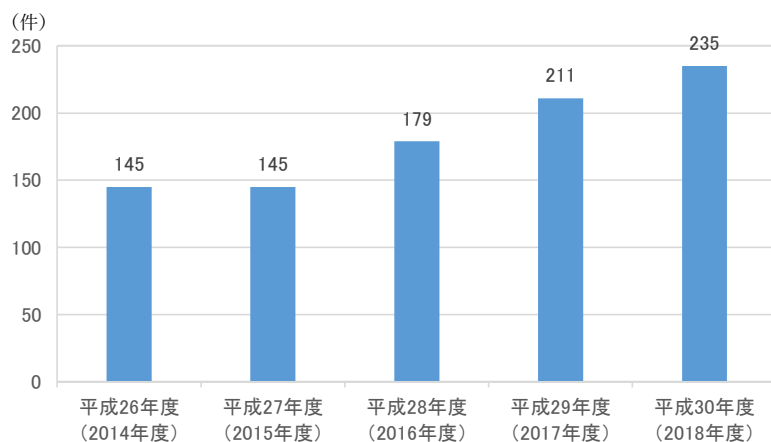
資料：こども未来課（各年年度末）

児童扶養手当受給家庭数は、平成26(2014)年以降減少傾向にあり、平成30(2018)年で628世帯となっています。受給家庭数は減少傾向にあるものの、経済的な困難を抱える家庭への適切な支援が必要となります。

8 児童虐待に関する状況

(1) 児童相談所の児童虐待相談対応件数

【所沢児童相談所が受付けた朝霞市における児童虐待相談の推移】



資料：所沢児童相談所

児童相談所の児童虐待相談対応件数は、毎年増加しており、平成 26(2014)年、27(2015)年度には 145 件でしたが、平成 30(2018)年度には 235 件となっています。

(2) 里親登録世帯数・委託里子数

(世帯・人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
里親数	13	15	16	19	20
委託里子数	9	10	10	10	8

※令和元年度は、7月末日現在の人数

資料：こども未来課

里親登録数は、平成 27(2015)年度には 13 世帯でしたが、令和元(2019)年度には 20 世帯となり、受入れ体制の整備が進んでいます。委託里子数は令和元(2019)年度で 8 人となっています。

(3) 児童養護施設・乳児院の延べ入所児童数

(人)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
児童養護施設 入所児童数	4	8	5	3	3
乳児院 入所児童数	4	0	3	3	3

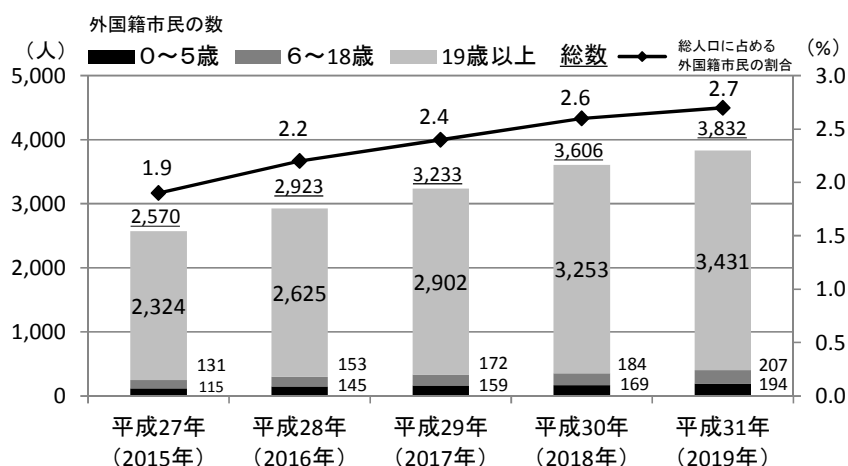
※入所等措置件数は、措置理由に虐待以外を含み、一時保護を除く。

資料：こども未来課

児童養護施設・乳児院の延べ入所等措置件数は、平成 30(2018)年度で 6 人となっています。

9 外国につながる子どもに関する状況

(1) 外国籍市民人口



資料：朝霞市住民基本台帳（各年1月1日現在）

外国籍市民人口は毎年増加しており、総人口に占める割合も上昇しています。また、0～18歳の外国籍の子どもの数も増加を続けており、平成31(2019)年には0～5歳が194人、6～18歳が207人、合計すると0～18歳全体で401人となっています。

(2) 外国籍児童生徒数

市内保育所の外国籍在園児童数

(人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市内保育所	29	31	36	63	76

※令和元年度は、7月末日現在の人数

資料：保育課

公立小・中学校に在籍する外国籍児童生徒数

(人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
小学校	53	59	80	92	102
中学校	13	19	23	29	34
合 計	66	78	103	121	136

※令和元年度は、5月1日現在の人数

資料：教育管理課（各年度末）

公立小・中学校に在籍する外国籍児童生徒数は、毎年増加を続けており、令和元(2019)年度には平成27(2015)年度と比較して2倍以上の136人となっています。

(3) 日本語指導が必要な児童生徒数

(人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
日本語指導が必要な児童生徒数	13	22	33	41

資料：教育指導課

日本語指導が必要な児童生徒数も増加しており、平成30(2018)年度には41人となっています。

外国につながる子ども：国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなどを表す。

10 アンケート調査結果の概要

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本計画を策定するにあたり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「朝霞市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査の概要

◆調査の種類・調査方法

調査の種類	調査対象	対象数	調査方法
就学前児童	市内在住の就学前児童の保護者	2,000 人	郵送配布-郵送回収
小学生	市内公立小学校に在籍する小学生の保護者	1,030 人	学校配布-学校回収
中学生・高校生	市内公立中学校に在籍する中学生	800 人	
	市内公立高校に在籍する高校生	160 人	
	市内在住の高校生年代	100 人	郵送配布-郵送回収
妊娠中の方	妊娠届を提出された方、母親学級参加者	80 人	直接配布-郵送回収
子育て支援施設職員	保育園、放課後児童クラブ、児童館、子育て支援センターの職員	42 人	郵送配布-郵送回収
障害児関係団体	放課後デイサービス、障害児放課後児童クラブ運営団体	9 団体	郵送配布-郵送回収

◆回収期間

郵送調査（就学前児童・高校生）	平成 31(2019)年 1 月 8 日(火)～1 月 28 日(月)
学校配布-回収（小・中・高校）	平成 31(2019)年 1 月 10 日(木)～1 月 28 日(月)
妊娠中の方・施設職員・障害児関係団体	平成 31(2019)年 3 月 1 日(金)～3 月 11 日(月)

◆回答状況

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000 人	1,346 人	67.3%
小学生	1,030 人	908 人	88.2%
中学生・高校生（計）	1,060 人	866 人	81.7%
中学生	800 人	663 人	82.9%
高校生（学校）	160 人	200 人	78.1%
高校生（郵送）	100 人		
その他（就業中・無回答）		3 人	
妊娠中の方	80 人	6 人	
子育て支援施設職員	42 人	26 人	
障害児関係団体	9 団体	3 団体	

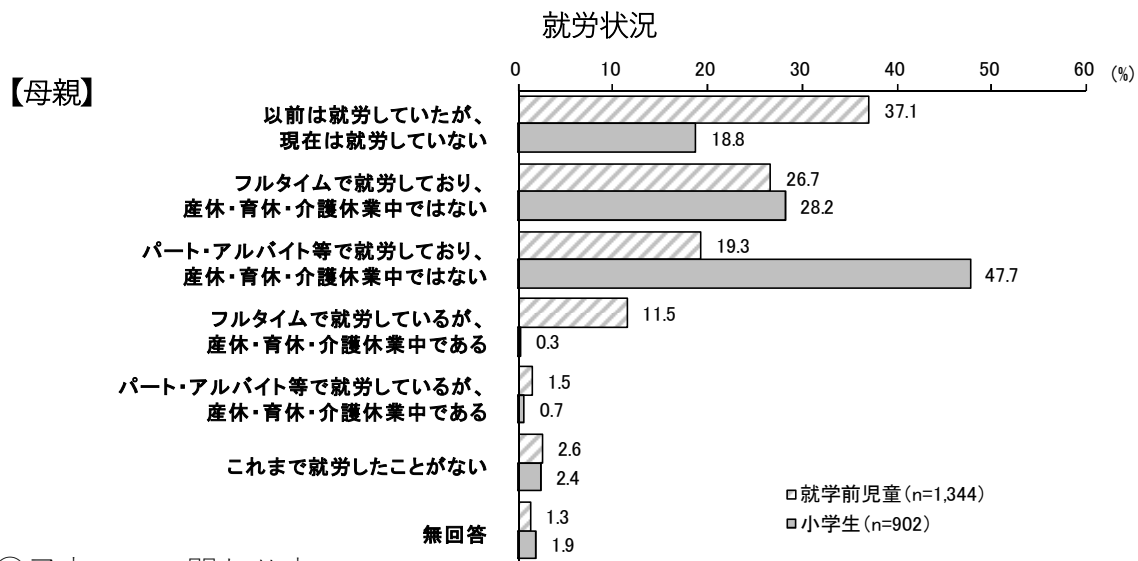
ここでは主な調査結果について、第1期計画策定時に実施した「朝霞市子育て支援に係るアンケート調査」（平成25(2013)年）結果と比較して分析しました。

調査結果 就学前児童・小学生

①保護者の就労状況

調査結果と課題

- 共働き世帯が増え、「フルタイム」で働く母親が増えており、保育所、学童保育のニーズが高まっていると考えられます。

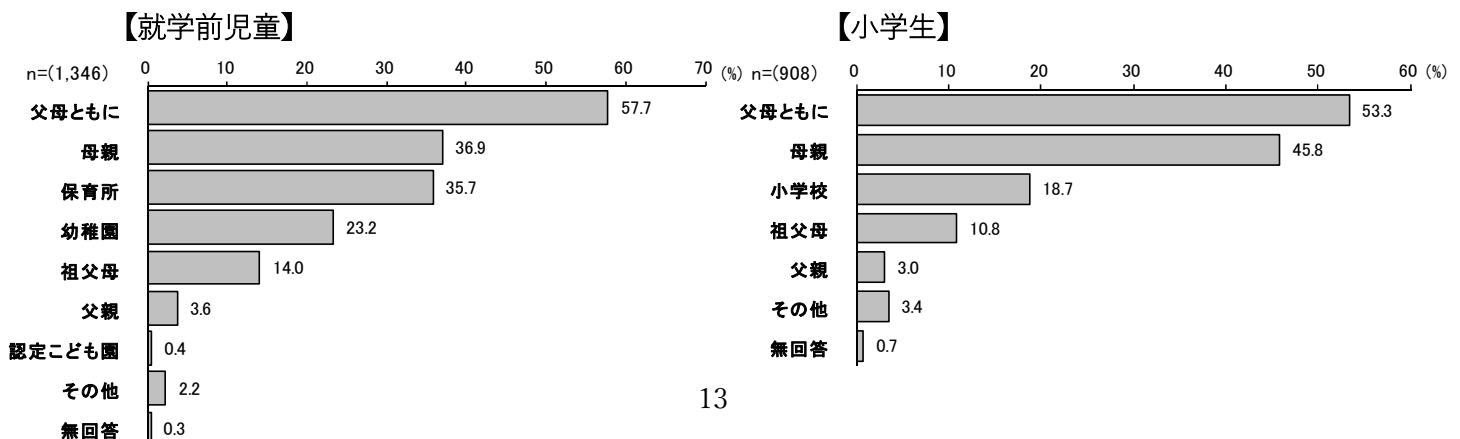


②子育てへの関わり方

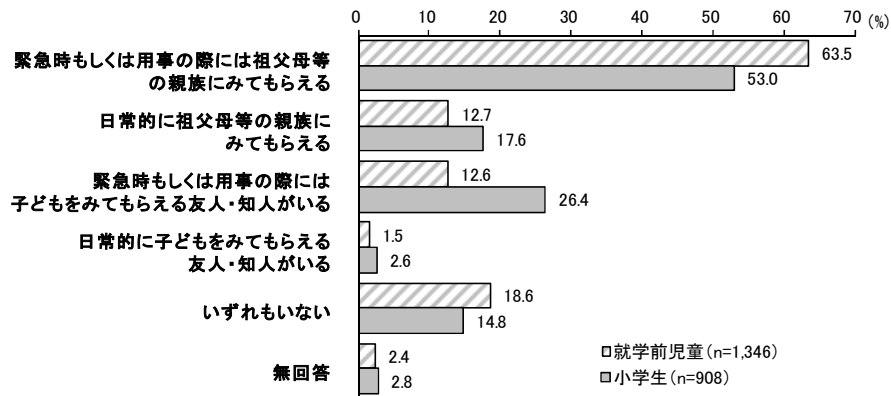
調査結果と課題

- 「父親と母親がともに子育てしている」という意識が高まっています。
- 親族・知人に日常的、緊急時に子どもをみてもらえる家庭が減少しており、身体的・精神的な負担や時間的制約を心配する傾向が強まっています。
- 9割程度の方が子育てをする上で相談できる相手が「いる／ある」と答えており、相談相手は「祖父母等の親族」「友人や知人」が多くなっています。相談先が「いない／ない」の人もいるため、相談先の周知や孤立を防ぐ取組など相談先が「いない／ない」人のケアが重要です。

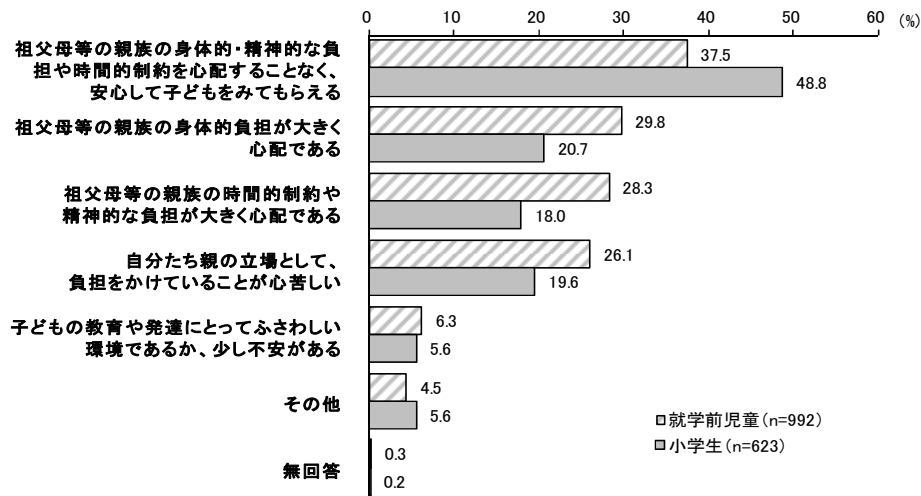
子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人(施設)



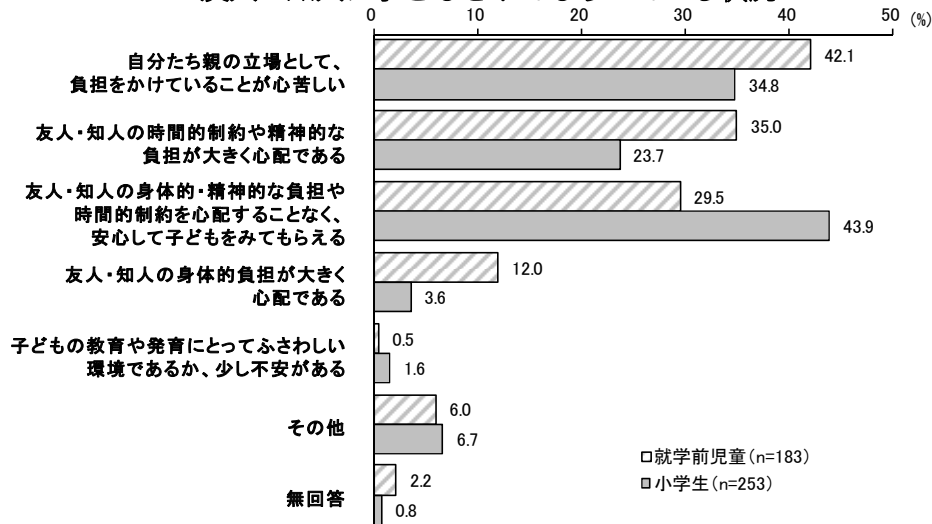
お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



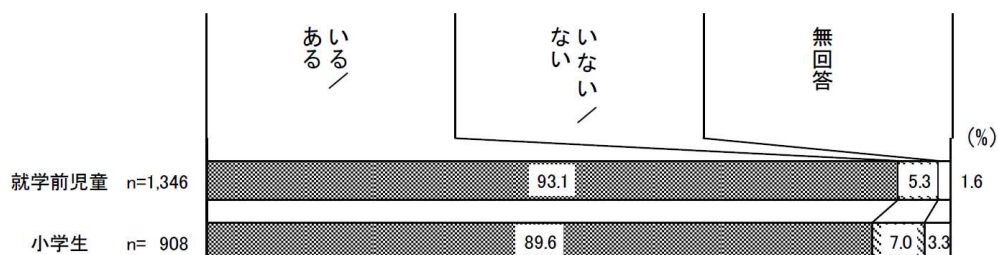
祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況



友人・知人に子どもをみてもらっている状況



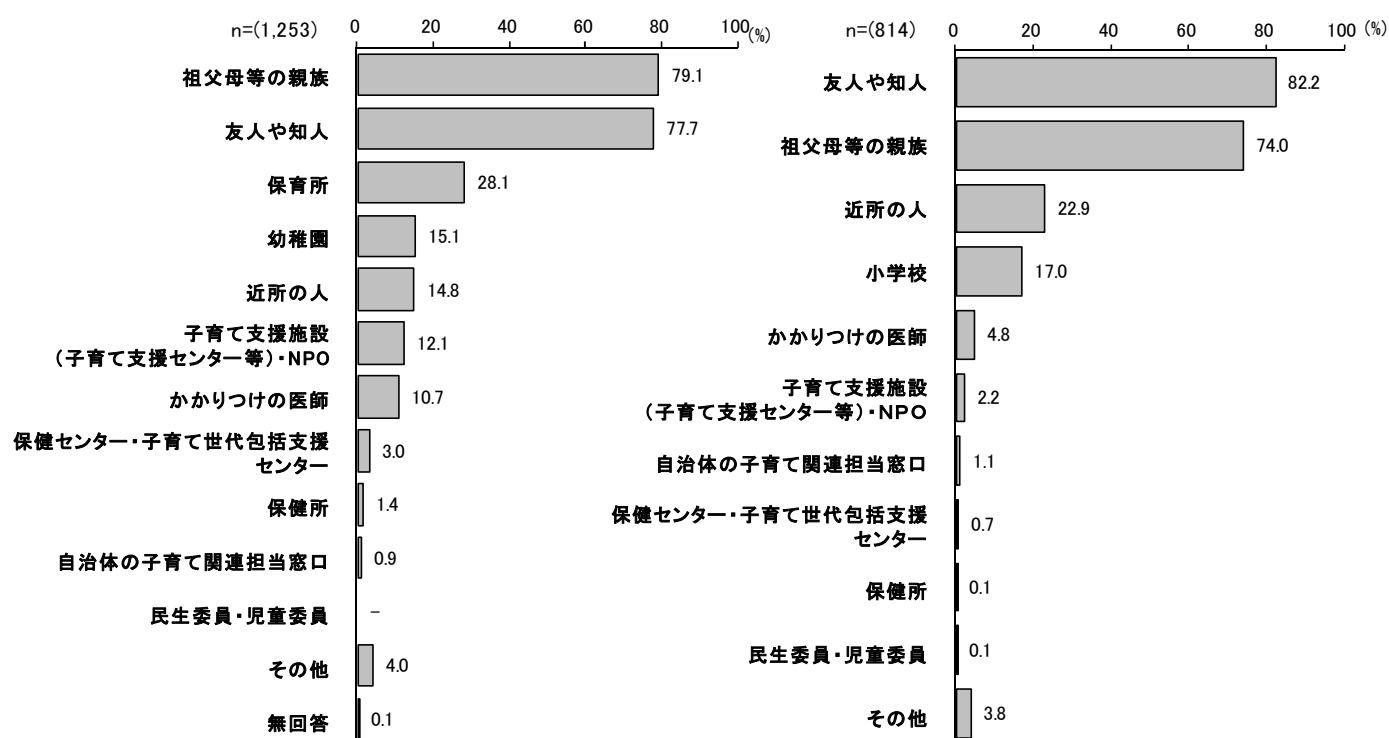
子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人（施設）の有無



子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる相談先

【就学前児童】

【小学生】

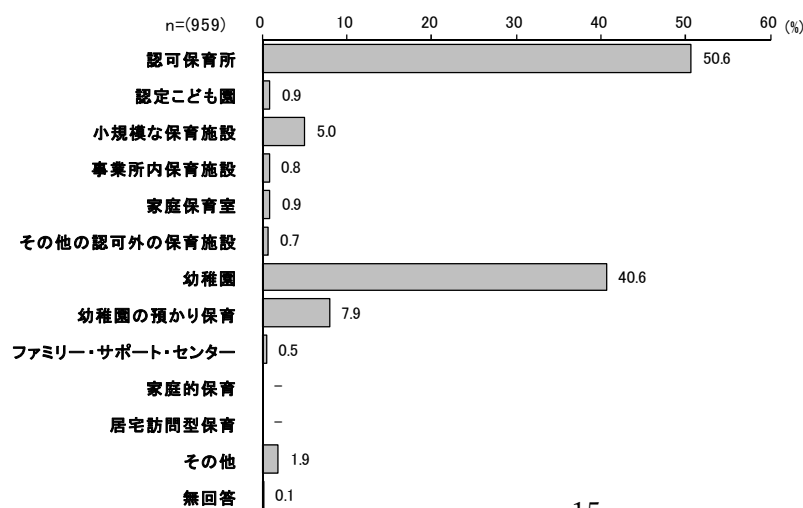


③教育・保育事業の利用状況と希望

調査結果と課題

- 「保育所」を利用している家庭の割合が高まっており、利用を希望する家庭も多くなっています。幼児期の教育・保育の無償化が実現した場合の希望では、認可保育所のほか、幼稚園、幼稚園の預かり保育の利用希望が高くなっています。
- 共働き世帯の増加により保育所だけでなく幼稚園の保育時間の延長、預かり保育や長期休暇中の保育へのニーズも高まると考えられます。
- 共働き世帯でも「幼稚園」を希望する世帯もありますが、「幼稚園での預かり保育の時間が延長されれば」「平日の行事や休園日などで仕事を休む必要がなければ」が課題となっています。

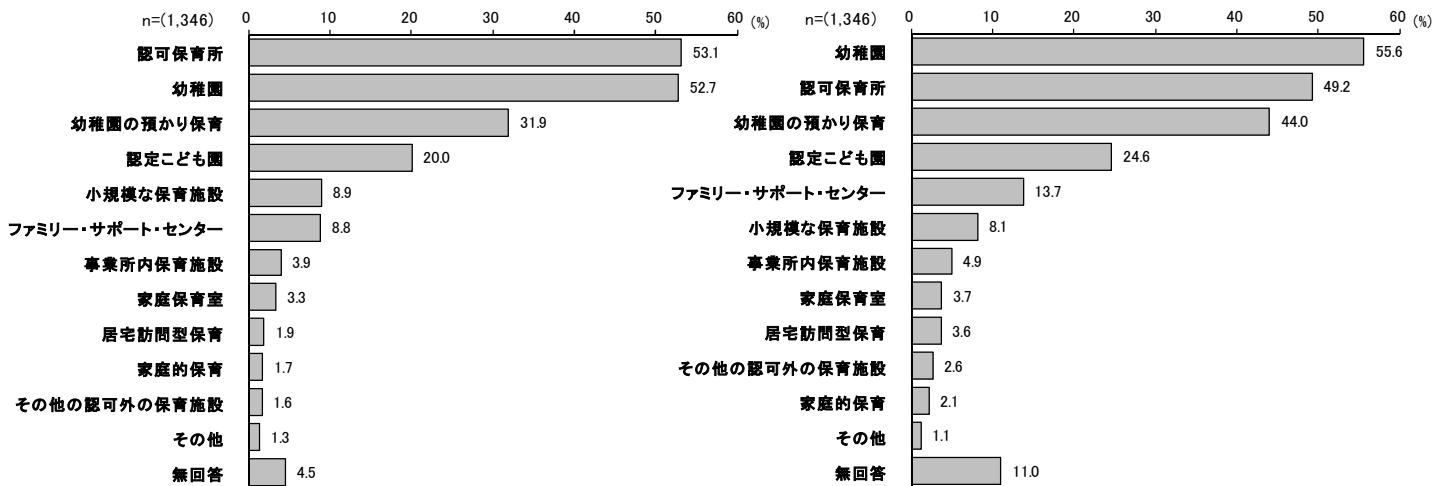
定期的に利用している事業



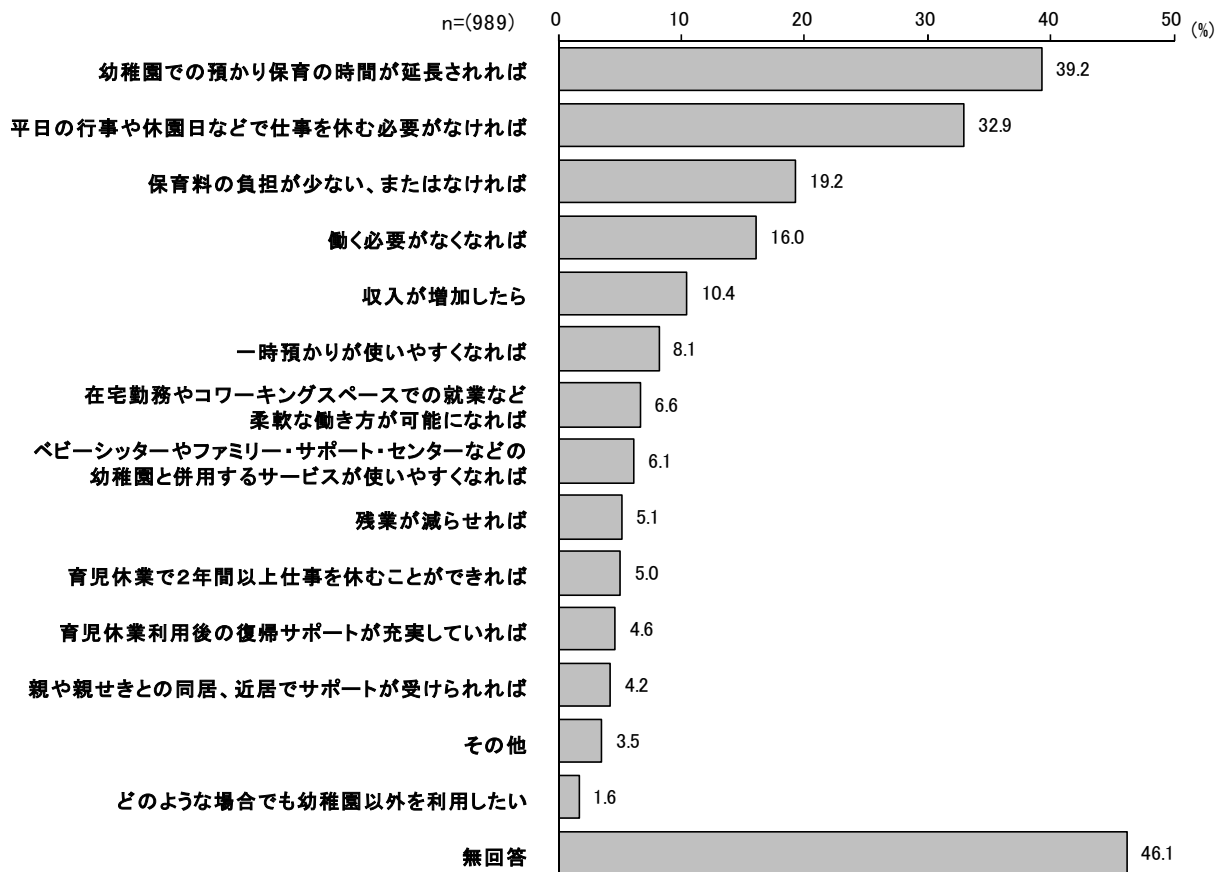
定期的に利用したい教育・保育の事業

現在の希望

3歳から5歳までの無償化が実現した場合



幼稚園の利用を考える条件(環境)



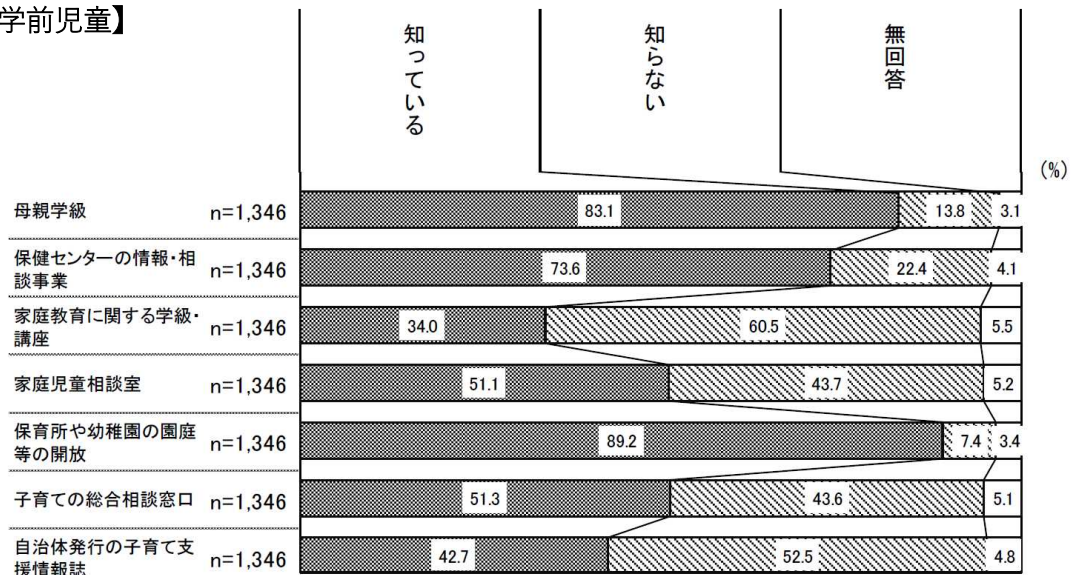
④子ども・子育て支援事業の利用状況と希望

調査結果と課題

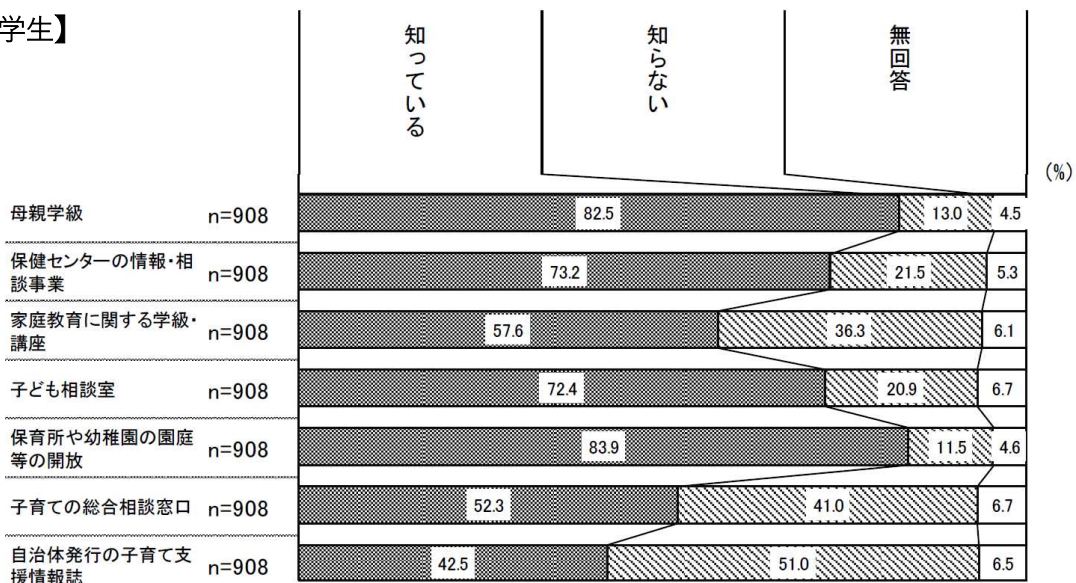
- 各種子ども・子育て支援事業のうち、特に「子育ての総合相談窓口」「自治体発行の子育て支援情報誌」の認知度があがっており、周知が進んでいますが、必要な人が利用できるようさらに周知を進めていく必要があります。
- 子どもが病気やけがで教育・保育の事業や学校を休む必要があった際に「母親が休んだ」「父親が休んだ」が増加しています。「病児保育」の利用意向（「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」）は就学前児童で43.0%となっています。
- 「放課後児童クラブ（学童保育）」のニーズは高まっており、小学生の居場所の充実が必要となっています。

各種支援事業の認知状況

【就学前児童】

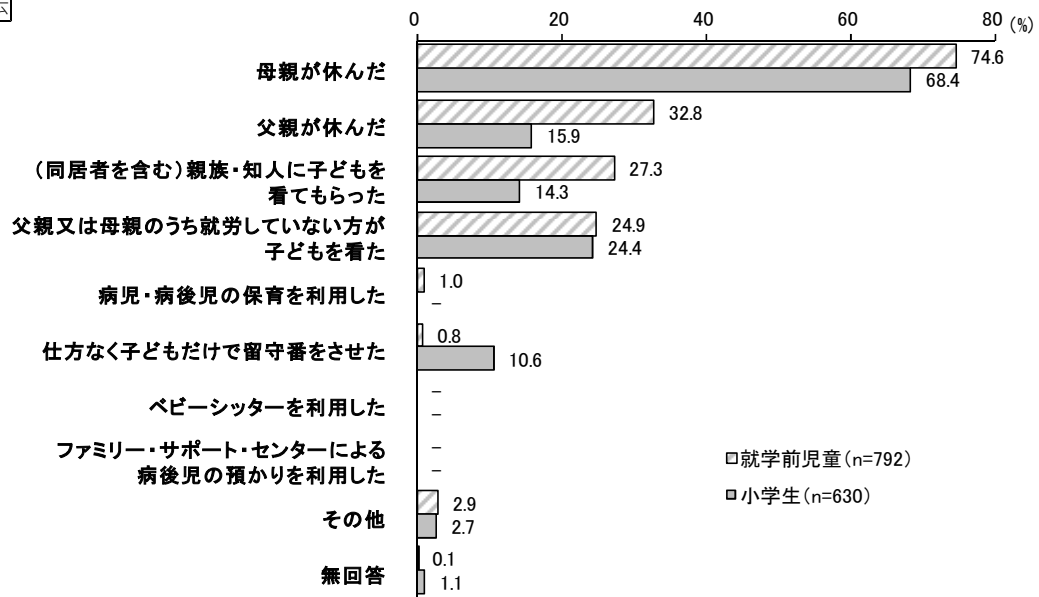


【小学生】

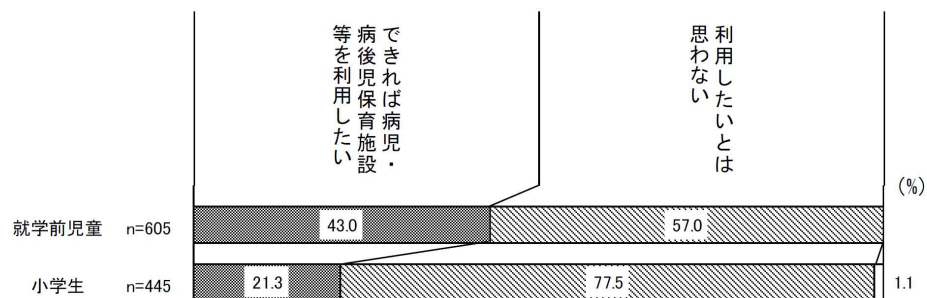


子どもが病気等で事業が利用できなかった・学校を休む必要があった際の対処方法

対処方法

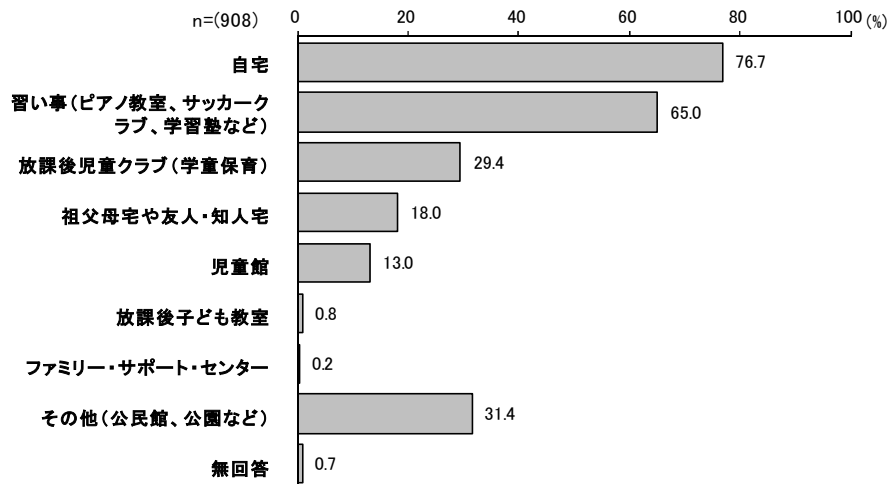


病児・病後児のための保育施設等の利用希望



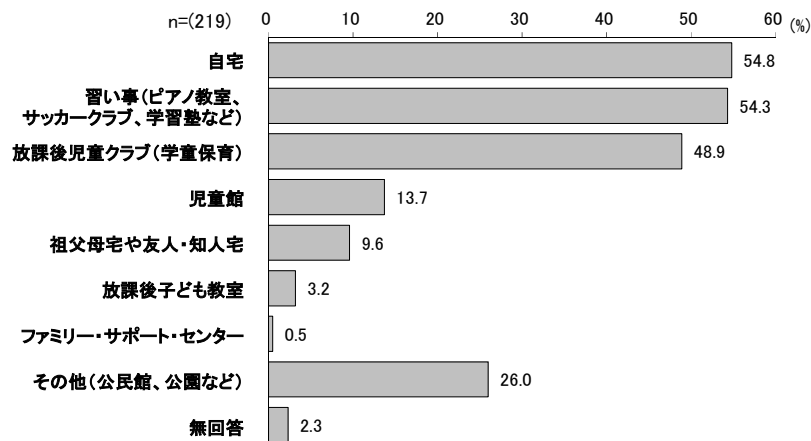
小学生の放課後の過ごし方

【小学生】

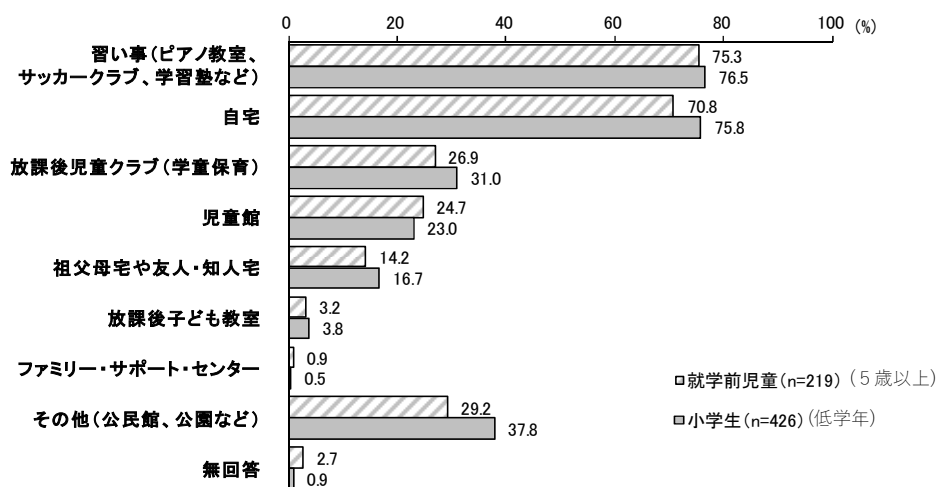


小学校低学年の間、放課後を過ごさせたい場所

【就学前児童（5歳以上）】



小学校高学年の間、放課後を過ごさせたい場所

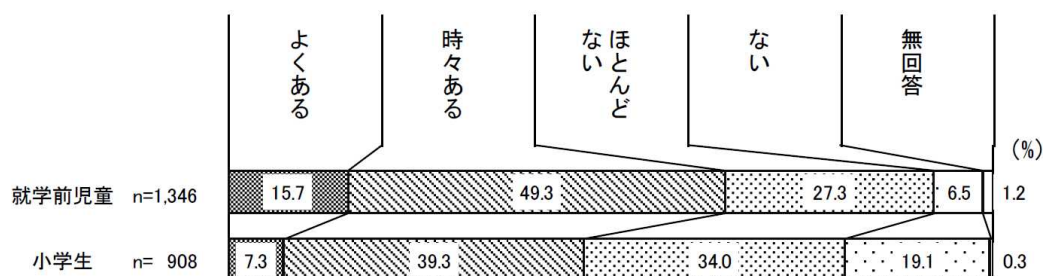


⑤子育ての不安や悩みなどについて

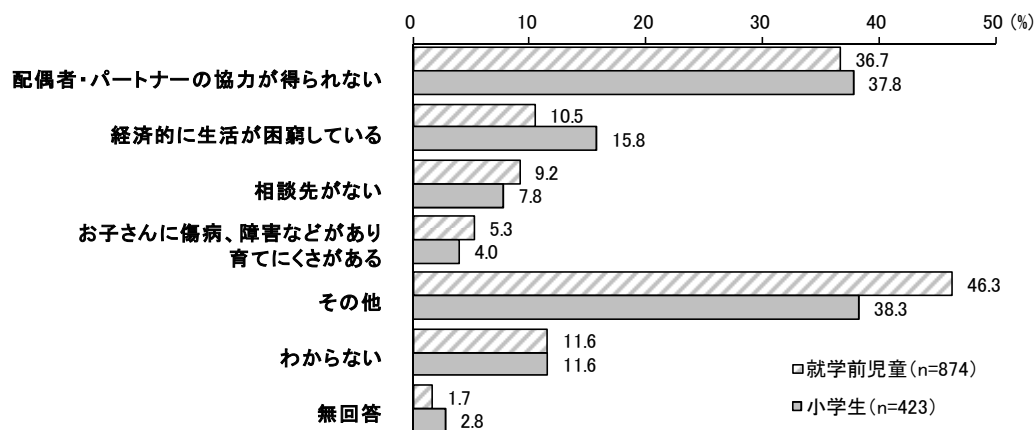
調査結果と課題

- 子育ての負担感（「よくある」と「時々ある」の合計）は、就学前児童で65.0%、小学生で46.6%が感じています。
- 子育てで負担を感じる理由は、「配偶者・パートナーの協力が得られない」が30%を超えて多くなっています。
- 子育てで悩んでいること、気になることは、就学前児童では「食事や栄養」、「子どもの教育」、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」の順でいずれも30%台、小学生では「子どもの教育」が40%台で特に高く、「友だちづきあい（いじめなどを含む）」、「子どもとの時間を十分にとれない」となっています。
- 児童虐待に対する関心度は、就学前児童、小学生ともに「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計が8割を超えています。
- 子育てに関して「楽しいと感じることの方が多い」は就学前児童で75.6%、小学生で68.9%、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」は就学前児童で19.9%、小学生で23.2%となっています。
- 子育ての不安感や負担感、つらさなどを解消するために必要なこととして、就学前児童では「保育サービスの充実」「地域における子育て支援の充実」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の順、小学生では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「地域における子育て支援の充実」「仕事と家庭生活の両立」の順となっており、子どもの成長段階に応じた支援の充実が課題となっています。

子育ての負担感



子育ての負担を感じる理由



「その他」の記入内容

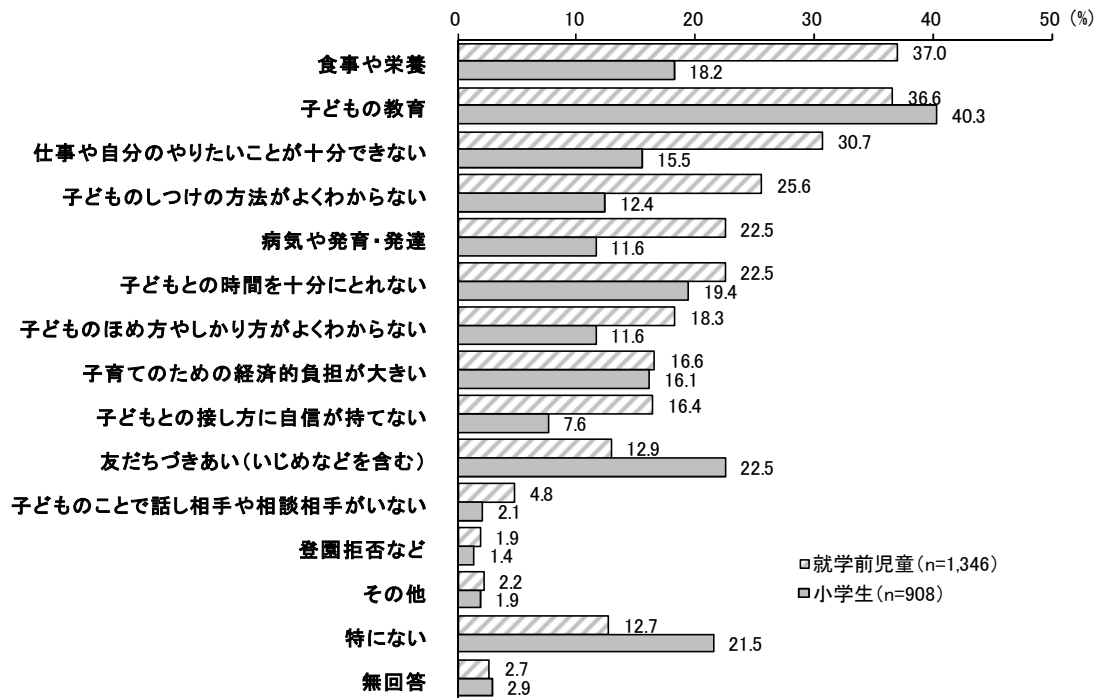
【就学前児童】

- ・自分の健康・体力的な問題
- ・忙しく時間が足りない
- ・仕事や家事とのバランスを取ることが困難
- ・配偶者がいない・仕事で遅い・協力不足
- ・イヤイヤ期／言うことを聞かないとき
- ・近くに頼れる人がいないこと

【小学生】

- ・子どもの性格／機嫌、反抗期
- ・忙しく時間が足りないこと
- ・仕事や家事とのバランスを取ることが困難
- ・配偶者がいない・仕事で遅い・協力不足
- ・自分の健康・体力的な問題

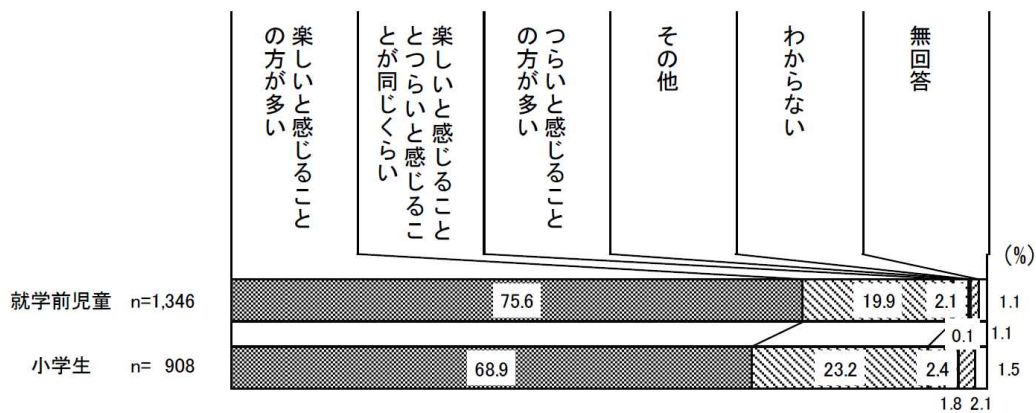
子育てで悩んでいること、気になること



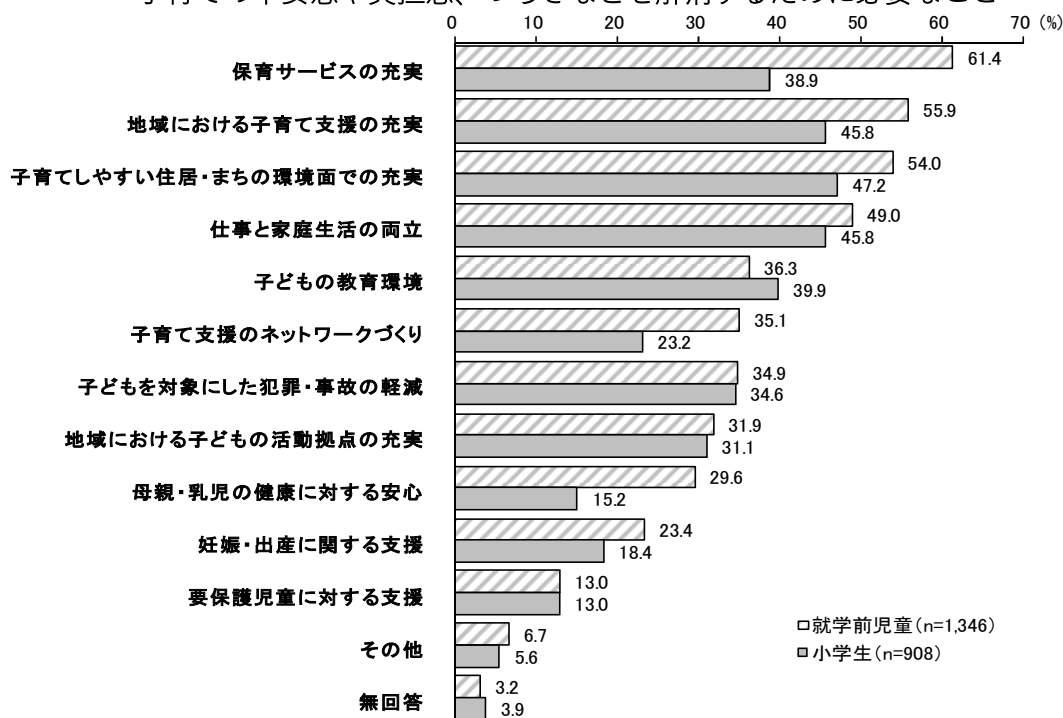
児童虐待の関心度



子育てに関して楽しいと感ずること



子育ての不安感や負担感、つらさなどを解消するために必要なこと



⑥子育て全般について

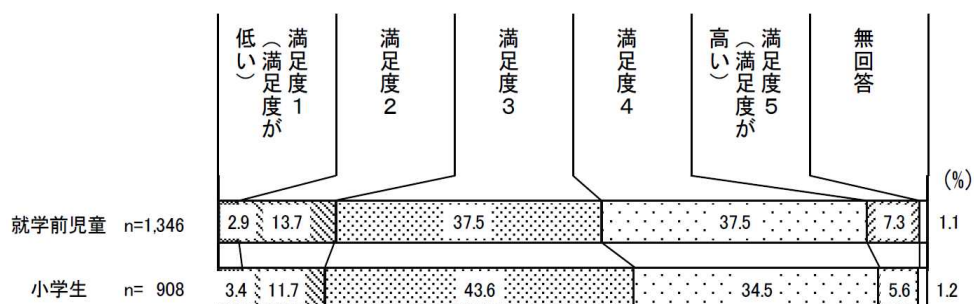
調査結果と課題

- 本市が出産・子育てするのに適したまちであるかの評価は、＜そう思う＞（「そう思う」と「大体そう思う」の合計）が就学前児童で66.6%、小学生で63.7%となっており、前回と概ね同程度となっています。
- 居住地域における子育ての環境や支援への満足度は、5段階の3番目の中間の評価である「満足度3」が就学前児童37.5%、小学生43.6%、＜満足度が高い＞（「満足度4」と「満足度5」の合計）が就学前児童44.8%、小学生40.1%と高くなっています。就学前の評価は前回と同程度ですが、小学生の＜満足度が高い＞が前回より5.6ポイント増加しています。

本市が出産・子育てするのに適したまちであるかの評価



居住地域における子育ての環境や支援への満足度



【調査結果 妊娠中の方、子育て支援施設職員、障害児関係団体】

■妊娠中の方

項目	内容
①出産や子育て・教育に関して気軽に相談できる先	・配偶者・パートナー、親族、病院・診療所が多い ・初産婦では上記以外にテレビ・新聞、インターネットなど。相談相手がいないという人もいる
②妊娠・出産・子育てに関する情報	・初産婦では＜出産・分娩について＞＜出産後のことについて＞＜子育てを支援する制度＞について「得られていない」「どちらともいえない」が多い
③地域の子育て支援事業について	・＜子育て支援センター＞＜保健センターの情報・相談事業＞の認知度が高い

■子育て支援施設職員

項目	内容
①保護者や利用者から寄せられる要望・意見	市行政や子育てをめぐる環境全般について ・朝霞市は子育て支援センターや児童館が多く、子育てしやすい ・保育園に入園できるか心配 ・一時保育可能な園を増やしてほしい
	施設等について ・祝日等の開館、開館時間の延長 ・年代別のイベントの増加
②最近の子どもをみて考えさせられたこと、問題だと思ったこと	保護者について ・家庭での育児時間が減っている ・子どもの成長に関心が薄い ・子どもをどのように育ててよいか分からない
	子どもたちについて ・スマホでゲームをしている小学生が多い ・家庭で教えるべきことが全くされていない。挨拶もなく、食事をするときのしつけもなっていない。好き嫌いが多い
③利用者とコミュニケーションを取る際に気を付けている工夫や困難なこと	・必ず一声かけ、悩みや困っていることなどを話しやすい雰囲気をつくるようにしている ・時間の余裕がなく保護者と話し合えないことがある
④不足していると感じるサービス・事業	・子育て支援センターに来られない人への支援 ・放課後児童クラブの施設数と人員の増加

■障害児関係団体

項目	内容
①保護者や利用者から寄せられる要望・意見	市行政や子育てをめぐる環境全般について ・あたりまえに地域での日常に溶け込み生活すること
	障害児施策に対して ・参加できる余暇活動の充実 ・移動支援事業の充実 ・きょうだい児のフォロー ・働く場所を増やしてほしい ・区分における指標について（点数のつけ方など）
②現在不足していると考えられる情報	・障害児者のライフステージごとの課題（就学、就労、余暇、生活の場など）についてその時期にみあったもの
③現在不足していると考えられるサービス	・横の繋がり ・保育課と障害福祉課の連携や相談員の資質の向上を計り、障害児者に対する支援の偏りのない適切な選択が安心してできるとよい ・高等学校まで医療費無料化実施

(2) 子どもの生活に関するアンケート調査

地域における子どもの貧困の実態を把握し、必要な支援を第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画に位置付けることを目的として調査を実施しました。

調査の概要

◆調査の種類・調査方法

調査の種類	調査対象	対象数	調査方法
小学5年生	市内公立小学校の5年生とその保護者 (10小学校、2クラスずつ)	各949人	学校配布-学校回収
中学2年生	市内公立中学校の2年生とその保護者 (5中学校、3クラスずつ)	各600人	
公的扶助 受給世帯※	公的扶助を受給する世帯の保護者	821人	郵送配布-郵送回収

※公的扶助受給世帯には、児童扶養手当やひとり親家庭等医療の受給資格がある世帯で、世帯員の所得状況により、児童扶養手当を受給していない世帯も含んでいます。

◆調査期間

学校配布-回収 (小・中学校) 平成31(2019)年1月10日(木)～平成31(2019)年1月28日(月)
郵送配布-回収 (公的扶助受給世帯) 平成30(2018)年12月28日(金)～平成31(2019)年1月28日(月)

◆回収状況

調査の種類		配布数	有効回収数	有効回収率
小学5年生	児童	949人	868人	91.5%
	保護者	949人	867人	91.4%
中学2年生	生徒	600人	475人	79.2%
	保護者	600人	498人	83.0%
公的扶助受給世帯		821人	255人	31.1%

◆生活困難度を軸として分析

この調査では以下の2つの要素を用いて生活困難度層の定義を行い、家庭の生活困難の度合いが基本的な生活における課題や子どもの育ちに影響する度合いについて分析を行いました。分析には下記の「生活困難層」「中間層」「非該当層」の分類を用いています。

要素1 世帯員人数別に区分を設定した世帯の可処分所得水準により分類Ⅰ～Ⅵに振り分け。

要素2 さらに、分類Ⅲについて、「過去1年間に買えなかった・支払えなかった経験」に関する7項目(①食料、②衣類、③電話料金、④電気料金、⑤ガス料金、⑥水道料金、⑦家賃)のうち2項目以上該当するものを生活困難層に振り分け。

※①食料、②衣類は「よくあった」「ときどきあった」のいずれかの場合

世帯員 人数	生活困難層		中間層		非該当層		(参考) 国の貧困線 基準
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ		分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ
			要素2が 2つ以上	要素2が 1つ以下			
1人	60万円未満	120万円未満	180万円未満	240万円未満	300万円未満	300万円以上	122万円
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上	345万円
9人	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上	366万円

この分析は、埼玉県が実施した「子どもの生活に関する調査」(平成 30 (2018) 年度)の分析手法に準じて行っており、調査結果について埼玉県と比較した朝霞市の傾向についても掲載しています。

①子育て家庭の経済的状況

調査結果

●可処分所得水準(世帯の人数別)と食料・衣類を購入できなかった経験や公共料金等を支払えなかった経験により家庭の経済的状況を3つに分類すると、経済的困難を抱えると想定される「生活困難層」の家庭は小学5年生で6.0%、中学2年生で5.0%程度と想定されます。

埼玉県の調査では、「生活困難層」は小学5年生で9.4%、中学2年生で10.0%となっており、朝霞市では埼玉県と比べて「生活困難層」の割合は低くなっていますが、経済的困難を抱えている家庭が一定数存在することが明らかになりました。

生活困難度の分布

	調査数	生活困難層	中間層	非該当層
小学5年生	n=856	48 (6.0%)	140 (16.0%)	668 (78.0%)
中学2年生	n=401	19 (5.0%)	67 (17.0%)	315 (79.0%)

調査結果

●保護者の就労状況として母親については、全体では「パート・アルバイト」が小学5年生で46.0%、中学2年生で53.3%と特に多くなっています。「生活困難層」では「パート・アルバイト」が全体よりも10ポイント以上高くなっています。父親については、全体では「正社員・正規職員」が小学5年生で82.4%、中学2年生で83.7%ですが、「生活困難層」では「自営業・家業」が高くなり、「正社員・正規職員」は30%を下回っています。また、小学5年生では「働いていない」が16.0%となっています。

保護者の就労状況

【母親】

【父親】

		上段(人) 下段(%)										上段(人) 下段(%)									
		調査数	正社員・ 正規職員	アルバイト・ パート	契約社員・ 非正規職員	人材派遣会社 からの派遣社員	自営業・ 家業	その他の職業	働いていない	無回答	調査数	正社員・ 正規職員	アルバイト・ パート	契約社員・ 非正規職員	人材派遣会社 からの派遣社員	自営業・ 家業	その他の職業	働いていない	無回答		
小学5年生	全 体	815 100.0	151 18.5	375 46.0	34 4.2	19 2.3	33 4.0	18 2.2	177 21.7	8 1.0	774 100.0	638 82.4	6 0.8	7 0.9	-	100 12.9	9 1.2	5 0.6	9 1.2		
	生活困難層	42 100.0	3 7.1	25 59.5	2 4.8	1 2.4	2 4.8	1 2.4	7 16.7	1 2.4	25 100.0	7 28.0	3 12.0	1 4.0	-	8 32.0	1 4.0	4 16.0	1 4.0		
	中間層	132 100.0	22 16.7	63 47.7	2 1.5	2 1.5	8 6.1	2 1.5	30 22.7	3 2.3	117 100.0	87 74.4	2 1.7	1 0.9	-	25 21.4	1 0.9	-	1 0.9		
	非該当層	641 100.0	126 19.7	287 44.8	30 4.7	16 2.5	23 3.6	15 2.3	140 21.8	4 0.6	632 100.0	544 86.1	1 0.2	5 0.8	-	67 10.6	7 1.1	1 0.2	7 1.1		
中学2年生	全 体	383 100.0	73 19.1	204 53.3	17 4.4	9 2.3	17 4.4	5 1.3	58 15.1	-	362 100.0	303 83.7	1 0.3	7 1.9	-	43 11.9	3 0.8	1 0.3	4 1.1		
	生活困難層	18 100.0	2 11.1	12 66.7	-	-	2 11.1	-	2 11.1	-	7 100.0	2 28.6	-	-	-	5 71.4	-	-	-		
	中間層	64 100.0	8 12.5	37 57.8	3 4.7	-	2 3.1	1 1.6	13 20.3	-	60 100.0	47 78.3	-	3 5.0	-	8 13.3	1 1.7	-	1 1.7		
	非該当層	301 100.0	63 20.9	155 51.5	14 4.7	9 3.0	13 4.3	4 1.3	43 14.3	-	295 100.0	254 86.1	1 0.3	4 1.4	-	30 10.2	2 0.7	1 0.3	3 1.0		

調査結果

- お金の足りなくて食料や衣料を買えなかった経験が「よくあった」家庭は全体では小学5年生、中学2年生ともに2%程度ですが、「生活困難層」の小学5年生で27.1%、中学2年生で36.8%となっています。
- 過去1年間に経済的な理由のために公共料金等を支払えなかった経験が「あった」家庭は、『電話料金』で全体では小学5年生、中学2年生ともに2%程度ですが、「生活困難層」では小学5年生、中学2年生ともに20%を超えています。『電気料金』『ガス料金』『税金・国民健康保険税』でも同様の結果となっています。

お金の足りなくて、家族が必要とする食料または衣類が買えない経験の有無

						上段(人)
						下段(%)
		調 査 数	よ く あ っ た	と き ど き あ っ た	な か っ た	無 回 答
小学5年生	全 体	856 100.0	18 2.1	63 7.4	763 89.1	12 1.4
	生活困難層	48 100.0	13 27.1	14 29.2	21 43.8	- -
	中間層	140 100.0	2 1.4	20 14.3	117 83.6	1 0.7
	非該当層	668 100.0	3 0.4	29 4.3	625 93.6	11 1.6
	全 体	401 100.0	11 2.7	40 10.0	341 85.0	9 2.2
中学2年生	生活困難層	19 100.0	7 36.8	2 10.5	10 52.6	- -
	中間層	67 100.0	2 3.0	11 16.4	53 79.1	1 1.5
	非該当層	315 100.0	2 0.6	27 8.6	278 88.3	8 2.5

過去1年間に経済的な理由のために『電話料金』を支払えなかった経験

上段(人) 下段(%)						
		調査数	あった	なかった	払う必要がない (該当しない)	無回答
小学5年生	全 体	856 100.0	22 2.6	812 94.9	11 1.3	11 1.3
	生活困難層	48 100.0	10 20.8	36 75.0	1 2.1	1 2.1
	中間層	140 100.0	3 2.1	133 95.0	3 2.1	1 0.7
	非該当層	668 100.0	9 1.3	643 96.3	7 1.0	9 1.3
中学2年生	全 体	401 100.0	11 2.7	375 93.5	5 1.2	10 2.5
	生活困難層	19 100.0	5 26.3	13 68.4	1 5.3	-
	中間層	67 100.0	2 3.0	65 97.0	-	-
	非該当層	315 100.0	4 1.3	297 94.3	4 1.3	10 3.2

調査結果

- 将来の教育費の準備状況は、「十分準備できている」は全体では小学5年生、中学2年生ともに10%程度、「準備を始めている」は小学5年生65.8%、中学2年生61.8%となっています。「まったく準備ができていない」は「生活困難層」で小学5年生66.7%、中学2年生47.4%と高くなっています。

将来の教育費の準備状況

将来の教育費の準備状況						上段(人) 下段(%)
		調査数	十分準備できている	準備を始めている	てまいたく準備ができ	無回答
小学5年生	全 体	856 100.0	92 10.7	563 65.8	181 21.1	20 2.3
	生活困難層	48 100.0	2 4.2	13 27.1	32 66.7	1 2.1
	中間層	140 100.0	2 1.4	81 57.9	55 39.3	2 1.4
	非該当層	668 100.0	88 13.2	469 70.2	94 14.1	17 2.5
	中学2年生	全 体	401 100.0	53 13.2	248 61.8	84 20.9
中学2年生	生活困難層	19 100.0	1 5.3	9 47.4	9 47.4	－
	中間層	67 100.0	1 1.5	37 55.2	29 43.3	－
	非該当層	315 100.0	51 16.2	202 64.1	46 14.6	16 5.1

②生活・子育ての状況

調査結果

- 家庭での子どもと保護者の関わりの状況は、＜お子さんができたことや頑張ったことをほめて、一緒に喜ぶ＞が「毎日ある」の割合は、小学5年生、中学2年生ともに20%程度となっています。小学5年生の生活困難層では「毎日ある」の割合は全体と同程度であり、中間層でやや低くなっています。
- ＜お子さんの学校での出来事について、じっくり耳を傾けて応じる＞が「毎日ある」の割合は、小学5年生で44.9%、中学2年生で34.4%となっています。小学5年生の生活困難層では「毎日ある」の割合は全体より9.5ポイント低く、中間層でも7.8ポイント低くなっています。生活困難層では「週に1日～2日」が41.7%と高くなっています。

家庭での子どもと保護者の関わりの状況

お子さんができたことや頑張ったことを
ほめて、一緒に喜ぶ

お子さんの学校での出来事について、
じっくり耳を傾けて応じる

							上段(人) 下段(%)	
		調 査 数	毎 日 あ る	週 に 3 日 ～ 4 日	週 に 1 日 ～ 2 日	ま っ た く な い	無 回 答	
小学5年生	全 体	856 100.0	205 23.9	363 42.4	265 31.0	14 1.6	9 1.1	
	生活困難層	48 100.0	11 22.9	24 50.0	11 22.9	2 4.2	- -	
	中間層	140 100.0	24 17.1	65 46.4	44 31.4	7 5.0	- -	
	非該当層	668 100.0	170 25.4	274 41.0	210 31.4	5 0.7	9 1.3	
中学2年生	全 体	401 100.0	80 20.0	123 30.7	179 44.6	13 3.2	6 1.5	
	生活困難層	19 100.0	5 26.3	3 15.8	8 42.1	2 10.5	1 5.3	
	中間層	67 100.0	14 20.9	22 32.8	27 40.3	4 6.0	- -	
	非該当層	315 100.0	61 19.4	98 31.1	144 45.7	7 2.2	5 1.6	

上段(人) 下段(%)							
		調 査 数	毎 日 あ る	週 に 3 日 ～ 4 日	週 に 1 日 ～ 2 日	ま っ た く な い	無 回 答
小学5年生	全 体	856 100.0	384 44.9	302 35.3	153 17.9	9 1.1	8 0.9
	生活困難層	48 100.0	17 35.4	10 20.8	20 41.7	1 2.1	－ －
	中間層	140 100.0	52 37.1	58 41.4	26 18.6	3 2.1	1 0.7
	非該当層	668 100.0	315 47.2	234 35.0	107 16.0	5 0.7	7 1.0
中学2年生	全 体	401 100.0	138 34.4	125 31.2	121 30.2	12 3.0	5 1.2
	生活困難層	19 100.0	5 26.3	6 31.6	7 36.8	1 5.3	－ －
	中間層	67 100.0	21 31.3	19 28.4	24 35.8	3 4.5	－ －
	非該当層	315 100.0	112 35.6	100 31.7	90 28.6	8 2.5	5 1.6

調査結果

- 子育てについての悩みがある割合（何らかの悩みの項目に○をつけた人の割合）は、全体では小学5年生、中学2年生ともに55%程度ですが、「生活困難層」では小学5年生、中学2年生ともに60%を超えており、「生活困難層」で悩みを抱える割合が高くなっています。悩みの内容は、「生活困難層」でも「子どもとの関わり方」が高くなっています。

子育てについての悩み

上段(人)
下段(%)

		調査数	子どもと過ごす時間が持てない	子どもとの関わり方	子どもの病気や障害	子どもの反抗や暴言・暴力	子どもの不登校やひきこもり	子どもの友達関係やいじめ	他の保護者との関係	学校の先生との関係	家族間での教育方針の違い	その他	特に悩みはない	無回答
小学5年生	全 体	856 100.0	107 12.5	224 26.2	68 7.9	105 12.3	17 2.0	90 10.5	58 6.8	21 2.5	50 5.8	70 8.2	360 42.1	20 2.3
	生活困難層	48 100.0	9 18.8	13 27.1	6 12.5	6 12.5	— —	3 6.3	5 10.4	1 2.1	2 4.2	4 8.3	18 37.5	1 2.1
	中間層	140 100.0	25 17.9	41 29.3	13 9.3	27 19.3	4 2.9	13 9.3	10 7.1	2 1.4	9 6.4	6 4.3	50 35.7	3 2.1
	非該当層	668 100.0	73 10.9	170 25.4	49 7.3	72 10.8	13 1.9	74 11.1	43 6.4	18 2.7	39 5.8	60 9.0	292 43.7	16 2.4
中学2年生	全 体	401 100.0	35 8.7	91 22.7	19 4.7	40 10.0	5 1.2	33 8.2	17 4.2	24 6.0	28 7.0	57 14.2	175 43.6	12 3.0
	生活困難層	19 100.0	4 21.1	6 31.6	1 5.3	4 21.1	— —	4 21.1	3 15.8	— —	— —	1 5.3	7 36.8	— —
	中間層	67 100.0	5 7.5	17 25.4	3 4.5	4 6.0	1 1.5	8 11.9	5 7.5	5 7.5	3 4.5	12 17.9	22 32.8	3 4.5
	非該当層	315 100.0	26 8.3	68 21.6	15 4.8	32 10.2	4 1.3	21 6.7	9 2.9	19 6.0	25 7.9	44 14.0	146 46.3	9 2.9

調査結果

●子育てについての相談相手・相談先として＜子どもの勉強や学校に関する相談＞は、全体では「家族」が小学5年生 81.0%、中学2年生 72.6%、「身近な人」が小学5年生 67.2%、中学2年生 67.3%、「子どもが通う学校の先生」が小学5年生 37.6%、中学2年生 37.9%となっています。「生活困難層」では小学5年生では「身近な人」「子どもが通う学校の先生」で全体よりも10ポイント以上低くなっています。＜子どもの健康や発育に関する相談＞は、全体では「家族」が小学5年生、中学2年生ともに80%を超えていますが、「生活困難層」では小学5年生で68.8%、中学2年生で78.9%となっています。

子育てについての相談相手・相談先

子どもの勉強や学校に関する相談

子どもの健康や発育に関する相談

		調査数	せの家族 の親（配 偶者や 兄弟姉 妹・自 親分 など）	傍身 近な人 （友人 や同 域の人 など）	先生 子ども が通う 学校の 先生	の所、市 行政、役 所、児童 福祉、相 談窓口 など	い相談 できる 人はい ない	無 回答
小学5年生	全 体	856 100.0	693 81.0	575 67.2	322 37.6	8 0.9	13 1.5	6 0.7
	生活困難層	48 100.0	36 75.0	26 54.2	12 25.0	— —	1 2.1	— —
	中間層	140 100.0	107 76.4	90 64.3	53 37.9	— —	3 2.1	1 0.7
	非該当層	668 100.0	550 82.3	459 68.7	257 38.5	8 1.2	9 1.3	5 0.7
中学2年生	全 体	401 100.0	291 72.6	270 67.3	152 37.9	5 1.2	9 2.2	10 2.5
	生活困難層	19 100.0	13 68.4	16 84.2	3 15.8	— —	1 5.3	— —
	中間層	67 100.0	42 62.7	35 52.2	24 35.8	1 1.5	4 6.0	4 6.0
	非該当層	315 100.0	236 74.9	219 69.5	125 39.7	4 1.3	4 1.3	6 1.9

		調査数	せの家族 の親（配 偶者や 兄弟姉 妹・自 親分 など）	傍身 近な人 （友人 や同 域の人 など）	先生 子ども が通う 学校の 先生	の所、市 行政、役 所、児童 福祉、相 談窓口 など	い相談 できる 人はい ない	無 回答
小学5年生	全 体	856 100.0	725 84.7	544 63.6	100 11.7	56 6.5	17 2.0	12 1.4
	生活困難層	48 100.0	33 68.8	27 56.3	3 6.3	2 4.2	2 4.2	2 4.2
	中間層	140 100.0	117 83.6	84 60.0	19 13.6	10 7.1	3 2.1	1 0.7
	非該当層	668 100.0	575 86.1	433 64.8	78 11.7	44 6.6	12 1.8	9 1.3
中学2年生	全 体	401 100.0	330 82.3	239 59.6	44 11.0	21 5.2	11 2.7	8 2.0
	生活困難層	19 100.0	15 78.9	12 63.2	1 5.3	— —	1 5.3	— —
	中間層	67 100.0	49 73.1	34 50.7	6 9.0	4 6.0	3 4.5	3 4.5
	非該当層	315 100.0	266 84.4	193 61.3	37 11.7	17 5.4	7 2.2	5 1.6

調査結果

●子育てについての相談相手・相談先として＜子どもの問題行動やしつけに関する相談＞は、全体では「家族」が小学5年生、中学2年生ともに80%を超えていますが、「生活困難層」では小学5年生で75.0%、中学2年生で68.4%となっています。

子育てについての相談相手・相談先

子どもの問題行動やしつけに関する相談

上段(人) 下段(%)								
		調査数	家族（配偶者や兄弟姉妹・親分 せきなど）	身近な人（友人や同僚 地域の人など）	子どもが通う学校の先生	市役所・福祉事務所 の行政の相談窓口 の児童相談所など	相談できる人はいない	無回答
小学5年生	全 体	856 100. 0	737 86. 1	539 63. 0	187 21. 8	23 2. 7	21 2. 5	10 1. 2
	生活困難層	48 100. 0	36 75. 0	26 54. 2	3 6. 3	1 2. 1	3 6. 3	3 6. 3
	中間層	140 100. 0	118 84. 3	93 66. 4	34 24. 3	3 2. 1	5 3. 6	1 0. 7
	非該当層	668 100. 0	583 87. 3	420 62. 9	150 22. 5	19 2. 8	13 1. 9	6 0. 9
中学2年生	全 体	401 100. 0	325 81. 0	241 60. 1	73 18. 2	10 2. 5	15 3. 7	7 1. 7
	生活困難層	19 100. 0	13 68. 4	12 63. 2	1 5. 3	－ －	2 10. 5	－ －
	中間層	67 100. 0	49 73. 1	36 53. 7	9 13. 4	2 3. 0	5 7. 5	3 4. 5
	非該当層	315 100. 0	263 83. 5	193 61. 3	63 20. 0	8 2. 5	8 2. 5	4 1. 3

調査結果

●公的機関への相談状況として＜市役所・福祉事務所の窓口＞に「相談する」は全体では小学5年生40.1%、中学2年生39.7%となっています。「生活困難層」では、小学5年生では全体と大きな差はみられませんが、中学2年生では「相談する」が26.3%と少なくなっています。＜子育て支援センター・子育て支援拠点＞に「相談する」は全体では小学5年生、中学2年生ともに20%程度となっています。「生活困難層」では、小学5年生で「相談する」が27.1%とやや高くなっています。

公的機関への相談状況

市役所・福祉事務所の窓口

					上段(人)
					下段(%)
		調査数	相談する	相談しない	無回答
小学5年生	全 体	856 100.0	343 40.1	493 57.6	20 2.3
	生活困難層	48 100.0	19 39.6	28 58.3	1 2.1
	中間層	140 100.0	48 34.3	89 63.6	3 2.1
	非該当層	668 100.0	276 41.3	376 56.3	16 2.4
	全 体	401 100.0	159 39.7	227 56.6	15 3.7
中学2年生	生活困難層	19 100.0	5 26.3	13 68.4	1 5.3
	中間層	67 100.0	26 38.8	38 56.7	3 4.5
	非該当層	315 100.0	128 40.6	176 55.9	11 3.5

子育て支援センター・子育て支援拠点

		上段(人) 下段(%)			
		調 査 数	相 談 す る	相 談 し な い	無 回 答
小学5年生	全 体	856	192	627	37
		100.0	22.4	73.2	4.3
	生活困難層	48	13	32	3
		100.0	27.1	66.7	6.3
	中間層	140	27	107	6
	100.0	19.3	76.4	4.3	
	非該当層	668	152	488	28
		100.0	22.8	73.1	4.2
中学2年生	全 体	401	85	294	22
		100.0	21.2	73.3	5.5
	生活困難層	19	2	16	1
		100.0	10.5	84.2	5.3
	中間層	67	13	50	4
	100.0	19.4	74.6	6.0	
	非該当層	315	70	228	17
		100.0	22.2	72.4	5.4

調査結果

●公的機関への相談状況として＜子どもが通う保育園、幼稚園、学校の先生＞に「相談する」は全体では小学5年生 60.7%、中学2年生 56.9%となっています。「生活困難層」では、小学5年生で 45.8%、中学2年生で 31.6%と少なくなっています。

公的機関への相談状況

子どもが通う保育園、幼稚園、学校の先生

上段(人)

下段(%)

		調査数	相談する	相談しない	無回答
小学5年生	全 体	856 100.0	520 60.7	311 36.3	25 2.9
	生活困難層	48 100.0	22 45.8	24 50.0	2 4.2
	中間層	140 100.0	81 57.9	55 39.3	4 2.9
	非該当層	668 100.0	417 62.4	232 34.7	19 2.8
中学2年生	全 体	401 100.0	228 56.9	161 40.1	12 3.0
	生活困難層	19 100.0	6 31.6	13 68.4	- -
	中間層	67 100.0	37 55.2	27 40.3	3 4.5
	非該当層	315 100.0	185 58.7	121 38.4	9 2.9

調査結果

●緊急時に頼ることができる親せきや友人の有無は、全体では「いる」は小学5年生で 78.5%、中学2年生で 73.3%となっています。小学5年生の「生活困難層」では、「いる」は 70.8%と少なくなっています。

緊急時に頼ることができる親せきや友人の有無

上段(人)

下段(%)

		調査数	いる	いない	無回答
小学5年生	全 体	856 100.0	672 78.5	158 18.5	26 3.0
	生活困難層	48 100.0	34 70.8	11 22.9	3 6.3
	中間層	140 100.0	105 75.0	32 22.9	3 2.1
	非該当層	668 100.0	533 79.8	115 17.2	20 3.0
中学2年生	全 体	401 100.0	294 73.3	102 25.4	5 1.2
	生活困難層	19 100.0	15 78.9	4 21.1	- -
	中間層	67 100.0	44 65.7	23 34.3	- -
	非該当層	315 100.0	235 74.6	75 23.8	5 1.6

③子どもの生活習慣・学習の状況

調査結果

- 子どもの朝食の摂取状況として、「毎日食べる」は、小学5年生 92.4%、中学2年生 89.5%となっています。小学5年生の「生活困難層」では、「毎日食べる」は77.1%と少なくなっています。
- 毎食後の歯みがきの状況として、「必ずみがいている」は小学5年生 21.7%、中学2年生 27.4%となっています。小学5年生の「生活困難層」では、「必ずみがいている」は16.7%と少なくなり、「ほとんどみがいていない」が20.8%と多くなっています。

子どもの朝食の摂取状況

上段(人)
下段(%)

		調査数	毎日食べる (週4〜6日が多い)	食べない方が多い (週1〜3日が多い)	ほとんど食べない	無回答
小学5年生	全 体	856 100.0	791 92.4	38 4.4	18 2.1	6 0.7
	生活困難層	48 100.0	37 77.1	6 12.5	4 8.3	1 2.1
	中間層	140 100.0	125 89.3	4 2.9	8 5.7	3 2.1
	非該当層	668 100.0	629 94.2	28 4.2	6 0.9	2 0.3
中学2年生	全 体	401 100.0	359 89.5	19 4.7	10 2.5	9 2.2
	生活困難層	19 100.0	17 89.5	-	1 5.3	1 5.3
	中間層	67 100.0	56 83.6	5 7.5	3 4.5	2 3.0
	非該当層	315 100.0	286 90.8	14 4.4	6 1.9	6 1.9

歯みがきの状況

上段(人)
下段(%)

		調査数	必ずみがいている	みがいていない	みがいていない	みがいていない	わからぬ	無回答
小学5年生	全 体	856 100.0	186 21.7	521 60.9	131 15.3	10 1.2	4 0.5	4 0.5
	生活困難層	48 100.0	8 16.7	30 62.5	10 20.8	-	-	-
	中間層	140 100.0	26 18.6	79 56.4	32 22.9	2 1.4	-	1 0.7
	非該当層	668 100.0	152 22.8	412 61.7	89 13.3	8 1.2	4 0.6	3 0.4
中学2年生	全 体	401 100.0	110 27.4	228 56.9	53 13.2	2 0.5	4 1.0	4 1.0
	生活困難層	19 100.0	8 42.1	9 47.4	2 10.5	-	-	-
	中間層	67 100.0	14 20.9	45 67.2	4 6.0	1 1.5	2 3.0	1 1.5
	非該当層	315 100.0	88 27.9	174 55.2	47 14.9	1 0.3	2 0.6	3 1.0

調査結果

- 子どもが落ち着いて勉強できる環境が「ある」の割合は、小学5年生 87.9%、中学2年生 89.8%となっています。小学5年生の「生活困難層」では、「ある」は70.8%と少なくなっています。

落ち着いて勉強できる環境の有無

上段(人)
下段(%)

		調査数	ある	ない	無回答
小学5年生	全 体	856 100.0	752 87.9	94 11.0	10 1.2
	生活困難層	48 100.0	34 70.8	14 29.2	-
	中間層	140 100.0	110 78.6	28 20.0	2 1.4
	非該当層	668 100.0	608 91.0	52 7.8	8 1.2
中学2年生	全 体	401 100.0	360 89.8	35 8.7	6 1.5
	生活困難層	19 100.0	16 84.2	3 15.8	-
	中間層	67 100.0	59 88.1	8 11.9	-
	非該当層	315 100.0	285 90.5	24 7.6	6 1.9

(3) ヒアリング調査結果の概要

子ども・子育て支援や子どもの貧困に関する本市の状況を詳しく把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

◆調査の種類・調査方法

①放課後児童クラブ利用者（小学生）・都市公園利用者・児童館利用者（小学生）・プレーパーク参加者

種類	調査場所	調査方法
放課後児童クラブ利用者（小学生）	幸町放課後児童クラブ	個別ヒアリング
都市公園利用者	三原公園、島の上公園	
児童館利用者（小学生）	みぞぬま児童館	
	ひざおり児童館	
プレーパーク参加者	朝霞の森プレーパーク参加者	

②中学生・高校生

種類	調査場所	調査方法
中学生	朝霞市立朝霞第五中学校 1・2 年生	グループヒアリング
高校生	埼玉県立朝霞西高校 1 年生	

③児童館及び子育て支援センター利用者（保護者）

種類	調査場所	調査方法
子育て支援センター利用者（保護者）	仲町子育て支援センター	個別ヒアリング
	子育て支援センター おもちゃ図書館なかよしぱあく	
児童館利用者（保護者）	ひざおり児童館	

④障害児放課後児童クラブ保護者

種類	調査場所	調査方法
障害児放課後児童クラブ（保護者）	総合福祉センターはあとぴあ	グループヒアリング

⑤子育てサークル等参加者

種類	調査対象	調査方法
多胎児育児サークル	イベント主催者・参加者	個別ヒアリング
朝霞子育てネットワーク	イベント主催者・参加者	
学習支援団体	生活保護受給世帯等の中学生・高校生を対象とした学習教室、家庭訪問を行う団体	個別ヒアリング
子ども食堂運営団体	子ども食堂運営団体	個別ヒアリング
主任児童委員	朝霞市内で活動する主任児童委員	グループヒアリング

◆ヒアリング調査項目と結果

①放課後児童クラブ利用者（小学生）・都市公園利用者・児童館利用者（小学生）・プレーパーク参加者

◇主な意見

項 目		内 容
施設・公園について	■放課後児童クラブ	●気に入っているところ ・本を読める、絵を描ける ・校庭等で外遊びができる
	■児童館	●気に入っているところ ・卓球、バスケットボール等球技ができる ・友達とおしゃべりができる・お祭りが楽しい ●改善希望 ・利用できる時間が短い
	■公園	●気に入っているところ ・走り回ることができる、ボールで遊べる ・遊具が楽しい ●改善希望 ・ボール遊びができる所が増えると良い
	■プレーパーク	●気に入っているところ ・たき火、料理、木工工作ができる ・秘密基地を作る
放課後・休日の過ごし方		・校庭、朝霞の森、近くの公園、児童館、公民館、友達の家等で友達と過ごす ・図書館に行く（本を読む、宿題をする） ・家でゲーム・ブロックなどをして一人・兄弟姉妹と過ごす
市内の環境について		●楽しいところ ・公園、児童館など遊ぶ所がたくさんある ・自慢したいこと ・図書館が良い ・自然が多い ・お祭りが楽しい ●改善希望 ・ボール遊びができる所が増えると良い ・道が狭い ・カフェなど飲食、おしゃべりができる所ができると良い ●市への愛着 ・ずっと住んでいたいという子どもがほとんど

②中学生・高校生

◇主な意見

項 目		内 容
放課後の過ごし方		●過ごし方 【中学生】 ・部活動 ・友達と一緒に過ごす ・家で一人でゲームやテレビを見て過ごす、YouTube を見たり、友達と SNS でやり取りをする 【高校生】 ・まっすぐ帰宅する生徒が多い ・家で一人でまたは家族と過ごす ●要望 ・バスケットボールやテニス等球技ができる所があると良い ・勉強ができる場所があると良い
市内の環境について		●楽しいところ・自慢したいこと 【中学生】 ・住みやすい ・緑が多い、のどか ・交通の便が良い ・彩夏祭が楽しい 【高校生】 ・駅周辺に店舗が多い ・交通の便が良い ●改善希望 ・駅から離れた所にも賑わいがあると良い
地域活動・ボランティアについて		●参加経験、参加意向 【中学生】 ・学校を通じた地域活動に参加している生徒が多い。 【高校生】 ・参加したことがある生徒は半数未満 ●参加するために必要なこと ・友達や知っている人と一緒に参加できると良い
将来のこと		【中学生】 ・小学生の時から体験学習や総合の時間等授業を通じて機会がある ・中学2年生は、受験に向けて将来のことを考える機会がある 【高校生】 ・進路指導の際に進学先や将来の仕事について考える ・なりたい職業について身近な大人に話を聞いている生徒もいる

③児童館及び子育て支援センター利用者（保護者）

◇主な意見

項 目	内 容
施設について	・毎日利用している人と月1、2回という人に分かれている ・子どもの遊び場、保護者の交流・おしゃべりに利用している
遊び場所	●利用する場所 ・児童館、公民館、公園、子育て支援センター ●気に入っている点 ・イベントが多い ●改善希望等 ・食事をしながら遊べる場所
市内の子育て環境・子育て支援について	●子育てしやすさ ・子育てしやすいという人が大半 ・公園が多い ・保育園等施設が多い ・保育園の園庭開放が良い ・支援センター、児童館が多く、徒歩圏内にある ●改善希望 ・保育園に入所しやすくしてほしい ・一時保育を利用しやすくしてほしい ・病児・病後児保育を利用しやすくしてほしい ・ファミリー・サポート・センターをすぐ利用できるようにしてほしい ・離乳食教室など初妊婦しか参加できない講座がある。 ・歩道が狭い、ベビーカーで通れるようにしてほしい ・駅のホームの安全性向上（ホームドア設置）、エレベーター設置 ・父親向けのイベントを増やしてほしい
相談機関・窓口等について	●認知度 ・ポスターを見かけるなど認知度はあるが詳細は知らない ●利用しやすくなるために必要なこと ・施設スタッフ等に子どもを遊ばせながら相談できる ・LINEなどで自宅から相談できる

④障害児放課後児童クラブ保護者

◇主な意見

項 目	内 容
活動について	・特別支援学級・学校に通う朝霞市在住の小中学生・高校生が放課後や長期休暇をともに過ごし、育ちあう場として朝霞市の委託事業としてNPO 法人が運営。 ・保護者と指導員（支援者）とが一丸となって障害児者とその家族がずっと住み慣れた地域で生活することを目指し、地域に根付いた活動が続けている。全国的にも珍しい取組である。 ・障害のある子どもの子育てをする保護者同士がつながりを持ち、仲間づくりを通して、保護者自身の視野が広がること、子どもたちは活動を楽しんでいることが良い。 ・放課後等デイサービスと比べると活動参加や送迎など保護者の負担はあるが、子どもたちはのびのびと過ごし、保護者同士のつながりができ、育ちあえる環境があるなど良い点が多い。

項 目	内 容
活動について	・最近、早期療養が重視されるようになっていたり活動の負担を敬遠して利用者・担い手が少なくなっているのが残念。焦らずゆっくり子どもをみながら子育てしていくことも大切であるし、ともに子育てをする仲間ができることは親子ともにとっても良い。
障害児の育ちや子育ての状況	・放課後児童クラブで安定した時間を過ごすことで子ども自身の気持ちが落ち着き、家でも落ち着いて過ごすことができています。 ・ワンオペ育児の家庭も多く、仲間で支え合える環境は大切。 ・障害のある子どもの居場所があることできょうだい児の世界も広がる。
今後の課題や心配なこと	・高校生までの障害児福祉は整備されているが、その後障害者福祉へ変わり連携に課題がある。市の担当部署も変わるため移行・連携がもっとスムーズだと良い。 ・高校3年になると就職先を決めなければならず、働くことしか選択できない。 ・現在は学校が終わって放課後児童クラブで過ごしているが、学校卒業後は、就労場所と自宅の行き来だけになり、社会での居場所がないことが不安。

⑤子育てサークル等参加者

◇主な意見

項 目	内 容
サークル活動について	・よく参加している人が多い ・保護者の交流・情報交換、子どもの遊び場として参加している
遊び場所	●利用する場所 ・児童館、子育て支援センター、公園、子育て支援サロン ●希望する場所等 ・駐車場があるところ ・スタッフが手を貸してくれるところ
市内の子育て環境・子育て支援について	●子育てしやすさ ・子育てしやすいという人が大半 ・公園や遊び場がたくさんある ●要望 ・母子手帳交付時や乳児健診時にサークルについて紹介してもらえると産前・産後に参加できて良い
相談機関・窓口等について	●認知度 ・知っている人が多い ●利用しやすくなるために必要なこと ・広報に載せる

11 第1期計画の振り返り

(1) 計画の成果、達成状況

計画の成果		平成 27(2015)年度		令和元(2019)年度	
保育施設数（箇所）	保育所	32		保育所・認定こども園	42
	地域型保育	8		地域型保育	22
	家庭保育室	9		家庭保育室	2
保育施設入所定員数（人）	保育所	2,363		保育所・認定こども園	2,994
	地域型保育	125		地域型保育	368
	家庭保育室	150		家庭保育室	20
保育施設等入所児童数（人）	保育所	2,395		保育所・認定こども園	3,026
	地域型保育	113		地域型保育	364
	家庭保育室	92		家庭保育室	6
放課後児童クラブ数（クラブ）	公設 10	10		公設 10、民設 7	17
放課後児童クラブ利用定員数（人）		1,214			1,553
放課後児童クラブ利用児童数（人）		1,141		※緩和定員による受入れにより、定員数より超過	1,571
市内児童館数（館）		5		令和元(2019)年 10 月ほんちょう児童館開館	6

未達成の指標		令和元(2019)年度達成目標		令和元(2019)年度	
待機児童数（人）	0		平成 31(2019)年 4 月	44	
放課後児童クラブ入所保留者数（人）	0		平成 31(2019)年 4 月	175	

一部達成の指標					
病児保育施設（箇所）	1			平成 30(2018)年 7 月より開始	1

(2) 基本目標ごとの課題の検討

次世代育成支援対策推進法の行動計画

基本目標・基本方針

基本目標 1

すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち

- 1 教育・保育の充実のために
- 2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために
- 3 教育・保育の質を高めるために

施策の進捗状況

基本方針 1

- 待機児童解消に向けて保育施設の整備を進めてきましたが、保育ニーズの高まる中で待機児童の解消に至っていません。
- 小学生でも放課後児童クラブの入所家庭が増加しており、民間クラブの増設や受入れ定員数の拡大などで小学1～3年生の低学年児童の受入れを行っていますが、入所保留者が出ています。

基本方針 2

- ファミリー・サポート・センター事業、時間外保育、一時預かり事業、休日保育事業等を実施し、就労との両立やリフレッシュなど保護者の子育て負担を軽減する取組を行っています。

基本方針 3

- 保育人材の確保や研修等、小学校との連携により質の向上に努めています。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

基本方針 1

- 共働き世帯が増え、保育需要・放課後児童クラブのニーズが高まっています。
- 教育・保育の無償化で幼稚園、保育園の預かり保育等のニーズが高まることが考えられます。

基本方針 2

- 親族や友人に子どもを気軽に預けられる家庭は減少傾向にあり、時間外保育、一時預かり事業等多様なサービスのニーズが高まっています。

施策の課題

基本方針 1

- 保育所の待機児童、放課後児童クラブの入所保留児童を解消する必要があります。

基本方針 2

- 子育ての身体的、心理的な負担軽減のため一時預かりを希望する家庭は多く多様なニーズに対応する子育て支援の充実が必要です。

基本方針 3

- 保育ニーズの高まりにより保育人材の確保・就労環境の充実は今後課題となると考えられます。

基本目標・基本方針

基本目標2 すべての子どもがすくすく育つまち

- 1 子どもの人権の尊重のために
- 2 特別な配慮が必要な子どものために
- 3 地域の中の子どものために

施策の進捗状況

基本方針1

●児童相談には児童虐待相談247件のほか700件を超える相談が寄せられています。（平成30(2018)年度）

●子ども相談室・さわやか相談室では、相談員やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーが虐待、いじめ、不登校、犯罪の被害にあった児童生徒・保護者等に対してカウンセリングを行っています。

基本方針2

●障害児放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、巡回保育実施園など障害のある子どもに対する生活、養育支援を行っています。

●児童扶養手当受給世帯数は減少傾向にありますが、経済的困難を抱える家庭に育つ子どもたちが少なからずいることが分かっています。

●外国籍市民、公立小・中学校に在籍する児童は増加しており、日本語指導が必要な児童生徒に日本語指導や学習指導等を行っています。

基本方針3

●児童の健全な成長を目指し、児童館や子育て支援センター、放課後子ども教室、プレーパークなど子どもの居場所づくりを行っており、令和元(2019)年10月にほんちょう児童館を開館しました。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

基本方針1

●児童虐待への関心は高く、虐待が疑われるケースに遭遇した際の通報先として児童相談所が多く挙げられています。

基本方針2

●朝霞市内で経済的困難を抱えると想定される家庭は小学5年生で6.0%、中学2年生で5.0%程度と想定されます。

基本方針3

●子育て支援として子どもの活動拠点の充実を求める意見が3割を超えています。

施策の課題

基本方針1

●児童虐待の未然防止と適切な対応が必要であり、市だけでなく関係機関や地域と連携した体制が必要です。

●深刻化する傾向があるいじめについても未然防止と適切な対応が必要となります。

基本方針2

●障害のある子どもの支援については、発達障害のある児童が増加傾向にあり、支援が必要です。

●家庭の経済的困窮状況が子どもの生活、学習・自立、対人関係や自己肯定感に影響することが分かっており、対策が必要です。

●外国人世帯等、支援対象の増加により支援の拡充が課題です。

基本方針3

●子どもたちが安全に快適に遊び自主的に活動できる放課後の居場所を充実する必要があります。

●児童館ガイドラインに沿った取組の見直しをする必要があります。

基本目標・基本方針

基本目標3 すべての家庭が安心して子育てするまち

1 すべての子育て家庭のために

2 地域における子育てのために

3 子どもの安心・安全のために

施策の進捗状況

基本方針1

- 子育て情報の提供、経済的支援、子育て講座等により家庭における子育て支援の充実を図っています。
- ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）で妊産婦に対する専門職による面談、出産後の母子の心身のケアや育児サポート等により切れ目のない支援を行っています。

基本方針2

- 地域における多様な経験や世代を超えた支援により青少年の健全育成、地域における子育て・教育支援を推進しています。

基本方針3

- 警察や地域と連携し子どもの安心・安全の確保に努めています。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

基本方針1

- 相談先がある人の割合が大半を占めていますが、ない人への支援として相談先の周知や孤立を防ぐ取組などのケアが重要です。

基本方針2

- 中高校生の6割が地域活動等に参加していないと答えており、機会がない、時間がないことを理由に挙げています。

基本方針3

- 子どもが被害者となる犯罪や事故の防止は、子育て支援策としても要望が高くなっています。

施策の課題

基本方針1

- 必要な家庭に適切な支援が届くよう、アウトリーチ型の支援（市や地域から積極的に働きかけを行う支援）など多様な支援を行う必要があります。
- 妊娠中からの支援として行っている妊婦の個別面談等は専門職による対応とするため子育て世代包括支援センター1か所に集約して行っていますが、身近な地域での相談ニーズもあることから、支援の在り方を検討する必要があります。

基本方針2

- 地域や地域の担い手との情報共有や連携の在り方を検討する必要があります。

基本方針3

- 関係機関や地域との情報共有や連携について、さらなる充実に努めるため検討する必要があります。

子ども・子育て支援事業計画

基本目標・基本方針

幼児期の学校教育・保育の提供

0・1・2歳の保育の量の見込みと確保の内容

3～5歳の保育の量の見込みと確保の内容

3～5歳の教育の量の見込みと確保の内容

施策の進捗状況

保育の量の見込み・確保の内容

●子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育の量の見込み（利用すると考えられる人数）と確保の内容（施設等での受入れ人数や整備計画）を定めて計画的な幼児期の学校教育・保育の提供を行ってきましたが、予測を上回るニーズの伸び等により特に0・1・2歳で待機児童の解消に至っていません。

●平成31(2019)年4月から重度の障害や疾病などにより保育園などの保育施設で集団保育が困難な児童の自宅に保育士や看護師などを派遣する居宅訪問型保育を埼玉県内で初めて開始しました。

教育の量の見込み・確保の内容

●幼稚園は、量の見込みを確保できる定員数が上回っています。預かり保育の利用等で共働き家庭でも希望があれば幼稚園を利用することができるように施設・利用者に働きかけが必要です。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

教育・保育の量の見込み・確保の内容

●保育を必要とする家庭が増えており、待機児童対策、保育施設の充実を求める声が多くなっています。

●幼稚園についても充実、プレ保育の実施、預かり保育の充実などが求められています。

施策の課題

教育・保育の量の見込み・確保の内容

●今後の子どもの数の適切な推計と教育・保育のニーズの見極めにより必要な施設等を利用できるよう計画を立案する必要があります。

●令和元(2019)年10月からの幼児期の学校教育・保育の無償化による影響や女性の就業率の向上、市内の開発などこれまでの動向と異なる動向に留意して検討する必要があります。

●認定こども園の設置や新制度に移行していない私立幼稚園、市指定家庭保育室等、今後の計画での位置づけに関し事業者との協議が必要な施設等があります。

基本目標・基本方針

地域子ども・子育て支援事業の充実

- 1 延長保育事業（時間外保育事業）
- 2 放課後児童クラブ
- 3 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 4 乳児家庭全戸訪問事業
- 5 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業
- 6 地域子育て支援拠点事業
- 7 一時預かり事業（幼稚園型・一般（保育園）型）
- 8 病児・病後児保育事業
- 9 ファミリー・サポート・センター事業
- 10 妊婦健康診査
- 11 利用者支援事業 ※11～12 は計画に記載はないが実施中
- 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

施策の進捗状況

- 保育所全園で延長保育（１）を実施しています。
- 放課後児童クラブ（２）は民営施設を増設するなど受入れの拡充を図っていますが、保留児童の解消には至っていません。
- 地域型子育て支援拠点事業（６）では各施設の特色ある事業を実施するほか、子育て相談、指導等も行っており、身近な地域での子育て支援の場となっています。
- 一時預かり事業（一般（保育園）型）（７）は保護者の疾病、出産、介護等、育児疲れなどでのリフレッシュ等での利用が可能であり、ニーズの高まりにより利用者数は急増しています。
- 平成 30(2018)年 7 月から病児保育（８）を開始しました。
- 妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を目指し平成 29(2017)年 10 月から子育て世代包括支援センター（保健センター内）を設置し産後ケアを開始しています。（11）

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

- 放課後児童クラブ（２）について充実・増設の希望のほか、土曜日受入れ、人材不足解消など多様なニーズが挙げられています。
- 子育て支援センター（６）や児童館など乳幼児と保護者の居場所、交流、相談の場として活用されています。
- 一時預かり事業（７）は緊急（産前産後・通院）、リフレッシュともにニーズが高くなっています。

施策の課題

- 多様なニーズに対応するためサービスの充実を図る必要があります。

12 現状と課題のまとめ

本市の子どもと子育て家庭をめぐる現状から、保育所・放課後児童クラブにおける受入れ拡大や地域における子育て支援など一定の効果をあげているものもありますが、保育ニーズの高まりへの対応や市外から転居してきた、地域とのつながりの薄い子育て家庭への支援などさらに継続的な支援が必要なものがあることが分かりました。さらに、社会全体の課題とあわせて次のような支援が必要であると考えられます。

（１）経済的困難を抱える家庭の子どもへの支援

アンケート調査結果によると、小学生・中学生がいる子育て家庭のうち５～６％程度の家庭が経済的困難を抱えている可能性があることが分かりました。そのような家庭は相談先を知らないことや支援を求める声をあげにくいこと、家庭の状況が子どもの生活や学習にも影響を与えており、世代を超えて連鎖する恐れもあることから、生まれ育った家庭の環境によらず子どもが未来への希望を持ち、自信や自己肯定感を持って自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を用意する必要があります。

（２）虐待の防止対策

アンケート調査結果によると、子育て家庭の多くが児童虐待に関心を持っており、通報先として児童相談所をあげる割合は過半数となっていますが、児童虐待が起こる原因として「保護者の精神的な不健康」や「家庭の経済的な問題等に伴う生活への不満やストレス」、「保護者の子育てに対する経験と知識の不足」などが挙げられており、どの家庭でも起こる可能性があります。児童相談所における本市の児童虐待相談対応件数は大幅に増加しており、本市においても過去に子どもの命に係わる虐待も起きていることから、虐待の防止対策と適切な対応が必要になります。

（３）外国につながるのある子どもへの支援

市内の公立小・中学校に通う児童のうち、外国籍児童数は５年間で２倍以上に増加しており、日本語指導が必要な児童も多くなっています。このような子どもの家庭では、保護者も日本語が理解できず地域の生活での戸惑いや就園・就学時の課題や学習の遅れなどが懸念されており、日本語指導、就園・就学の支援、円滑な受入れなど支援が必要になります。

（４）成長段階に応じた切れ目のない支援

インターネットなど便利な情報があふれる中で子育てを手伝ってもらえる人や相談相手がいないなど子育て家庭の孤立化が問題になっています。また、本市では市外から転居して来て出産・子育てをする子育て世代が増えており、子育て支援施設や公園などの地域資源や相談窓口などの情報が届いていない世帯もいる可能性があります。妊娠中から出産を経て子育てをする中で、子どもの成長段階に応じて必要な支援を切れ目なく受けられるようにする必要があります。

（５）安全に生活し、安心して子育てができる地域づくり

日本全国で交通事故や犯罪、虐待事案など子どもが被害を受けたり大切な命が犠牲になる痛ましい事件・事故が起きています。子育て家庭や子どもたちが安全に生活し、安心して活動し、健やかに成長できる地域をつくる必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための 施策

1 基本理念

このまちで 育ってよかった 育ててよかった
子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞

本市では、子育て家庭と行政のみならず、地域全体で子育て家庭を応援し、子育てに対する喜びをわかちあえるまちを目指して子育て支援の充実に取り組んできました。

近年、子育て家庭の孤立化や地域のつながりの希薄化が指摘される中で、子育てに悩む保護者や経済的困難を抱える家庭など支援が必要な子どもや家庭が増えています。本市では子育て世代の市外からの流入が多く、地域とのつながりが少ない家庭も少なくありません。このような中で、地域社会の一員として、すべての人が孤立したり排除されることなく社会の一員として支えあうソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の考えが重要になります。

子ども・子育て支援法では、基本理念として「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」としており、子育て家庭だけでなく、学校や地域もともに子育てに関わり、その喜びを感じられるまちを目指す必要があります。

また、本市では、すべての子どもがその存在を尊重され、自らの持つ力を存分に発揮して様々なことに挑戦し、多様な経験を経てたくましく育つことができるよう、子どもの自主的な育ちを促し、応援するために行政や地域が子どもの居場所づくりや多様な活動の支援を行っており、今後も温かく子どもと子育て家庭を見守るまちであるよう、第1期計画の基本理念「このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を基本として、子ども自身の育ちを応援する姿勢をより強くし、子どもが「朝霞で育ってよかった」と思い、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち」を目指すものとして、基本理念を定めます。

2 大切にすべき視点

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。子どもたちが育つ過程において、子どもの権利※が尊重され、必要な支援や配慮を受ける権利が尊重されることはたいへん重要なことです。

本計画では、これらの子どもの権利を中心として、子ども・子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の3つの視点に立って取り組みます。

(1)子どもの視点

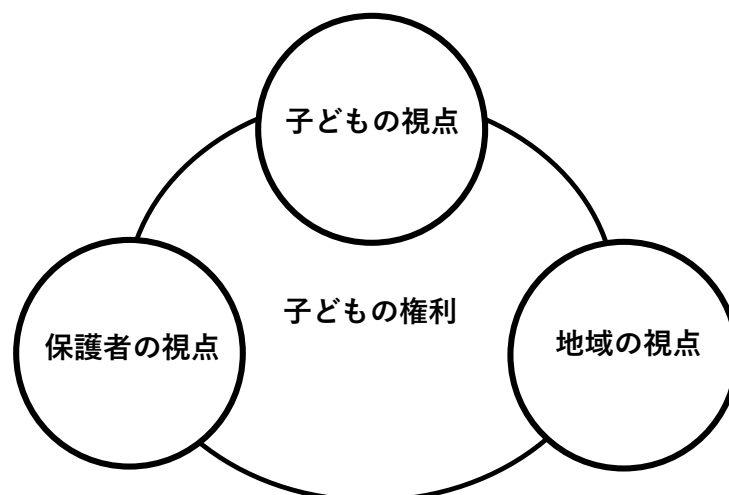
すべての子どもが尊重され、子育て・子育て支援が真に子どもが健やかに幸せに育つためのものであるよう、子ども自らの成長を応援し、子どもの視点を大切にした取組を推進します。

(2)保護者の視点

就労子育て家庭のみならず、在宅子育て家庭への支援など、子どもを養育するすべての保護者が、自らの温かな手で子育てできることを応援する取組を推進します。

(3)地域の視点

保護者が地域の中で孤立することがないように、地域のあらゆる社会資源を活用して、そのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。



※子どもの権利

「子どもの権利条約」は、平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。

子どもの権利条約は大きく分けて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

3 基本目標

基本理念を実現させるための取組として、大切にすべき3つの視点を踏まえつつ、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標 1

すべての子どもがすくすく育つまち

すべての子どもが、かけがえのない個性ある一人の人間として認められながら、それぞれの子どもが家庭や地域の中で、生きる力を育むことができるよう、教育・医療・福祉等の各分野が密接に連携し、子どもの教育・養育環境の充実に取り組みます。

また、子どもが、より多くの友達と出会い、交流することができるよう、そうした機会の提供や、地域の中の子どもの居場所づくりを進めます。

基本目標 2

すべての家庭が安心して子育てするまち

保護者が、妊娠・出産から子育ての期間を通じて切れ目なく支援を受けながら、子育てに対して過度に不安や負担を感じることなく、自己肯定感を持って子育てに取り組むことができるための支援を充実させるとともに、すべての子育て世帯を地域全体で温かく見守り支える環境づくりに取り組みます。

また、子どもの安全と、保護者が安心できる子育て環境の整備に取り組みます。

基本目標 3

すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち

すべての子どもが健やかに、幸せに育つ環境を実現するため、また、すべての保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育事業やライフスタイルに応じた福祉サービスの提供に取り組みます。

また、質の高い教育・保育を受けることができるよう、保育所・幼稚園・小学校の職員の交流や研修の充実を図ります。

4 施策の体系

基本目標

基本方針

基本目標 1

すべての子どもが
すくすく育つまち

基本方針 1－1 子どもの人権の尊重のために

基本方針 1－2 特別な配慮が必要な子どものために

基本方針 1－3 地域の中の子どものために

基本目標 2

すべての家庭が安心
して子育てするまち

基本方針 2－1 すべての子育て家庭のために

基本方針 2－2 地域における子育てのために

基本方針 2－3 子どもの安心・安全のために

基本目標 3

すべての子どもが質の
高い教育・保育を受け
るまち

基本方針 3－1 教育・保育の充実のために

基本方針 3－2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために

基本方針 3－3 教育・保育の質を高めるために

施策の方向性

主な事業

(1) 子どもを虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化

要保護児童対策地域協議会等を活用した児童相談事業、児童虐待防止に関する意識の普及啓発、いじめ防止に対する取組

(2) 子どもの意見や視点の尊重

朝霞“未来・夢”子ども議会、「特別の教科 道徳」の推進

(3) 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の充実

あさか・スクールサポーターの活用、社会体験チャレンジ事業

(1) 障害のある子どもと保護者への支援

障害児放課後児童クラブ事業、育成保育事業、育み支援パッチャルセンター事業（発達障害児支援体制）

(2) ひとり親家庭等の支援

児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成

(3) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援

生活困窮者等学習支援事業、生活保護進学準備給付金の支給、市営住宅事業、小・中学校教育扶助事業

(4) 外国につながるのある子どもと保護者への支援

多文化共生推進事業、日本語指導支援員の配置

(1) 子どもの居場所づくり

児童館運営事業、児童遊園地・公園の整備、冒険遊び場づくり事業、学校体育施設の開放、図書館における子ども向け事業

(2) 子ども同士の交流の機会の提供

放課後子ども教室、市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催

(1) 子育てを支える環境づくり

子育て情報の提供、こども医療費の助成、児童手当の支給

(2) 家庭における子育て支援の充実

あさか学習おとどけ講座、家庭教育学級の支援、ブックスタート事業

(3) 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

子育て電話相談、母子保健相談事業、栄養相談事業、妊婦健康診査、母子健康手帳交付事業、妊娠期からの包括的な子育て支援

(1) 子育てネットワークの充実

子育て支援センター事業、保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で

(2) 子どもの健全育成の充実

青少年育成事業、朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催、朝霞市ふれあい推進事業

(3) 世代を超えた子育て支援の推進

農業体験事業、児童館における高齢者と児童の交流事業

(1) 子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり

朝霞防犯パトロール隊の認定、防犯ブザーの貸与、交通安全運動チラシによる啓発活動

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

すべての方が利用しやすい公共施設の整備、市道整備・道路管理の充実

(1) 幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実

保育事業、認可外保育施設等利用補助事業、家庭保育室補助事業、幼稚園事業

(2) 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ事業

(1) 多様なニーズにこたえる子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業（時間外保育事業）、一時預かり事業、休日保育事業

(1) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

保育士研修事業、保育士等人材確保事業、小学校と幼稚園・保育所の連携

幼児期の学校教育・保育の提供

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み
- ・施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育給付（小規模保育など）の量の見込みと確保の内容

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育（保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育（子どもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育（事業所内の施設等において保育を行う。）

地域子ども・子育て支援事業の充実

- ・地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業（時間外保育事業）
- 放課後児童クラブ事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健康診査事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

第4章 次世代育成支援行動計画

ここでは、朝霞市で子どもたちが健やかに生まれ育ち、保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、市の子育ち・子育て支援の取組の方向性を示すとともに、学校や地域などと一緒に取り組むべき子育て支援施策の内容や目標を定めます。

基本目標 1 すべての子どもがすくすく育つまち

すべての子どもが、かけがえのない個性ある一人の人間として認められながら、それぞれの子どもが家庭や地域の中で、生きる力を育むことができるよう、教育・医療・福祉等の各分野が密接に連携し、子どもの教育・養育環境の充実に取り組みます。

また、子どもが、より多くの友達と出会い、交流することができるよう、そうした機会の提供や、地域の中の子どもの居場所づくりを進めます。

施策の体系

基本目標 1 すべての子どもがすくすく育つまち

基本方針 1－1 子どもの人権の尊重のために

施策の方向性

- (1) 子どもを虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化
- (2) 子どもの意見や視点の尊重
- (3) 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の充実

基本方針 1－2 特別な配慮が必要な子どものために

- (1) 障害のある子どもと保護者への支援
- (2) ひとり親家庭等の支援
- (3) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援
- (4) 外国につながるのある子どもと保護者への支援

基本方針 1－3 地域の中の子どものために

- (1) 子どもの居場所づくり
- (2) 子ども同士の交流の機会の提供

基本方針 1－1 子どもの人権の尊重のために

現状と課題

児童虐待やいじめなどの子どもが被害者となる事件は毎年増加しており、人権侵害の予防と早期発見・対応のための取組の強化が課題となっています。

本市では、平成 24(2012)年に発生した虐待による児童の死亡事例及びその検証報告を踏まえて、二度と犠牲になる児童を出さないため組織的対応の強化を図るとともに、関係機関との連携により児童虐待の早期発見や防止対策を推進してきました。児童相談所の児童虐待相談対応件数は、毎年増加しており、これは地域や子育て家庭の児童虐待に対する関心の高まりであると同時に複雑な家庭環境に育つ子どもや、子育てに行き詰まりを感じる保護者が増加していることの現れでもあります。全国でも子どもが犠牲になる事例が続いており、一層の対策が必要です。

また、子どもの人権に関わるいじめや不登校、ひきこもり状態にある子どもも増加しており、これらの子どもが抱える問題に対し家庭や学校だけでなく関係機関が連携して適切な対応を図ることが必要であり、子どもたちが安心して相談できる体制の強化も重要です。

さらに、子どもが地域の人々との交流の中で様々な経験をし、成長する環境をつくるとともに、自分の視点や意見を持ち発信したり、地域の担い手となって活躍する機会を充実する必要があります。

基本方針

朝霞市で生まれ、育つ子どもが、様々な経験を通して自信を身につけ、次代を担う人材として成長し、「朝霞で育ってよかった」と実感してもらえよう、地域の人たちとともに教育・保育環境の充実を図ります。

また、子どもの虐待防止のため、子育て家庭の孤立を防止するとともに、家庭内の虐待の要因となる課題を解決するため、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。

朝霞市の子どもが心身共に健全に成長するよう学童期や思春期における保健対策を推進するとともに、いじめ被害や不登校の児童が安心して相談できる環境をつくります。

施策の方向性

(1) 子どもを虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化

①児童虐待予防と防止の取組

児童虐待を防止するため、児童虐待防止に関する意識啓発を行うとともに、養育に不安や課題を抱える家庭の見守りや相談を通じて支援し、虐待の発生予防、早期発見・対応に努めます。また、虐待、保護者の病気など様々な事情で家庭で子どもを育てられない場合に児童相談所と協議して施設・里親利用などを支援します。

さらに、市の相談体制を強化するため、要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携強化や子ども家庭総合支援拠点の整備に取り組みます。

※ 要保護児童対策地域協議会は、地域の関係機関で構成し、子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有するとともに適切な連携のもとで児童虐待等に対応する子どもを守る地域ネットワークです。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
1	DV 相談事業	人権庶務課
	子どもの面前での DV（ドメスティックバイオレンス）は、心理的虐待にあたることから、配偶者暴力相談支援センター事業を実施し、関係機関と連携を図る。	
2	要保護児童対策地域協議会等を活用した児童相談事業	こども未来課
	要保護児童対策地域協議会の関係機関がより緊密な連携を図り、児童虐待等を早期に発見し迅速かつ的確に対応する。要保護児童対策地域協議会の機能強化に向け、調整担当者及び関係機関職員等の資質向上に取り組む。	
3	児童虐待防止に関する意識の普及啓発	こども未来課
	広報や駅前での啓発物配布活動などを通じて児童虐待の理解を深めるとともに通告・相談方法を周知し、また、セミナーや啓発パンフレットにより虐待防止意識の高揚を図る。	
4	里親制度の周知	こども未来課
	児童虐待等の事情により自宅で暮らせない子どもを預かり、保護者に代わって育てる里親制度を周知するとともに、里親の確保を図る。	
5	家庭児童相談事業	こども未来課
	家庭児童相談員等が、子育てに関する悩みをはじめ家庭における子どもの養育に関する相談や、子どもからの友人関係に関する悩み等の相談に対応する。	
6	子ども家庭総合支援拠点の整備	こども未来課
	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点を設置し、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携した支援を行う。	
7	養育支援訪問事業	こども未来課
	育児ストレス等により子育てに不安や孤独感を抱える家庭で、養育支援が必要な家庭を対象に、ホームヘルプ等による育児・家事の援助や助産師・保育士による相談・助言を訪問により実施する。	

No.	事業名・取組内容	担当課
8	虐待防止に関する教育相談の実施	教育指導課
	保健室（養護教諭）やさわやか相談員、サポート相談員、スクールカウンセラー等との連携を図り、虐待等の早期発見に努めるとともに、児童生徒を対象に相談を行う。また、教育相談主任研修会等において、虐待防止に関する意識の啓発を行う。	

②子どもの人権尊重の仕組みづくり

あらゆる場で子どもの人権が尊重され、子どもがいじめ等の人権侵害行為を受けることなく安心して過ごすことができるよう、子どもが利用する施設における人権擁護体制を整備するとともに、いじめ防止に係る取組を行います。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
9	民生委員・児童委員活動事業	福祉相談課
	地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として活動する民生委員・児童委員への支援を行う。	
10	施設における人権擁護等の体制整備	保育課
	保育所等における子どもの人権を守るため、苦情を受け付ける窓口の設置を義務とし、周知を図るとともに、第三者評価の実施を促進する。	
11	いじめ防止に対する取組	教育指導課・こども未来課
	児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、学校・教育委員会・関係機関が連携し、いじめ防止及び解決を図るための基本事項を定め、小・中学校への指導・支援を通して、取組の充実を図る。	

（２）子どもの意見や視点の尊重

子ども自身が自分の視点や意見を持ち、考え、発信する力をつけられるよう教育を推進するとともに、子ども自身が自由に意見を表す場を確保し、子どもの意見がまちづくりに反映される仕組みをつくりまします。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
12	朝霞“未来・夢”子ども議会	市政情報課・教育指導課
	次代を担う子どもたちが、市議会の仕組みなどについて実体験を通して学ぶことにより、市政に対する理解と関心を深めるとともに、子どもたちからの提言や意見を市政の参考とするため、子ども議会を開催する。	
13	「特別の教科 道徳」の推進	教育指導課
	道徳が「特別の教科 道徳」として教科化するに伴い、『考える道徳』『議論する道徳』への転換を推し進める。 子どもの意見や視点を尊重し、「公正・公平」等の道徳的価値を養うことで人権意識を高める。	

No.	事業名・取組内容	担当課
14	カウンセリングの実施	教育指導課
	虐待、いじめ、不登校、犯罪の被害にあった子ども・保護者等に対してカウンセリングを実施する。	

(3) 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の充実

あさか・スクールサポーター等の配置による個に応じたきめ細かな指導の充実、外部指導者などの支援による心身向上に取り組みます。

併せて、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するため、「社会体験チャレンジ事業」を通して、学校と家庭、地域が連携した取組を推進します。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
15	中学校自由選択制度	教育管理課
	通学区域の弾力的な運用を図ることにより、中学校を自由に選択できることで、生徒一人ひとりに「生きる力」を育む教育環境の充実を図る。	
16	朝霞第五中学校特認校制度	教育管理課
	小規模校の活性化を図るため、市内すべての小学校から朝霞第五中学校へ進学できるよう特認校制度を設ける。 県費負担教職員に加え、教科支援員の活用により、教育の充実を図る。	
17	先進校・研究推進校への視察	教育指導課
	学校教育環境整備のため、教職員が先進校や研究推進校の研究発表会に参加する。	
18	あさか・スクールサポーターの活用	教育指導課
	市内の各小学校（第3学年～第6学年）及び各中学校（第1学年～第3学年）に合計17人を配置し、学習指導において個に応じたきめ細かな指導を補助する。	
19	球技大会、陸上競技大会等の実施	教育指導課
	体育授業の成果発表の場と学校間交流のため、市内5年生児童による球技大会、6年生児童による陸上競技大会を実施する。	
20	学校総合体育大会、新人体育大会等の実施	教育指導課
	部活動充実のため、朝霞市、新座市、志木市、和光市の4市合同で実施する。	
21	朝霞市地域人材活用支援事業	教育指導課
	市内小・中学校の学校教育活動をさらに充実させるため、地域人材の協力により、教科等での学習、部活動を展開する。	
22	学校保健委員会の実施・充実	教育指導課
	保護者や教職員、学校医などがメンバーとなり、児童生徒の健康や体力に関する現状や課題について共通理解を図る。 課題を克服するための手立てや方策等について、話し合いを行う。	
23	朝霞市小学校低学年複数担任制事業	教育指導課
	小学校1学年及び必要に応じて小学校2学年の通常学級において、児童の学校生活への支援、学習指導、生徒指導を実施するため、学級担任の補助に従事する。	

No.	事業名・取組内容	担当課
24	社会体験チャレンジ事業	教育指導課
	中学生に地域社会の中での様々な社会体験活動や多くの人々とのふれあいを通して、みずみずしい感性や社会性、自立心等を養い、たくましく豊かに生きる力を育むことをねらいとし「朝霞市中学生社会体験チャレンジ事業」をキャリア教育の一環として展開する。	
25	保健体育科、家庭科、道徳等の授業で知識の習得	教育指導課
	児童・生徒に家庭を築くための知識や技能の習得、子どもを産み育てることの意義を理解するための教育を各教科間の連携を図りながら実施する。	

基本方針 1－2 特別な配慮が必要な子どものために

現状と課題

子ども・子育て支援新制度の根底にはソーシャルインクルージョンの理念があり、障害のある子どもへの支援に関しても、多様な子どもの存在を前提として、すべての子どもがともに安心して暮らし、成長できる社会となることが望まれます。障害の早期発見・早期療育とニーズに応じたサービス、子どもや保護者を支える相談体制などを整え、障害のある子どもの健やかな成長と自立を支援する必要があります。

国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、子どもの相対的貧困率は、平成 27(2015)年に 13.9%となり、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。また、ひとり親家庭の貧困率は、50.8%となっており、ひとり親世帯の半数が貧困状態にあると考えられます。このような中、平成 26(2014)年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月には同法に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策として様々な取組が行われています。本市が実施した「子どもの生活に関するアンケート調査」では、埼玉県と比較して生活困難層の割合は低くなっていますが、経済的困難を抱える家庭が一定数存在することが明らかになりました。子どもの貧困は子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入など次の世代に貧困状態が連鎖する可能性が高いと言われており、子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援に確実に取り組む必要があります。

また、本市では外国籍市民人口、外国籍児童生徒数ともに増加傾向にあり、地域の多文化共生が進んでいます。帰国子女などを含めた日本語指導が必要な児童も増加しており、生活や学習に支障が出ないよう保護者を含めたきめ細かな支援が必要です。

基本方針

障害の有無にかかわらず、子どもの個性を認め、その子の持つ力や可能性を最大限に伸ばすことができるような社会を目指します。

また、家庭環境や経済的要因等により、子どもが不利益とならず、豊かで充実した生活が営めるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

施策の方向性

(1) 障害のある子どもと保護者への支援

障害のある子どもの生活を支えるには、教育・福祉・保健・医療の関係機関が連携し、総合的に取り組む必要があります。

そのため、保健活動の一環として、妊産婦、乳幼児健診の場において障害の原因となる疾病の早期発見・早期療育に努め、「発育発達相談」等の各種相談体制を充実するとともに、親子グループでの活動等、障害のある子や保護者同士の交流機会の拡充を図ります。

また、障害の有無にかかわらず共に育ちあえるよう、保育所や小・中学校における障害のある子どもの保育や教育及び放課後の居場所の提供体制を整えます。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
26	重度心身障害者福祉タクシー利用料等助成事業	障害福祉課
	重度の障害のある人・児童の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、福祉タクシー券、バス・鉄道共通カード、自動車燃料費の中から選択制により利用料金を助成する。	
27	紙おむつ給付事業	障害福祉課
	3歳以上の在宅の重度の障害のある人で、常時おむつを使用している方に紙おむつの給付を行う。	
28	補装具の交付・修理	障害福祉課
	身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、日常生活の不自由さを補って、日常生活を容易にするために補装具の交付と修理を行う。	
29	日常生活用具支給	障害福祉課
	障害のある人・児童等の日常の便宜と社会適応性を図るための用具を支給する。	
30	生活サポート事業	障害福祉課
	障害のある人・児童やその家族の方々の地域での暮らしを支援するため、市に登録された民間団体が提供する外出、送迎などサービスに要する費用を補助し、福祉の向上及び介護者の負担軽減を図る。	
31	障害者週間における啓発事業	障害福祉課
	障害のある人に対する理解を図るため、障害者週間において、市内の障害福祉施設の紹介及び障害のある人・児童による製作物の展示等を行う。	
32	障害児通所支援事業	障害福祉課
	未就学の集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる児童が通所し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応のための訓練などを行う児童発達支援や、小学1年生から高校3年生までの障害のある児童に対し、放課後や学校の休日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障害のある児童の自立を促進し、放課後等の居場所づくりを行う放課後等デイサービスを提供する。	
33	身体障害者・知的障害者等に係る援護等	障害福祉課
	ケースワーカーにより、身体障害者手帳・療育手帳に関する相談、援護を行う。	
34	特別児童扶養手当の支給	障害福祉課
	精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方への経済的支援を図るため、手当を支給する。	
35	重度心身障害者医療費の助成	障害福祉課
	重度心身障害者やその家庭に対して、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	
36	障害児福祉手当	障害福祉課
	身体又は精神（知的）の重度の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に対し負担の軽減を図るため、手当を支給する。	

No.	事業名・取組内容	担当課
37	障害児放課後児童クラブ事業	保育課
	6歳（小学1年生）から18歳（高校3年生）で障害のある子どもとその保護者への支援を図るため、障害児放課後児童クラブの運営を行う。	
38	育成保育事業	保育課
	心身の障害に関わらず、子どもたちが保育所においてともに育ちあう中で、安全で健やかに生活できるよう、園児、担当保育士に対し助言を行い、統合保育を実施する。	
39	育み支援バーチャルセンター事業（発達障害児者支援体制）	健康づくり課
	育み支援バーチャルセンターを設置し、発達に関して気がかりがある子どもの療育支援のため、専門スタッフ（小児科医、心理相談員等）と地域スタッフにより、巡回相談や来所型での専門相談、親子グループ等での指導や助言を行う。	
40	朝霞市障害児就学支援委員会専門員による就学相談	教育指導課
	障害のある児童生徒の就学に関する相談を行う。	
41	朝霞市はぐくみ補助金	生涯学習・スポーツ課
	心身に障害のある子どもたちとその家族への支援と理解を進める活動をする市内小・中学校の保護者団体に対し、補助金を交付し、活動の支援を行う。	

（２）ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、個々の実情や具体的な相談内容を踏まえ、受けられる支援制度を案内するとともに、「ひとり親家庭等医療費の助成」、「ひとり親家庭への自立・生活支援事業」により、経済的な負担を軽減します。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
42	ひとり親家庭への自立・生活支援事業	こども未来課
	母子家庭及び父子家庭の親に、能力開発の取組を支援するため自立支援教育訓練給付金を支給する。 母子家庭及び父子家庭の親に、就職の際に有利であり生活の安定に資する資格を取得するため、高等職業訓練促進給付金等を支給する。	
43	児童扶養手当の支給	こども未来課
	ひとり親家庭等に、生活の安定と自立支援を図るため、所得に応じて児童扶養手当を支給する。	
44	ひとり親家庭等医療費の助成	こども未来課
	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	
45	母子生活支援施設入所	こども未来課
	母子の保護及び自立の促進のための生活支援を行う。	

（３）経済的困難を抱える家庭と保護者への支援

子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、心身ともに健やかに生活し、意欲的に学習や活動に取り組み、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、また保護者が安心して生活できるよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援に取り組みます。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
46	生活困窮者等学習支援事業	福祉相談課 こども未来課
	生活困窮家庭やひとり親家庭の環境において、学習が進んでいない中学生・高校生及びその保護者を対象に、居場所づくりや高等学校への進学、中途退学防止のための学習教室を開催するほか、家庭訪問等の必要な支援を行う。	
47	生活保護進学準備給付金の支給	生活援護課
	生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援を図ることを目的として、生活保護世帯に属する子どもが大学等に進学した場合に、その世帯主に対して、大学等に進学する子どもの新生活立ちあげ費用として一時金を支給する。	
48	ひとり親家庭への自立・生活支援事業【No.42 再掲】	こども未来課
49	児童扶養手当の支給【No.43 再掲】	こども未来課
50	ひとり親家庭等医療費の助成【No.44 再掲】	こども未来課
51	母子生活支援施設入所【No.45 再掲】	こども未来課
52	市営住宅事業	開発建築課
	住宅に困窮している低所得層の市民に対し低廉な家賃で住宅を供給する。	
53	小・中学校教育扶助事業	教育管理課
	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を支給する。	

（４）外国につながるのある子どもと保護者への支援

外国につながるのある子どもの日本語指導・支援、学習支援や就園・就学支援及び保護者等を含めた子育てや生活に関する支援を行います。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
54	外国人世帯の支援	各課
	外国人に配慮した子育て支援の情報提供や利用支援を行う。	
55	多文化共生推進事業	地域づくり支援課
	多文化推進サポーターを活用し、文章の翻訳や面談での通訳、また、外国文化を紹介する文化交流活動により他国文化への理解を深める機会を創設するなど、外国人の子どもや家族が安心して暮らせるように多文化共生の推進を図る。	

No.	事業名・取組内容	担当課
56	日本語指導支援員の配置	教育指導課
	日本語指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する朝霞市立小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導支援員の配置を行う。	

基本方針 1－3 地域の中の子どものために

現状と課題

子どもは、身近な人や自然等との関わりの中で、主体的に学び、行動し、知識や技能を習得するとともに、主体性や人への信頼感等を形成していきます。成長に伴い、子ども自身が視野を広げ、認識力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていきますが、そのためには、発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要となります。

乳幼児期の子どもは、保護者と一緒に安全に心身の成長と社会性の基礎を培う経験ができる活動の場が必要であり、子ども同士、保護者同士の交流も地域の活動の場の重要な役割となります。学童期は、知識や感性、集団や社会のルール等を習得する時期であり、子ども同士の関わり合いの中で社会性を身につけ、人間関係を構築します。地域の中で安全に遊べる居場所を確保するとともに、インターネットやゲームを通じた疑似的な体験が増加する社会の中で、人やもの、自然に直接触れられる体験活動の機会を増やす必要があります。

また、中学生・高校生世代にとっても、地域で多様な活動をすることができる居場所の確保や地域の活動への参加、担い手としての活動を通じて自らの個性や適性を伸ばしつつ、社会の一員として活動する機会を充実する必要があります。

基本方針

子どもや保護者が自発的に地域の資源を活用し、多様な経験を積みながら健康に育つよう、子どものための居場所や遊び場を整備・確保します。

また、中学生・高校生世代の利用を促進する取組の充実を図り、居場所づくりを進めていきます。

施策の方向性

(1) 子どもの居場所づくり

子どもが地域社会の中で安全に遊べる居場所を確保するため、児童館や公園等の充実や学校体育施設の開放を実施します。

また、中学生・高校生世代の利用を促進する取組の充実を図り、居場所づくりを進めていきます。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
57	児童館運営事業	こども未来課
	児童の健全な成長を目指し、子どもたちが安全にかつ快適に遊び、活動できるよう、子どもたちの安心・安全な居場所として児童館ガイドラインに沿った管理・運営を行う。	
58	児童遊園地、公園の整備	みどり公園課
	子どもの遊び場として、整備充実を図る。 公園不足地区の解消及び既存公園の質的向上を図る。	
59	冒険遊び場づくり事業（プレーパーク）	みどり公園課
	「子どもの居場所づくり」と「子どもを中心とした地域社会の活性化」に寄与することを目的に、子どもの遊び場づくりの専門職（プレーリーダー）を配置し、適切な安全管理を行いながら、子どもの自由な外遊びを促す機会を提供する。	
60	学校体育施設の開放	生涯学習・スポーツ課
	小・中学校の運動場、体育館を開放し、子どもの心身の健康づくりをサポートする。	
61	放課後子ども教室	生涯学習・スポーツ課
	市内の小学生を対象に、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、スポーツ活動・文化活動・地域の方々との交流活動等を行う。	
62	図書館における子ども向け事業	図書館
	小学生以下の子どもを対象とし、良書を読む機会を提供するため、おはなし会や読み聞かせ、映画会などを開催する。	

(2) 子ども同士の交流の機会の提供

子どもが、多くの友達をみつけ、地域の人たちと交流する機会を持てるよう、地域住民の協力を得ながら、子どもを対象にした様々な教室やイベントを開催します。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
63	放課後子ども教室【No.61 再掲】	生涯学習・スポーツ課
64	市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催	生涯学習・スポーツ課
	スポーツ振興と市民の親睦、健康増進を図るため、小学生・中学生及び市民等を対象に、市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等を開催する。また、都市間交流事業として、越生町とハイキング大会を開催する。	

朝霞市では様々な子どもの遊びや体験の機会、居場所づくりを行っています

●地域の取組

地域の大人たちが青少年健全育成、子どもが安心・安全に過ごせる地域づくりを行っています。

- ・朝霞市青少年育成市民会議
- ・朝霞市子ども会連合会
- ・青少年相談員朝霞市協議会
- ・防犯パトロール
- ・「青少年を守り育成する家」制度 等

●地域の居場所づくり・地域活動への参加促進

地域で安心してのびのびと遊べる居場所づくりを行うとともに、子どもたちがふるさと意識を育み、地域の担い手として育っていくよう地域活動への参加を支援しています。

- ・児童館
- ・児童遊園地、公園
- ・図書館
- ・放課後子ども教室
- ・プレーパーク
- ・鳴子踊り
- ・子育て支援センター 等

●体験活動

地域の人々等とのふれあいや多様な経験を通じて子どもたちの豊かな成長を応援します。

- ・青少年健全育成ふれあい体験事業（「親子ふれあいハイキング」等）
- ・夏休みの体験活動（学習講座、ボランティア活動、料理・英語・科学・演奏活動等）
- ・農業体験 ・季節、年中行事の体験 ・文化・芸術ワークショップ
- ・博物館での体験教室 ・公民館、図書館、児童館の講座 等

●イベント

多様な活動への参加機会を通じて子どもたちの興味・関心を引き出し、新たな活動のきっかけづくりを行います。

- ・スポーツイベント、教室
- ・映画会
- ・クラシックコンサート
- ・子ども大学あさか
- ・ふれあい推進事業 等

基本目標 2

すべての家庭が安心して子育てするまち

保護者が、妊娠・出産から子育ての期間を通じて切れ目なく支援を受けながら、子育てに対して過度に不安や負担を感じることなく、自己肯定感を持って子育てに取り組むことができるための支援を充実させるとともに、すべての子育て世帯を地域全体で温かく見守り支える環境づくりに取り組みます。

また、子どもの安全と、保護者が安心できる子育て環境の整備に取り組みます。

施策の体系

基本目標 2 すべての家庭が安心して子育てするまち

基本方針 2－1 すべての子育て家庭のために

施策の方向性

- (1) 子育てを支える環境づくり
- (2) 家庭における子育て支援の充実
- (3) 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

基本方針 2－2 地域における子育てのために

- (1) 子育てネットワークの充実
- (2) 子どもの健全育成の充実
- (3) 世代を超えた子育て支援の推進

基本方針 2－3 子どもの安心・安全のために

- (1) 子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり
- (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

基本方針 2－1 すべての子育て家庭のために

現状と課題

市外からの転入や、共働き世帯の増加、核家族化が進む中で、子育てに関して周りに気軽に相談できる人がいない、不安や孤立感を抱えているなど子育てにおける保護者の負担が大きくなっています。子育て支援や子どもの貧困対策に関する支援団体へのヒアリングでは、支援が必要な家庭ほど情報が届いていなかったり、声をあげないことが多いと指摘されており、必要な人に情報や支援を行き届かせるしくみが必要です。市からの情報提供だけでなく、市内で活動する民生委員・児童委員や子育て支援団体など多様な活動を支援し、身近な場で交流や相談、情報を受け取れる環境を充実する必要があります。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして母子保健や小児医療の確保が重要であるため、定期的な健康診査の実施や安定した小児救急医療体制の確保、医療費の補助などの支援を行っており、今後もその提供体制の充実と市民への情報提供を推進する必要があります。

基本方針

情報を必要とする人にとって分かりやすく入手しやすい情報提供と相談体制の更なる充実を図ります。

保護者に子育てにかかる不安や負担を軽減するよう、家庭の子育て力や教育力を高めるための家庭教育に関する学習機会・情報の提供を行います。更に、必要に応じて経済的な支援を行います。

また、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子どもと母親の健康確保及び増進に取り組みます。

施策の方向性

(1) 子育てを支える環境づくり

①情報提供の充実

妊娠中や子育て中の保護者が、必要な保健・福祉等の情報を入手することができるよう、子育て情報誌や市ホームページ、子育て情報メール、民生委員・児童委員の活動など多様な手段を通じて子育て情報の提供体制の充実を図ります。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
65	民生委員・児童委員活動事業【No.9再掲】	福祉相談課
66	子育て情報の提供 子育てに関する情報を一元化した子育て情報誌を作成し、子どものいる家庭に配布する。また、子育て情報誌の内容を市のホームページに掲載し、情報提供を行うとともに、子育て情報メールで、子育て等に関する情報提供を行う。	こども未来課

②小児医療の確保と経済的な支援

小児救急医療体制の充実を図るため、引き続き、近隣市の病院と連携して体制を確保します。また、医療費等子育てにかかる経済的負担を軽減するため、各種手当や助成を行います。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
67	難病患者見舞金（小児慢性特定疾患患者を含む）	障害福祉課
	指定難病等の患者に対して経済的支援を行うため、指定難病医療受給者証等の交付を受けている人に、見舞金を支給する。	
68	こども医療費の助成	こども未来課
	こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、こどもに対する医療費の一部を助成する。	
69	児童手当の支給	こども未来課
	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育する方に、児童手当を支給する。	
70	小児救急医療における朝霞地区4市との共同事業	健康づくり課
	小児救急医療体制の充実を図るため、医師会と連携し、小児を対象に救急指定病院をローテーションして小児救急医療を実施する。	
71	P T A 連合会補助金	生涯学習・スポーツ課
	P T A 連合会に補助金を交付し、市内市立小・中学校P T A相互の連絡協調を図る。また、各学校のP T Aや父母と先生の会等の発展に努め、児童生徒の福祉の増進と教育の振興を促進する活動の支援を行う。	

（２）家庭における子育て支援の充実

家庭での教育力の向上を図るため、乳幼児を対象としたブックスタート事業や児童館における子育てサークルの活動等、親子がふれあう機会、子どもや子育てに関わる各種講座・教室の充実を図ります。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
72	女性総合相談	人権庶務課
	子どもが安定した家庭で生活できるよう、女性総合相談員が毎週木曜日に、家庭内の諸問題等、女性が抱える悩み全般に対して助言や情報提供等を行う。	
73	内職相談事業	産業振興課
	内職に興味がある方や希望する方への就労支援を図るため、相談・あっせんを行う。	
74	あさか学習おとどけ講座	生涯学習・スポーツ課
	関係各課や企業等と連携、協力を得て、市民の学習の場として講座を提供する「あさか学習おとどけ講座」を実施する。	
75	家庭教育学級の支援	生涯学習・スポーツ課
	家庭での教育力の向上を図るため、子育てサークル、PTA等の家庭教育学級の学習活動を支援し、子どもや子育てに関わる各種講座・教室の充実を図る。	
76	家庭教育学級事業補助金	生涯学習・スポーツ課
	家庭での教育力の向上を図るため、子育てサークル等の家庭教育学級活動に補助金を交付する。 家庭教育学級活動報告集を作成し、各学級の活動を広く紹介し、家庭教育の重要性を啓発する。	
77	家庭教育学級補助金	生涯学習・スポーツ課
	家庭での教育力の向上を図るため、市内のPTA等に準ずる団体へ家庭教育学級の開設時に補助金を交付する。	
78	子育て（育児）講座	中央公民館
	人間形成に大切な乳幼児期についての知識を習得し、また、同じ世代の子どもを持つ保護者同士の交流等を通して子育ての悩みや育児不安の軽減と仲間づくりを促進する。	
79	ブックスタート事業	図書館
	4か月健診児及び保護者を対象に、読書習慣形成のきっかけとするとともに、親子のふれあいを大切にしてもらうため、絵本の読み聞かせやブックスタート・バック（絵本2冊・小冊子）の配布を行う。	

（３）生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

妊婦健康診査や乳幼児健診等の実施により、子どもや母親の健康の確保を図るとともに、精神的な負担の軽減を図るため、育児相談や栄養相談等の各種相談事業や訪問指導を推進します。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
80	子ども家庭総合支援拠点の整備【No.6再掲】	こども未来課
81	子育て電話相談 子育て中の保護者を対象に、子育て支援センターにおいて乳幼児の育児に関する相談を行う。	保育課
82	母子保健相談事業 健康の保持・増進を図るため、乳幼児とその保護者のうち、相談を希望する方に対し、妊娠期から妊娠・出産・育児に関して訪問・面接・電話等で、保健師・栄養士・助産師等が個別に相談を実施する。	健康づくり課
83	栄養相談事業 乳幼児期や児童期の食生活の不安等の軽減を図るため、栄養に関する相談を希望する方に対し、面談や電話による個別の栄養指導を実施する。	健康づくり課
84	妊婦健康診査 母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券の交付を行い、その費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を勧める。	健康づくり課
85	母子健康教育事業 健康の保持増進を図るため、母性または乳幼児の健康の保持増進に必要な知識や技術について、集団や個別で相談及び教育を行う。	健康づくり課
86	乳幼児健康診査 健康の保持増進を図るため、母性または乳幼児の健康の保持増進に必要な知識や技術について、集団や個別乳児（4か月・10か月）及び幼児（1歳6か月児・3歳児）に対する健康診査及び保健指導を実施する。	健康づくり課
87	歯科保健事業 口腔内の健全な発育・発達を促し、口腔の健康管理を図るため、乳幼児とその保護者に対して歯の健康診査、フッ化物塗布、保健指導、教育を行う。	健康づくり課
88	各種予防接種の実施 感染症の予防を図るため、子どもを対象に、定期的に予防接種を実施する。	健康づくり課
89	母子健康手帳交付事業 妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、子育て世代包括支援センターで妊娠の届出時に母子手帳を交付する。	健康づくり課
90	未熟児養育医療費給付事業 未熟児で出生した子どもとその保護者に対し、適切な医療を受けるための入院医療費の負担軽減を図るため、医療費の給付を行う。	健康づくり課
91	妊娠期からの包括的な子育て支援 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）で、保健師等の専門職がすべての妊産婦等を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成し、妊産婦に対して切れ目のない支援の実施を図る。	健康づくり課

基本方針 2－2 地域における子育てのために

現状と課題

現代の子育ては、核家族化や地縁的なつながりの希薄化など、家族を取り巻く社会状況の変化の中で、保護者だけで子どもと向き合い、子育てをしなければならなくなったことで困難さを増していると指摘されています。特に初めての子育てに対しては、戸惑いや不安を感じることが多いのは当然であり、強い負担感を感じることもなります。子育て中の保護者の孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てができるよう、親子が集まり交流したり、子育て経験者や子育て支援者に、気軽に相談したりアドバイスを受けられる環境をつくとともに、子どもたちが地域の中で健やかに育つことができるような環境をつくる必要があります。

基本方針

子育て中の保護者同士が交流を持つことで、子育ての悩みの解決、地域の子育て経験者による助言や手助けを得られやすい環境整備など、地域の子育てネットワークづくりを推進します。また、子どもが多く地域住民に見守られながら健やかに育つことができるよう、交流機会の拡充や活動の支援を行います。

施策の方向性

(1) 子育てネットワークの充実

子育て中の親子の交流、仲間づくりの促進を図るため、保育所の園庭開放や子育て支援センターなど、気軽に集まれる場の充実や子育てのネットワークづくりを支援します。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
92	子育て支援センター事業	保育課
	子育て中の保護者と児童を対象に、子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談、助言、各種事業を行う。	
93	保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で	保育課
	保育所の遊びを通して未就園児の子育て家庭を支援するため、公立保育所の園庭を開放する。	

(2) 子どもの健全育成の充実

子どもの健全な育成を図るため、子ども会連合会、青少年相談員、青少年育成市民会議など、地域で子どもたちの育成を見守り、地域に根差した活動を支援します。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
94	青少年育成事業 青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携して、青少年健全育成啓発活動を実施する。	こども未来課
95	朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催 学校・家庭・地域社会が連携して、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進する。そのために、年1回、朝霞地区四市の生徒指導担当の運営で、児童生徒・教員・PTAの各代表が、学校や家庭の問題について取組や成果を発表する。	教育指導課
96	朝霞市ふれあい推進事業 地域における奉仕活動、体験活動等を展開し、心豊かな青少年の育成を図るとともに、地域で子どもを育てる意識を醸成し、地域の教育力の活性化を図る。	教育指導課

(3) 世代を超えた子育て支援の推進

地域の中で、子ども、保護者、高齢者の3世代が、子育てを通じて交流することで、子どもにとっては社会性や協調性を育み、保護者にとっては子育てを学び、高齢者にとっては生きがいを持てる、そのような場や機会の充実を図ります。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
97	農業体験事業 市内の農家の協力のもと、市内在住者を対象として、都市農業への理解を深めるため、田植え・稲刈り体験、いも堀体験等の収穫体験を通じて地域との交流を図る。	産業振興課
98	児童館における高齢者と児童の交流事業 老人クラブ会員が児童館事業の伝承遊びの講師として指導することにより、世代間の交流を行う。	長寿はつらつ課

基本方針 2－3 子どもの安心・安全のために

現状と課題

全国で子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が後を絶たず、子どもたちの安全を守るためには、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが欠かせません。本市では、地域住民の協力を得て子どもたちの見守りを行っているほか、関係機関との連携により犯罪や事故から子どもたちを守る取組を進めてきました。今後も子どもや保護者に対する防犯・事故防止教育を推進するとともに、安心・安全な地域環境づくりを推進する必要があります。

また、本市では子育て家庭をはじめとしてすべての人が利用しやすい公共施設となるようバリアフリー化を進めてきましたが、子育て家庭や子どもたちへのヒアリングで、市内には公共交通網の偏りや、交通量が多く歩道が狭い道路など、さらに改善を望む声も出ています。今後も子どもと子育て家庭が、安心・安全に過ごすことができるまちづくりを推進する必要があります。

基本方針

子どもや子育て家庭に限らず、すべての人が、犯罪や交通事故等の危険や不安を感じることなく、安心して生活できるようにするため、市、地域、警察等関係機関が連携を図り、安全なまちづくりを推進します。

更に、子どもや妊産婦、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるよう、公共施設や歩道等に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

施策の方向性

(1) 子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり

①子どもが犯罪に巻き込まれない社会づくり

子どもが犯罪被害に遭うことがないように、地域住民の協力を得て見守りのパトロールを実施するとともに、緊急の避難所として「青少年を守り育成する家」の設置や、街中への防犯設備の設置を推進します。

併せて、万一の場合に、子ども自身が犯罪から身を守れるよう、防犯に関する教育プログラムを、学校や警察等関係機関と連携して実施します。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
99	防犯灯設置工事費補助金の交付 地域の方々による防犯活動の推進を図るため、通学路を含めた道路などに設置する防犯灯に関する工事費を自治会・町内会等に補助する。	危機管理室

No.	事業名・取組内容	担当課
100	防犯灯維持管理費補助金の交付	危機管理室
	地域の方々による防犯活動の推進を図るため、通学路を含めた道路などに設置した防犯灯の維持管理に関する費用を自治会・町内会等に補助する。	
101	広報による防犯啓発活動	危機管理室
	防犯に対する意識啓発のため、市広報に防犯記事の掲載、防犯研修会・防犯該当キャンペーンを実施する。また、青色防犯パトロールカーを運行し、注意喚起を行う。	
102	朝霞防犯パトロール隊の認定	危機管理室
	地域の方々による防犯活動の推進を図るため、防犯パトロールを実施する自主的防犯組織を朝霞市防犯パトロール隊として認定する。	
103	防犯ブザーの貸与	教育総務課
	小・中学生全員に防犯ブザーを貸与する。	
104	通学路の安全点検	教育管理課
	通学路の安全対策を図るため、毎年通学路の危険箇所について安全点検を行い、危険箇所について関係各課と協力し、整備や修繕を行う。	
105	朝霞市生徒指導委員会の開催	教育指導課
	生徒指導に関する実質的な課題解決のために、朝霞市生徒指導委員会を開催し、生徒指導に関しての連携を図る。学校間の情報交換をはじめ、非行・問題行動等の対策について協議する。	
106	朝霞地区学校警察連絡協議会の開催	教育指導課
	犯罪から児童生徒を守るため、学校と警察が連携するとともに、連絡協議会を開催する。	
107	通学路等での定期・臨時パトロールの実施	教育指導課
	学校付近や通学路をPTAやボランティア等が連携してパトロール活動を行う。	
108	非行防止教室の実施	教育指導課
	学校が保護者、地域、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行・問題行動等の予防・根絶を図ることを目的とし、講演会等を開催する。	

②子どもが交通事故に巻き込まれない社会づくり

子どもや子育て家庭が安心して外出することができるよう、交通立看板や警戒標識の設置、区画線の引き直しなど、交通環境の充実を図ります。

また、子ども自身が交通ルールを守って道路を通行するよう、関係機関との連携のもと、啓発や教室の開催を行い、正しい交通ルールの指導を行います。更に、交通安全教育を行う教職員の研修会を開催し、指導力の向上を図ります。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
109	道路区画線の工事	まちづくり推進課
	交通安全の確保を図るため、グリーンベルトや外側線等の新設及び摩耗した区画線の引き直しを実施する。	

No.	事業名・取組内容	担当課
110	交通立看板、警戒標識等の設置	まちづくり推進課
	道路交通環境の整備を図るため、交通事故発生箇所などを再点検し、交通安全確保を行う。	
111	新入学児童への交通安全教育の実施	まちづくり推進課
	交通事故を防止するため、新入学児童を対象に教育用信号機を使った交通安全教育を警察署員、各小学校教員が実施する。	
112	保育園児、幼稚園児に交通ルールの指導	まちづくり推進課
	交通事故を防止するため、園児を対象にパネルシアターやビデオ上映等を行い、正しい交通ルールを警察署員が指導する。	
113	交通安全運動チラシによる啓発活動	まちづくり推進課
	交通事故防止、交通安全意識の普及を図るため、啓発活動を展開する。	
114	自転車運転免許制度の実施	教育指導課
	児童が安全に自転車に乗れるように、朝霞警察署が主体となり、市内小学校4年生児童全員に、自転車技能に関する実技と筆記のテストを行う。試験終了後、免許を発行する。	

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

すべての方が、安心して外出等ができるよう、歩道の整備や公共施設等における段差解消等に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

バリアフリー化対策として、公共施設等のトイレへのベビーチェアやベビーシート、授乳コーナーの設置を推進するとともに、民間施設で設置しているおむつ替えや授乳ができるスペースについて情報を提供していきます。

また、子どもの安全な学習環境を保障するため、学校施設の環境整備に努めます。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
115	すべての方が利用しやすい公共施設の整備	財産管理課
	ユニバーサルデザインの深化、バリアフリー化の推進を図るため、市民からの意見や要望等を踏まえ、すべての方が利用しやすい公共施設の整備・充実を図る。	
116	都市計画道路整備事業	まちづくり推進課
	交通を適切に処理して円滑な交通を確保するとともに、歩車道の分離や自転車通行帯の整備などを図り、歩行者や自転車の安全性の確保を推進する。	
117	市道整備・道路管理の充実	道路整備課
	歩行者等の安全を確保するため、主要市道に歩道を設置し、交差点改良などを推進する。	
118	学校施設に対する教室等の空気検査	教育管理課
	児童・生徒の環境面の安全を図るため、教室等の空気検査を小・中学校5校で実施(全15校を5校毎にローテーション実施)する。また、ダニの検査を小・中学校15校で実施する。	

基本目標 3

すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち

すべての子どもが健やかに、幸せに育つ環境を実現するため、また、すべての保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育事業やライフスタイルに応じた福祉サービスの提供に取り組みます。

また、質の高い教育・保育を受けることができるよう、保育所・幼稚園・小学校の職員の交流や研修の充実を図ります。

施策の体系

基本目標 3 すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち

基本方針 3－1 教育・保育の充実のために

施策の方向性

- (1) 幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実
- (2) 放課後児童クラブの充実

基本方針 3－2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために

- (1) 多様なニーズにこたえる子育て支援の充実

基本方針 3－3 教育・保育の質を高めるために

- (1) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

基本方針 3－1 教育・保育の充実のために

現状と課題

本市では、子ども・子育て支援新制度に基づき、計画的な幼児期の学校教育・保育の提供を実施しており、待機児童解消に向けて保育所等を整備してきましたが、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加、就労形態の多様化による保育ニーズの高まりにより、待機児童の解消には至っていません。待機児童の内訳では、特に0・1・2歳の低年齢児が大半を占めており、女性就業率の上昇の傾向や潜在的なニーズを含めると、今後さらなる保育ニーズの増大が見込まれます。また、放課後児童クラブについても同様に入所希望者が増えており、4年生以上の高学年で入所保留児童が発生しています。今後も子どもが適切な保育を受け、安全に快適に過ごすことができる質を確保し、保育の量的拡充に努めます。

基本方針

共働き世帯の増加や育児休業を取得する女性の増加により、低年齢のうちから保育所を利用したいというニーズが高まっています。女性の仕事復帰や再就職が円滑に行えるよう、低年齢児の預かりを中心とした保育サービスの拡充を努めます。更に、小学校就学後も、安心して児童を預けることができるよう、放課後児童クラブの更なる拡充を努めます。

施策の方向性

(1) 幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実

①保育所、地域型保育給付施設の整備

0歳から2歳の保育を行う保育施設の整備を促進し、低年齢児における保育の受入体制を確保します。3歳から5歳の保育の受入れ枠については、現在、不足は生じていませんが、将来的に需要の増加が見込まれるため、保育施設の整備を進め、保育ニーズに対応できるよう努めます。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
119	保育事業	保育課
	仕事や疾病などで、家庭において子どもを保育できない場合に、保護者に代わって保育所、認定こども園、小規模保育事業等での保育を行う。また、待機児童解消のため、保育施設の整備を進める。	
120	認可外保育施設等利用補助事業	保育課
	保育の必要性が認められた人が利用する認可外保育施設等の利用料について補助を行う。	
121	家庭保育室補助事業	保育課
	認可外保育施設で市と指定契約を結んだ施設（家庭保育室）に対する運営費補助を行う。また、保護者に対して、保育料軽減費補助を行う。	

②幼稚園の利用促進

就学前に教育を受ける機会を提供するため、新制度に移行しない幼稚園に通園する児童の保護者に対して「子育てのための施設等利用給付費」を支給します。また、低所得者等の副食費の補助を行います。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
122	幼稚園事業	保育課
	保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園への利用料を補助する。	

(2) 放課後児童クラブの充実

既存の放課後児童クラブの定員の維持を図るとともに、利用対象者の拡大により利用者の更なる増加が見込まれることから、放課後や長期休暇中の居場所づくりを進めるために、民間事業者の活用など更なる充実に努めます。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
123	放課後児童クラブ事業	保育課
	仕事や疾病等で放課後児童を保育できない場合に、保護者に代わって放課後児童クラブでの保育を行う。また、待機児童解消のため民間事業者による整備を進める。	

基本方針 3－2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために

現状と課題

保育ニーズが高まると同時に働き方やサービスの多様化により、時間外保育や休日保育、病児保育などの利用も増えています。子どもの成長、子どもの幸せを第一に考えながら、保護者が安心して子どもを預けられるよう保育の充実に努める必要があります。

子育て支援に関するアンケートでは、5年前と比較して親族や知人に子どもをみてもらえる家庭が減少しており、依頼できても負担や時間的制約を気にする傾向が強まっています。子育てと仕事の両立を目指す家庭だけに限らず、子育てをする家庭においても、ファミリー・サポート・センターや一時預かり事業など、子育て負担を軽減する支援を必要としていることから、ライフスタイルに応じて必要とする子育て支援を受けられるよう、支援の充実に努める必要があります。

基本方針

多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園や保育所との協力のもと、保育時間の延長や休日、長期休暇期間中の保育サービスの拡充を図ります。

また、子どもやその保護者の急病等突発的な保育ニーズにも対応できるよう、一時預かり事業や子育て短期支援事業（ショートステイ事業）等の提供体制を充実するとともに、医療機関と連携し、病児保育の提供体制を充実していきます。

施策の方向性

（１）多様なニーズにこたえる子育て支援の充実

関係機関と連携し、延長保育事業（時間外保育事業）、一時預かり事業、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）、病児保育事業等の充実に努めます。

また、公的な保育サービスでは、対応しきれない細かな保育ニーズについては、地域との協働、ファミリー・サポート・センターの提供会員を確保することにより、柔軟に対応できる体制を構築します。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
124	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	こども未来課
	保護者の疾病や仕事等により、子どもを養育することが困難になった場合に、里親宅で一時的に子どもを預かる。	
125	ファミリー・サポート・センター事業	保育課
	子どもを預けたい人からの依頼に対して、アドバイザーが子どもを預かる人をあっせんする。 子どもを預けたい人、子どもを預かりたい人、両方をしたい人の会員登録するための説明会を開催し、受講が完了した人の会員登録を行う。	
126	延長保育事業（時間外保育事業）	保育課
	保育所等を利用する保護者の就労時間の長時間化や通勤範囲の広がり等に伴う、保育時間のニーズを把握し、延長保育の充実を進める。	
127	一時預かり事業	保育課
	保護者の就労、病気、育児疲れ解消（リフレッシュ）等の理由により、家庭での保育が困難な小学校入学前の児童を一時的に保育する。また、指定家庭保育室で、保育所と同様に一時保育を実施している場合、保育料を補助する。	
128	休日保育事業	保育課
	休日に保護者の就労等で保育を必要とする児童を対象に、保育所において保育を行う。	
129	病児保育事業	保育課
	児童が急な病気となり、保育所等が利用できず、また、保護者も就労などにより、保育ができない場合に、病院などに併設される専用の保育室で、看護師等が一時的に保育を行う。	

基本方針 3－3 教育・保育の質を高めるために

現状と課題

本市では、急激な保育ニーズの高まりにより保育所等の整備を進めてきましたが、同時に質の高い幼児期の教育・保育の提供に向け、保育士や幼稚園教諭に対する研修事業等により職員の資質向上を図ってきました。このような取組は継続する必要がありますが、今後、教育・保育の担い手が不足する恐れがあり、人材確保や就労環境の充実が課題となることが考えられます。

さらに、小学校就学後に学校生活に慣れることができず、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が続く「小1プロブレム」の問題が全国的に問題となっており、保育所・幼稚園と小学校との連携が求められるようになっていきます。子どもの発達や学びの連続性を踏まえた学校教育を推進し、子どもたちが小学校にうまく適応できるように、教職員の交流や情報共有などの取組を推進する必要があります。

基本方針

多様な子どもの発達や学びの連続性に対応できるような質の高い教育・保育を提供するため、保育所・幼稚園・小学校の職員の研修や交流機会の拡充を図るとともに、処遇の改善に努めます。

施策の方向性

(1) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

多様な子どもの発達や学びの連続性に対応できるような質の高い教育・保育を提供するため、保育士や幼稚園教諭に対する研修機会を拡充します。

また、質の高い教育・保育を継続するため、教職員に対する研修機会を拡充します。

更に、保育所・幼稚園から小学校に進学するにあたり、円滑な引継ぎを実現するため、協議会の設置や保育士・教職員同士の交流機会を提供します。

年齢や性別を問わず、保育士が継続的に働き続けられるよう、処遇の改善に努めます。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
130	保育士研修事業	保育課
	県や関係機関等の主催する各種研修会等への保育士の派遣や、内部での研修会などを開催し、職員等の資質の向上を図る。	
131	保育士等人材確保事業	保育課
	市内の認可保育所や小規模保育施設における保育士等の不足解消及び放課後児童クラブ指導員を確保するため、就職を希望する方（学生・転職・再就職）を対象として、合同の保育所職員・放課後児童クラブ指導員就職相談会を実施する。	
132	小学校と幼稚園・保育所の連携	教育指導課
	子どもの発達や学びの連続性を踏まえた学校教育を推進するため、小学校・幼稚園・保育所の円滑な接続を図る。	

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援新制度の概要

平成24（2012）年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27（2015）年4月1日から本格施行されました。

子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律^{※1}、関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）^{※2}をいいます。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するためのしくみとして作られました。

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

■子育て支援の「給付」と地域子ども・子育て支援事業

◇子どものための教育・保育給付

幼稚園、保育所、認定こども園共通の「施設型給付」と、小規模保育事業などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を行っています。

子どもの年齢と保育の必要性の有無によって、3つに区分されます。

区 分	内 容	対象施設
1号認定	3～5歳の保育を必要としない学校教育のみの児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童	保育所 認定こども園
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童	保育所、認定こども園 小規模保育等

◇地域子ども・子育て支援事業

地域や家庭の実情による充実した保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置づけ、その拡充を図ります。

◇子育てのための施設等利用給付

子どものための教育・保育給付の対象外である新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子どもまたは0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子どもが利用した場合に市町村が費用を支給するものです。

子どもの年齢と保育の必要性の有無によって、3つに区分されます。

区 分	内 容	対象施設
新1号認定	3～5歳の学校教育のみ（保育を必要としない）の児童	新制度に移行していない幼稚園等
新2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童	幼稚園預かり保育 認可外保育施設等
新3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童で住民税非課税世帯の児童	認可外保育施設 一時預かり事業等

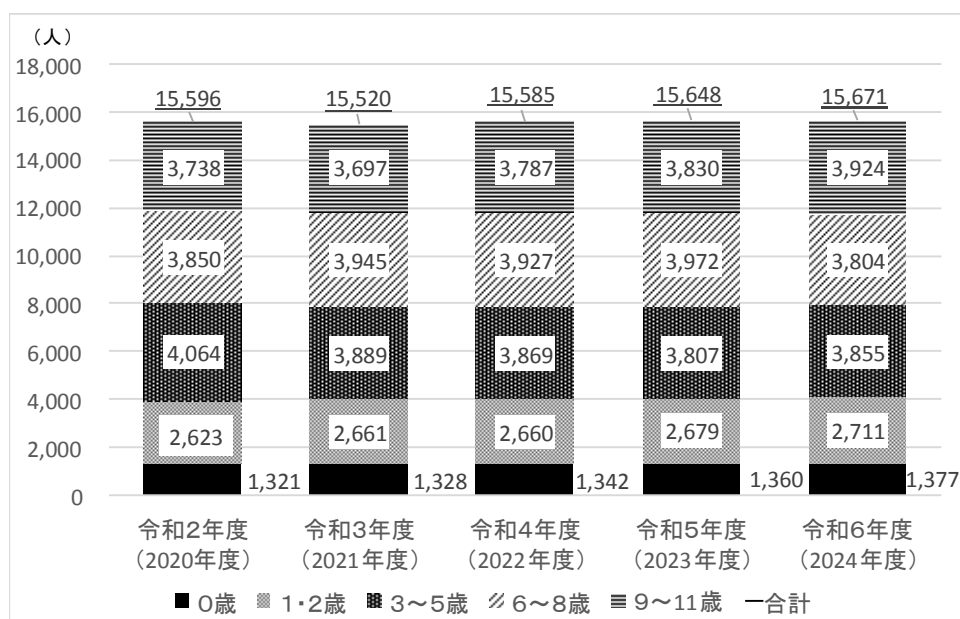
2 教育・保育提供区域の設定

本市においては、教育・保育を提供する施設が市内に均等に整備されており、また、鉄道やバスなどの公共交通機関が充実し、交通の利便性が高いことから、これらの資源の効率的な活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）として、設定します。

3 子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み

子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込みは、5歳以下の乳幼児は、令和5（2023）年度までは緩やかに減少しますが、令和6（2024）年度には上昇に転じる見込みとなります。6歳以上の児童については、低学年の6～8歳は令和5（2023）年度までは緩やかに上昇しますが、令和6（2024）年度には減少に転じることと見込まれ、高学年の9～11歳は緩やかに増加する見込みとなります。

子ども・子育て支援事業対象人口（0歳～11歳）の推計値



資料：第5次朝霞市総合計画後期基本計画（策定に係る人口推計）

4 計画の設定と進捗管理

この計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5か年における事業ごとの「量の見込み」及び「確保の内容」を定めて、提供体制や方法、及び実施時期を定めて実施します。また、各年度において、事業の進捗状況を確認しながら、計画の見直しを行います。

5 幼児期の学校教育・保育の提供

乳幼児に対する学校教育や保育を適切に提供できるように、保護者のニーズに基づき、幼稚園、保育所、小規模保育事業などの基盤整備を進めます。

実績

◆入所者数（幼稚園5月1日、その他は4月1日）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
幼稚園	2,242 人	2,250 人	2,206 人	2,210 人
保育所、認定こども園	2,397 人	2,556 人	2,718 人	2,867 人
小規模保育事業	113 人	177 人	237 人	254 人
家庭保育室	92 人	107 人	59 人	33 人

事業の見込みと確保内容

◆幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】（1号認定、新1号認定）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込（必要利用定員総数）	1,650 人	1,650 人	1,650 人	1,650 人	1,650 人
②確保の内容 幼稚園、 認定こども園	1,650 人	1,650 人	1,650 人	1,650 人	1,650 人

◆幼児期の保育【保育所・認定こども園・幼稚園及び預かり保育・小規模保育事業等】

（2号認定、新2号認定、3号認定）

単位：人

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)			
		2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号		
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳		
①量の 見込	必要利用定員総数 (量見込)	2,285	383	1,429	2,330	385	1,450	2,330	385	1,449	2,330	385	1,477
②確保 の内容	保育所、認定こども園 幼稚園及び預かり保育	2,285	239	983	2,330	242	995	2,330	242	995	2,330	242	995
	小規模保育事業等		86	321		89	337		92	353		95	369
	その他		58	125		54	118		51	101		48	95

※上記には、市外にある施設の利用を希望した場合や、市外の住民が市内の施設を利用希望した場合の数値も含んでおります。

確保の方策

本市の就学前児童数は横ばいで推移しておりますが、保育所や小規模保育事業等の申込者数は増加傾向にあるため、保育所や小規模保育事業等の整備を行い、待機児童の解消に努めます。さらに、幼稚園の預かり保育事業に補助金を交付することで幼稚園の利用促進を図ります。

また、令和元(2019)年10月より幼児教育・保育無償化が開始されたことにより、保育所や幼稚園の3歳児～5歳児クラスの保育料が無料となり、幼稚園については、預かり保育事業の利用料も無償化の対象となるため、保護者のニーズに合わせて幼稚園、保育所、小規模保育事業等の活用を推進します。

6 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育所等を利用するフルタイム勤務の共働き世帯数や通勤時間を含む勤務時間等の状況から、保育時間のニーズを把握し、延長保育の充実を進めます。

実績

◆延長保育事業の実施個所数

令和元年度

実施時間	公設保育所	民設保育所
午後6時から午後7時までの延長保育	9 か所	23 か所
午後6時から午後7時30分までの延長保育	0 か所	14 か所
午後6時から午後8時までの延長保育	2 か所	16 か所
計	11 か所	53 か所

◆延長保育事業の実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
年間利用者数 (午後6時以降延べ人数)	184,239 人	190,244 人	196,034 人	178,819 人

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込	1,549 人	1,524 人	1,522 人	1,518 人	1,536 人
②確保の内容	3,514 人	3,593 人	3,612 人	3,631 人	3,650 人

確保の方策

延長保育事業は、各保育所等における保育標準時間として提供される11時間の保育時間を超える時間帯に提供される保育であり、各施設において設定している延長時間を含む開園時間は、保護者のニーズに応えることができるようにします。

(2) 放課後児童クラブ

就労等により、昼間家庭に保護者のいない小学生の児童を対象に、放課後や長期休暇中に、保護者に代わって保育の場を提供するものです。

実績

◆放課後児童クラブの実績

入所者数（4月1日時点）	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
1～3年生	1,045人	1,211人	1,293人	1,373人
4～6年生	96人	52人	53人	66人
合計	1,141人	1,263人	1,346人	1,439人

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込（1～3年生）	1,580人	1,600人	1,620人	1,640人	1,660人
②量の見込（4～6年生）	190人	190人	190人	190人	190人
③量の見込（合計）	1,770人	1,790人	1,810人	1,830人	1,850人
④確保の内容	1,650人	1,730人	1,770人	1,810人	1,850人

確保の方策

放課後児童クラブは、市の事業として、小学校の隣接地等に保育室を設置し、実施してきましたが、利用希望者の増加により待機児童が発生していることから、平成29（2017）年度から、民間事業者が運営する放課後児童クラブを誘致しています。

今後も引き続き、利用希望者が入所できるよう民間事業者の活用などを検討します。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に里親宅で一時的に児童を預かる事業です。

実績

◆子育て短期支援事業の実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
年間利用者数（延べ数）	96 人/年	65 人/年	48 人/年	65 人/年

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込（延べ数）	70 人/年	70 人/年	70 人/年	70 人/年	70 人/年
②確保の内容（延べ数）	70 人/年	70 人/年	70 人/年	70 人/年	70 人/年

確保の方策

保護者の様々な理由から児童の養育が一時的に困難となった場合、里親会の協力を得て、児童を受入れていただける里親家庭と委託契約を締結しています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

実績

◆乳児家庭全戸訪問の実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
出生者数	1,368 人	1,370 人	1,317 人	1,339 人
乳児家庭全戸訪問数	1,109 人	1,259 人	1,219 人	1,254 人
訪問率 (%)	81.1%	91.9%	92.6%	93.7%

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込(訪問人数)	1,300 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人
②確保の内容(訪問人数)	1,300 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人
③確保の内容(訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%

確保の方策

対象者の把握については、出生後に提出される出生連絡票（お誕生はがき）と生後3か月で出生連絡票が提出されていない家庭の抽出によって行っており、訪問希望のない家庭へも全戸訪問を実施しています。不在の家庭もあり、全数把握には至っていませんが、引き続き訪問を継続していきます。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業

養育支援訪問事業は、育児ストレス等により、子育てに不安や孤独感を抱える家庭で、養育支援が必要な家庭を対象に、ホームヘルプ等による育児・家事の援助や助産師・保育士による相談・助言を訪問により実施しています。

要保護児童支援事業は、様々な理由から家庭での養育が困難になっている児童や保護者を支援するため、関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために、必要な情報交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行い、迅速な対応ができるようにするものです。

実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
養育支援訪問日数	6 日	3 日	19 日	19 日

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込（訪問日数）	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日
②確保の内容	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日

確保の方策

養育支援訪問事業を行う際には、こども未来課（児童相談担当）や要保護児童対策地域協議会での検討に基づき、利用決定を行い、訪問先の家庭の理解を得て、養育支援訪問支援員（助産師・保育士・ホームヘルパー等）を派遣します。

地域で孤立していたり、子どもの養育に課題があったりする家庭の把握に努め、児童と保護者への支援の充実を図ります。

(6) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、保育所や公共施設などの地域の身近な場所で、子育て中の家庭の交流・育児相談等を行う事業です。

実績

◆地域子育て支援センターの利用実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	387 人/日	453 人/日	384 人/日	364 人/日
施設数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込	370 人/日	370 人/日	370 人/日	370 人/日	370 人/日
②確保の内容	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所

確保の方策

保育所や放課後児童クラブなどに併設する形で設置された子育て支援センターにおいて、様々な事業を行います。

子育て支援センターでは、併設する保育所や放課後児童クラブなどと連携しながら、子育てに関する専門性の高い職員が、各施設の特色ある事業を実施するほか、子育て相談等を行います。

(7) 一時預かり事業

様々な理由で、家庭において保育を受けることができない乳幼児を対象に、幼稚園や保育所等において、一時的に預かる事業です。

①幼稚園における在園児対象の一時預かり事業

実績

◆一時預かり事業の実績（幼稚園）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	一人	一人	一人	88人/日

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込	400人/日	400人/日	400人/日	400人/日	400人/日
②確保の内容	400人/日	400人/日	400人/日	400人/日	400人/日

確保の方策

幼稚園の在園児を対象として、教育時間の前後や、夏休み等の長期休業中に預かり保育を行います。

市では、幼稚園での預かり保育を推進するため、実施時間や利用者数等に応じて、幼稚園に預かり保育事業補助金を交付します。

②保育所等で実施する幼稚園以外の一時預かり事業

実績

◆一時預かり事業の実績（保育所等）

利用者数（年間）	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
保育所等	3,867 人	5,868 人	4,838 人	5,106 人
ファミリー・サポート・センター事業等	488 人	544 人	512 人	598 人

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込	70 人/日	70 人/日	70 人/日	70 人/日	70 人/日
②確保の内容	70 人/日	70 人/日	70 人/日	70 人/日	70 人/日

確保の方策

保育所で行う預かり保育は、保護者の疾病、出産及び親族の介護・看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどに利用できる制度です。

ファミリー・サポート・センター事業等でも、サポート会員による預かり保育が可能です。

また、利用者が「施設等利用給付認定」を受けていて、保育の必要性が認められる方の場合、無償化の対象となる場合があります。

(8) 病児保育事業

児童が急な病気となり、保育所等が利用できず、また、保護者も就労などにより、保育ができない場合に、病院や保育所などに併設される専用の保育室で、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

実績

◆病児保育の実績

	平成30年度 (2018年度)
利用者数（年間）	133 人
利用者数（月平均）	15 人

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込	5 人/日	5 人/日	5 人/日	5 人/日	5 人/日
②確保の内容	5 人/日	5 人/日	5 人/日	5 人/日	5 人/日

確保の方策

病児保育は、児童の病気の急変などを想定する必要があるため、医師が常駐する医療機関に併設する「医療機関併設型」が望ましいと考えます。

現在実施している病児保育を継続しながら、市民のニーズの把握を行い、今後も病児保育を確保します。

(9) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

実績

◆ファミリー・サポート・センター事業（小学校1～6年生）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
会員数	依頼会員数	1,058 人	1,152 人	1,235 人	1,335 人
	提供会員数	259 人	266 人	262 人	258 人
利用人数（年間）		691 人	840 人	1,082 人	1,598 人
利用人数（日平均）		2 人	2 人	3 人	4 人

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込	9 人/日	9 人/日	9 人/日	9 人/日	9 人/日
②確保の内容	9 人/日	9 人/日	9 人/日	9 人/日	9 人/日

確保の方策

提供会員の拡大を進めながら、提供する子育ての援助活動の、さらなる質の向上を図るため、提供会員を対象とする研修の充実に努めます。

(10) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
対象者数	1,491 人	1,413 人	1,410 人	1,322 人
受診者数	1,410 人	1,413 人	1,280 人	1,286 人
延べ受診回数	17,340 回/年	17,307 回/年	16,653 回/年	16,436 回/年

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込(受診者数)	1,400 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人
②確保の内容(受診者数)	1,400 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人

確保の方策

母子健康手帳に添付された「妊婦健康診査受診票・助成券」により、妊婦健康診査の費用の一部（14 回分）を助成し、妊婦の健康管理の向上を進めています。

(11) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
母子保健型（施設数）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
基本型・特定型（施設数）	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込（施設数）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の内容（施設数）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

確保の方策

妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を目指し平成29（2017）年10月からは子育て世代包括支援センター（保健センター内）を設置し産後ケアを開始しています。

すべての妊婦に対し、助産師や保健師が母子健康手帳を交付し、子育てのスタートをサポートします。妊娠・出産や子育ての悩み、疑問にお答えしたり、育児サービスの情報を提供します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

食事の提供に要する費用（副食費分）について、未移行幼稚園に通う低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、助成を行います。

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込(対象児童数)	240人	240人	240人	240人	240人
②確保の内容(対象児童数)	240人	240人	240人	240人	240人

確保の方策

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、補助を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

認定こども園特別支援教育・保育経費は、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な経費の一部を補助する事業です。

事業の見込みと確保内容

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月
②確保の内容	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月

確保の方策

平成31(2019)年4月に市内の保育所2園が認定こども園に移行し、認定こども園ができましたので、今後、認定こども園特別支援教育・保育経費事業の活用を図ります。

第6章 計画の推進・進捗管理体制

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

そのため、朝霞市子ども・子育て会議を計画の評価・検証をする機関とします。

2 情報提供・周知

本市では、これまで子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報やホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

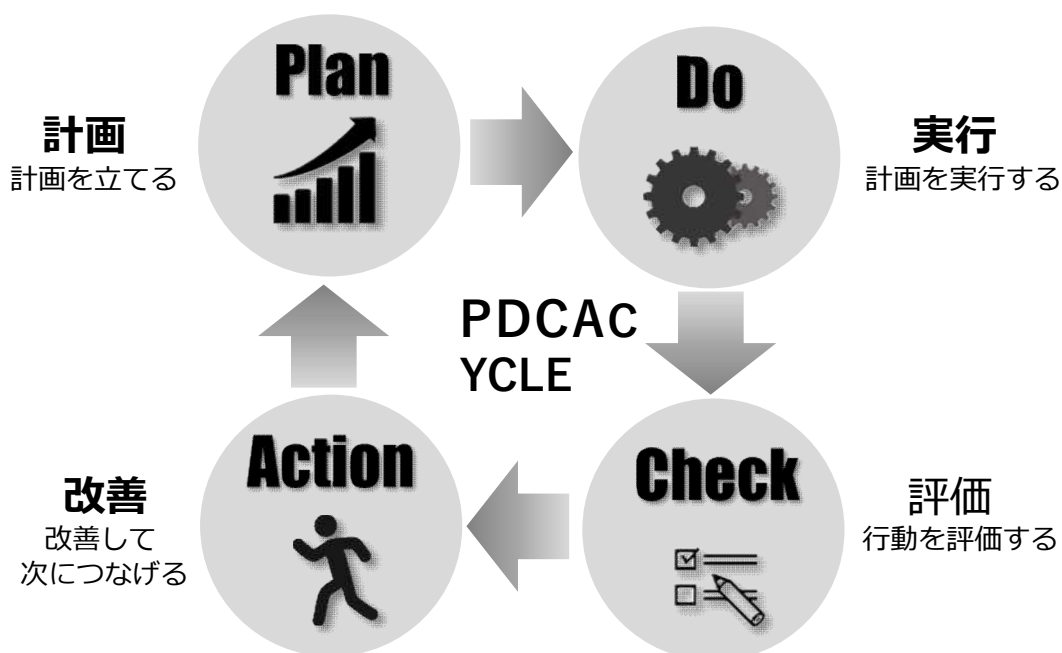
今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3 計画の評価・検証・公表

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

朝霞市子ども・子育て会議において年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。



資料編

1 策定の経過

【平成 30(2018) 年度】

開催日	会議等	議題
平成 30(2018)年 11 月 28 日（水曜日）	第 2 回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の内容について (3) 子どもの生活に関するアンケート調査の内容について
平成 30(2018)年 12 月 18 日（火曜日）	第 3 回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の内容について (2) 子どもの生活に関するアンケート調査の内容について (3) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画のスケジュールについて (4) ヒアリング実施概要について
平成 31(2019)年 2 月 18 日（月曜日）	第 4 回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査、子どもの生活に関するアンケート調査の回収状況について (2) ヒアリング及び事業者アンケートについて
平成 31(2019)年 3 月 27 日（水曜日）	第 5 回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査及び子どもの生活に関するアンケート調査の集計結果について (2) 朝霞市の子ども・子育てを取り巻く現状について (3) 令和元年度の第 2 期朝霞市子ども・子育て支援事業計画策定のスケジュールについて

【令和元(2019) 年度】

開催日	会議等	議題
令和元(2019)年 5 月 31 日（金曜日）	第 1 回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 子ども・子育て会議の運営について (3) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書、子ども・子育てに関する現状・ニーズについて (4) 子どもの生活に関するアンケート調査報告書、子どもの生活に関する現状・ニーズについて (5) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に関する国や市の動向について (6) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて

開催日	会議等	議題
令和元(2019)年 7月12日(金曜日)	第1回 子ども・子育て 支援事業計画部 会	(1) 部会長の選出について (2) 計画策定部会について (3) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定に関する国 や市の動向の把握 (4) 朝霞市の現状と第1期計画の振り返りについて (5) 第2期子ども・子育て支援事業計画に向けた方向性 の検討
令和元(2019)年 8月2日(金曜日)	第2回 子ども・子育て 支援事業計画部 会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和元(2019)年 8月8日(木曜日)	第2回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和元(2019)年 10月8日(火曜日)	第3回 子ども・子育て 支援事業計画部 会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和元(2019)年 11月1日(金曜日)	第4回 子ども・子育て 支援事業計画部 会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和元(2019)年 12月6日(金曜日)	第3回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和2(2020)年 1月29日(水曜日)	第4回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) パブリックコメントの結果について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画案について

2 朝霞市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第51号

改正 平成26年3月31日条例第5号

平成29年12月20日条例第21号

平成30年9月28日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、朝霞市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮って部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・健康部こども未来課及びこども・健康部保育課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第21号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿

平成 30(2018)年 11 月 28 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日

(順不同 敬称略)

区分	選出団体等	氏名	備考
1 号 知識経験を有する者	十文字学園女子大学	山田 陽子	会長
	学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣	副会長
2 号 保護者	朝霞市保育園保護者会連絡会	大久保 扶美枝	
	民営保育園保護者	早川 直子	
	幼稚園保護者	那須 朋子	
	朝霞市 P T A 連合会	高橋 松久	
	小規模保育保護者	浅野 直美	
	朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	土佐 静香	
3 号 子ども・子育て支援 に関する事業に従 事する者	朝霞市社会福祉法人民間保育園	金子 雅美	
	朝霞市小規模保育事業者	横田 結香	
	東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順與	
	朝霞市社会福祉協議会	鳥居 功	
	朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	重野 泰弘	
4 号 公募による市民等	公募市民	岡田 一成	
	公募市民	長谷川 玲奈	
	公募市民	廣澤 順子	
5 号 その他	N P O 法人なかよしねっと	中平 育子	
	元子どもプラン委員	山谷 真名	
	朝霞市自治会連合会	星野 隆	
	子ども会連合会	渡邊 俊夫	
	朝霞市商工会	小野寺 寛	
	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	藤田 勇	
	朝霞市青少年育成市民会議	金子 幸男	
	朝霞市民生委員・児童委員協議会	安福 直美	

令和元(2019)年 5 月 31 日から

(順不同 敬称略)

区分	選出団体等	氏名	備考
1 号 知識経験を 有する者	十文字学園女子大学	山田 陽子	会長、子ども・子育て支援事業計画部会長
	学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣	副会長
	公益財団法人 21 世紀職業財団	山谷 真名	
	朝霞市小中学校校長会	谷井 喜信	子ども・子育て支援事業計画部会員
2 号 保護者	朝霞市保育園保護者会連絡会	鄭 国	
	民営保育園保護者	中村 歩実	
	幼稚園保護者	千葉 悦子	
	朝霞市 P T A 連合会	高橋 松久	子ども・子育て支援事業計画部会員
	朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	脇 みゆき	
3 号 子ども・子育て支援 に関する事業に従 事する者	朝霞市社会福祉法人民間保育園	金子 雅美	
	東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順與	子ども・子育て支援事業計画部会員
	朝霞市社会福祉協議会	鳥居 功	
	朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	重野 泰弘	
4 号 公募による市民等	公募市民	渡部 晃正	子ども・子育て支援事業計画部会員
	公募市民	宮田 朝子	子ども・子育て支援事業計画部会員
5 号 その他	朝霞市議会議員	駒牧 容子	令和元(2019)年5月31日から令和元(2019)年12月17日
		獅子倉 千代子	令和2(2020)年1月9日から※市議会議員改選のため
	N P O 法人なかよしねっと	中平 育子	子ども・子育て支援事業計画部会員
	朝霞市自治会連合会	星野 隆	
	子ども会連合会	渡邊 俊夫	子ども・子育て支援事業計画部会員
	朝霞市商工会	小野寺 寛	
	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	藤田 勇	
	朝霞市青少年育成市民会議	金子 智恵子	
	朝霞市民生委員・児童委員協議会	安福 直美	
	あさか子育てネットワーク	小島 真知子	子ども・子育て支援事業計画部会員
	朝霞市地区里親会	千葉 勝代	子ども・子育て支援事業計画部会員

4 関連事業の一覧

ここでは、基本目標1から3に位置づけた事業を体系別に一覧にして掲載します。

基本目標1 すべての子どもがすくすく育つまち

基本方針1－1 子どもの人権の尊重のために

施策の方向性（1）子どもを虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化

①児童虐待予防と防止の取組

No.	事業名	担当課	掲載ページ
1	DV相談事業	人権庶務課	51 p
2	要保護児童対策地域協議会等を活用した児童相談事業	こども未来課	51 p
3	児童虐待防止に関する意識の普及啓発	こども未来課	51 p
4	里親制度の周知	こども未来課	51 p
5	家庭児童相談事業	こども未来課	51 p
6	子ども家庭総合支援拠点の整備	こども未来課	51 p
7	養育支援訪問事業	こども未来課	51 p
8	虐待防止に関する教育相談の実施	教育指導課	52 p

②子どもの人権尊重の仕組みづくり

No.	事業名	担当課	掲載ページ
9	民生委員・児童委員活動事業	福祉相談課	52 p
10	施設における人権擁護等の体制整備	保育課	52 p
11	いじめ防止に対する取組	教育指導課・ こども未来課	52 p

施策の方向性（2）子どもの意見や視点の尊重

No.	事業名	担当課	掲載ページ
12	朝霞“未来・夢”子ども議会	市政情報課・ 教育指導課	52 p
13	「特別の教科 道徳」の推進	教育指導課	52 p
14	カウンセリングの実施	教育指導課	53 p

施策の方向性（３）子どもの生きる力を育成する学校教育環境の充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
15	中学校自由選択制度	教育管理課	53 p
16	朝霞第五中学校特認校制度	教育管理課	53 p
17	先進校・研究推進校への視察	教育指導課	53 p
18	あさか・スクールサポーターの活用	教育指導課	53 p
19	球技大会、陸上競技大会等の実施	教育指導課	53 p
20	学校総合体育大会、新人体育大会等の実施	教育指導課	53 p
21	朝霞市地域人材活用支援事業	教育指導課	53 p
22	学校保健委員会の実施・充実	教育指導課	53 p
23	朝霞市小学校低学年複数担任制事業	教育指導課	53 p
24	社会体験チャレンジ事業	教育指導課	54 p
25	保健体育科、家庭科、道德等の授業で知識の習得	教育指導課	54 p

基本方針１－２ 特別な配慮が必要な子どものために

施策の方向性（１）障害のある子どもと保護者への支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
26	重度心身障害者福祉タクシー利用料等助成事業	障害福祉課	56 p
27	紙おむつ給付事業	障害福祉課	56 p
28	補装具の交付・修理	障害福祉課	56 p
29	日常生活用具支給	障害福祉課	56 p
30	生活サポート事業	障害福祉課	56 p
31	障害者週間における啓発事業	障害福祉課	56 p
32	障害児通所支援事業	障害福祉課	56 p
33	身体障害者・知的障害者等に係る援護等	障害福祉課	56 p
34	特別児童扶養手当の支給	障害福祉課	56 p
35	重度心身障害者医療費の助成	障害福祉課	56 p
36	障害児福祉手当	障害福祉課	56 p
37	障害児放課後児童クラブ事業	保育課	57 p
38	育成保育事業	保育課	57 p
39	育み支援バーチャル支援センター事業 （発達障害児者支援体制）	健康づくり課	57 p
40	朝霞市障害児就学支援委員会専門員による就学相談	教育指導課	57 p
41	朝霞市はぐくみ補助金	生涯学習・スポーツ課	57 p

施策の方向性（２）ひとり親家庭等の支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
42	ひとり親家庭への自立・生活支援事業	こども未来課	57 p
43	児童扶養手当の支給	こども未来課	57 p
44	ひとり親家庭等医療費の助成	こども未来課	57 p
45	母子生活支援施設入所	こども未来課	57 p

施策の方向性（３）経済的困難を抱える家庭と保護者への支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
46	生活困窮者等学習支援事業	福祉相談課・こども未来課	58 p
47	生活保護進学準備給付金の支給	生活援護課	58 p
48	ひとり親家庭への自立・生活支援事業【No.42 再掲】	こども未来課	58 p
49	児童扶養手当の支給【No.43 再掲】	こども未来課	58 p
50	ひとり親家庭等医療費の助成【No.44 再掲】	こども未来課	58 p
51	母子生活支援施設入所【No.45 再掲】	こども未来課	58 p
52	市営住宅事業	開発建築課	58 p
53	小・中学校教育扶助事業	教育管理課	58 p

施策の方向性（４）外国につながる子どもと保護者への支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
54	外国人世帯の支援	各課	58 p
55	多文化共生推進事業	地域づくり支援課	58 p
56	日本語指導支援員の配置	教育指導課	59 p

基本方針 1－3 地域の中の子どものために

施策の方向性（１）子どもの居場所づくり

No.	事業名	担当課	掲載ページ
57	児童館運営事業	こども未来課	61 p
58	児童遊園地、公園の整備	みどり公園課	61 p
59	冒険遊び場づくり事業（プレーパーク）	みどり公園課	61 p
60	学校体育施設の開放	生涯学習・スポーツ課	61 p

No.	事業名	担当課	掲載ページ
61	放課後子ども教室	生涯学習・スポーツ課	61 p
62	図書館における子ども向け事業	図書館	61 p

施策の方向性（２）子ども同士の交流の機会の提供

No.	事業名	担当課	掲載ページ
63	放課後子ども教室【No.61 再掲】	生涯学習・スポーツ課	61 p
64	市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催	生涯学習・スポーツ課	61 p

基本目標２ すべての家庭が安心して子育てするまち

基本方針２－１ すべての子育て家庭のために

施策の方向性（１）子育てを支える環境づくり

①情報提供の充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
65	民生委員・児童委員活動事業【No.9 再掲】	福祉相談課	64 p
66	子育て情報の提供	こども未来課	64 p

②小児医療の確保と経済的な支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
67	難病患者見舞金（小児慢性特定疾患患者を含む）	障害福祉課	65 p
68	こども医療費の助成	こども未来課	65 p
69	児童手当の支給	こども未来課	65 p
70	小児救急医療における朝霞地区４市との共同事業	健康づくり課	65 p
71	P T A 連合会補助金	生涯学習・スポーツ課	65 p

施策の方向性（２）家庭における子育て支援の充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
72	女性総合相談	人権庶務課	66 p
73	内職相談事業	産業振興課	66 p

No.	事業名	担当課	掲載ページ
74	あさか学習おとどけ講座	生涯学習・スポーツ課	66 p
75	家庭教育学級の支援	生涯学習・スポーツ課	66 p
76	家庭教育学級事業補助金	生涯学習・スポーツ課	66 p
77	家庭教育学級補助金	生涯学習・スポーツ課	66 p
78	子育て（育児）講座	中央公民館	66 p
79	ブックスタート事業	図書館	66 p

施策の方向性（３）生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
80	子ども家庭総合支援拠点の整備【No. 6 再掲】	こども未来課	67 p
81	子育て電話相談	保育課	67 p
82	母子保健相談事業	健康づくり課	67 p
83	栄養相談事業	健康づくり課	67 p
84	妊婦健康診査	健康づくり課	67 p
85	母子健康教育事業	健康づくり課	67 p
86	乳幼児健康診査	健康づくり課	67 p
87	歯科保健事業	健康づくり課	67 p
88	各種予防接種の実施	健康づくり課	67 p
89	母子健康手帳交付事業	健康づくり課	67 p
90	未熟児養育医療費給付事業	健康づくり課	67 p
91	妊娠期からの包括的な子育て支援	健康づくり課	67 p

基本方針 2－2 地域における子育てのために

施策の方向性（１）子育てネットワークの充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
92	子育て支援センター事業	保育課	68 p
93	保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で	保育課	68 p

施策の方向性（２）子どもの健全育成の充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
94	青少年育成事業	こども未来課	69 p
95	朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催	教育指導課	69 p
96	朝霞市ふれあい推進事業	教育指導課	69 p

施策の方向性（３）世代を超えた子育て支援の推進

No.	事業名	担当課	掲載ページ
97	農業体験事業	産業振興課	69 p
98	児童館における高齢者と児童の交流事業	長寿はつらつ課	69 p

基本方針２－３ 子どもの安心・安全のために

施策の方向性（１）子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり

①子どもが犯罪に巻き込まれない社会づくり

No.	事業名	担当課	掲載ページ
99	防犯灯設置工事費補助金の交付	危機管理室	70 p
100	防犯灯維持管理費補助金の交付	危機管理室	71 p
101	広報による防犯啓発活動	危機管理室	71 p
102	朝霞防犯パトロール隊の認定	危機管理室	71 p
103	防犯ブザーの貸与	教育総務課	71 p
104	通学路の安全点検	教育管理課	71 p
105	朝霞市生徒指導委員会の開催	教育指導課	71 p
106	朝霞地区学校警察連絡協議会の開催	教育指導課	71 p
107	通学路等での定期・臨時パトロールの実施	教育指導課	71 p
108	非行防止教室の実施	教育指導課	71 p

②子どもが交通事故に巻き込まれない社会づくり

No.	事業名	担当課	掲載ページ
109	道路区画線の工事	まちづくり推進課	71 p
110	交通立看板、警戒標識等の設置	まちづくり推進課	72 p
111	新入学児童への交通安全教育の実施	まちづくり推進課	72 p
112	保育園児、幼稚園児に交通ルールの指導	まちづくり推進課	72 p

No.	事業名	担当課	掲載ページ
113	交通安全運動チラシによる啓発活動	まちづくり推進課	72 p
114	自転車運転免許制度の実施	教育指導課	72 p

施策の方向性（２）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

No.	事業名	担当課	掲載ページ
115	すべての方が利用しやすい公共施設の整備	財産管理課	72 p
116	都市計画道路整備事業	まちづくり推進課	72 p
117	市道整備・道路管理の充実	道路整備課	72 p
118	学校施設に対する教室等の空気検査	教育管理課	72 p

基本目標３ すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち

基本方針３－１ 教育・保育の充実のために

施策の方向性（１）幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実

①保育所、地域型保育給付施設の整備

No.	事業名	担当課	掲載ページ
119	保育事業	保育課	74 p
120	認可外保育施設等利用補助事業	保育課	74 p
121	家庭保育室補助事業	保育課	74 p

②幼稚園の利用促進

No.	事業名	担当課	掲載ページ
122	幼稚園事業	保育課	75 p

施策の方向性（２）放課後児童クラブの充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
123	放課後児童クラブ事業	保育課	75 p

基本方針 3－2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために

施策の方向性（１）多様なニーズにこたえる子育て支援の充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
124	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	こども未来課	77 p
125	ファミリー・サポート・センター事業	保育課	77 p
126	延長保育事業（時間外保育事業）	保育課	77 p
127	一時預かり事業	保育課	77 p
128	休日保育事業	保育課	77 p
129	病児保育事業	保育課	77 p

基本方針 3－3 教育・保育の質を高めるために

施策の方向性（１）教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

No.	事業名	担当課	掲載ページ
130	保育士研修事業	保育課	78 p
131	保育士等人材確保事業	保育課	78 p
132	小学校と幼稚園・保育所の連携	教育指導課	78 p

5 用語集

か行

家庭保育室

保護者の労働または傷病等の事由により保育が困難な0歳児（生後8週間以上）から2歳児までの乳幼児を保育者の家庭等で預かる事業。

ケースワーカー

身体的、精神的、あるいは社会的な面で何らかの課題を持ち、社会生活上に困難を有する人に対して、対象者が主体的に生活できるように支援、援助していく専門職。福祉事務所や児童相談所などの社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司をケースワーカーと呼んでいる。

子ども・子育て支援法

幼稚園・保育所などの利用料負担や養育支援などを、共通の財政支援により行う仕組みを構築し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。平成24（2012）年に成立。

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために平成27（2015）年4月からスタートした新制度。

子ども・子育て支援関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」

（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関する基本理念、国等の責務、子どもの貧困対策の基本となる事項などを定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。平成25（2013）年に成立。

子供の貧困対策に関する大綱

「子どもの貧困対策推進に関する法律」に基づき、今後政府として解決に取り組んでいくための基本方針や柱となる施策を示すもの。重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などが定められている。

さ行

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の流れを変えるための総合的な取り組みを推進するために、平成15（2003）年に制定された法律。国による取組の方針や、地方公共団体による地域行動計画の策定、企業における従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定などが定められている。

児童虐待

児童虐待は、大きく次の4つに分類される。
①身体的虐待（なぐる、けるなど）、②育

児放棄/ネグレクト（適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど）、③心理的虐待（言葉によるおどし、脅迫、無視など）、④性的虐待（性的いたずらなど）。

就学前児童

小学校に入学する前の児童のこと。

小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもとで、きめ細かな保育を提供する事業。定員は6～19人で、職員の配置状況や施設環境によりA型、B型、C型に分かれる。

スクールカウンセラー

学校で活動するカウンセラーで、児童生徒の心の問題、悩みに対して、臨床心理の専門的知識から対処をする専門職。

スクールソーシャルワーカー

学校で活動するソーシャルワーカーで、児童生徒の問題に対し、保護者や教員、児童相談所や医療機関、行政などと協力しながら問題の解決を図る専門職。児童・生徒を取り巻く周りの環境を整える役割を担う。

ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

厚生労働省の定義では「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」こと。

相対的貧困率

ある国や地域の大多数よりも貧しい相対的貧困者の全人口に占める比率のこと。相対的貧困者とは、世帯の可処分所得などから算出した数値が、国内に住む人々の中央値の半分（貧困線）に満たないケース。

た行

地域型保育

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4事業による保育の総称。設置主体の申請に基づき、市町村長が認可する。

特別支援学級

発達障害などがあることにより、通常の学級における指導では十分な効果をあげることが困難な児童生徒に対して、きめ細かな教育を行うために、小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級。

特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもを対象とし、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を実施するとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした教育施設。

な行

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ。設置主体の申請に基づき、都道府県知事が認可する。

は行

発達障害

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政

令で定めるもの」と定義されている。

バリアフリー

子育て家庭、障害者、高齢者などが社会生活を営む上で生活の支障となる物理的な障害や精神的障壁を取り除くための施策。

プレーパーク

子どもの遊び場づくりの専門職（プレーリーダー）を配置し、適切な安全管理を行いながら、子どもの自由な外遊びを促す機会を提供する事業。市では「朝霞の森」を活用し、NPO法人による遊び場づくり事業として開催されている。

ま行

民生委員・児童委員

生活に困っていること、障害、高齢などによる生活上の悩み等について、住民の相談に応じている。民生委員は児童委員も兼ね、児童に関わる諸問題についても、主任児童委員とともに、各関係機関と連携しながら、問題の解決に努めている。

朝霞市では福祉相談課が所管している。

や行

幼児教育・保育無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの教育・保育施設の利用料等を無料とする制度。令和元(2019)年10月より実施。

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無に関係なく、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・もの

づくり・環境づくりなどを行っていかうとする考え方。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは、要支援児童及びその保護者等の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報を共有し、連携と協力により適切な対応を行うための機関。朝霞市では平成19(2007)年3月に設置。構成機関は法務局、児童相談所、保健所、警察署、消防署、市役所関係課（保育所、小・中学校等）、児童発達支援センター、社会福祉協議会（児童館、放課後児童クラブ）、医師会、歯科医師会、民生委員・児童委員、私立幼稚園協会、市指定保育室連絡協議会、人権擁護委員、民間保育園連絡協議会等。

子どもの権利条約

子どもの権利条約は大きく分けて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。

そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。

病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。

考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。

障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、

自由な活動をおこなったりできることなど。

※「子どもの権利条約」は、平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。



朝霞市キャラクター ぽぼたん

第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年3月

【編集・発行】朝霞市こども・健康部 こども未来課・保育課

〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号

Tel:048-463-1111（代表）

Fax:048-467-0770